

令和7年2月定例会

議案説明資料 予算に関する説明書

(令和7年度当初予算等関係)

子ども家庭部

*各事業の説明資料の「本年度」の欄は来年度の当初計上予定額
「前年度」の欄は今年度の当初予算額
「比較」の欄は「本年度」－「前年度」の額

*トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

令和7年2月定例会議案説明資料目次

子ども家庭部

【予算関係】
(一般会計)

議案番号	件名	課名等	頁
第1号	令和7年度鳥取県一般会計予算		
	1 当初予算説明資料	(総括表) 子育て王国課 家庭支援課 子ども発達支援課 総合教育推進課	3 4 28 59 74
	2 歳入歳出事項別明細書		85
	3 節の明細		89
	4 債務負担行為に関する調書	子育て王国課ほか	98

(特別会計)

議案番号	件名	課名等	頁
第6号	令和7年度鳥取県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算		
	1 総括表	家庭支援課	101
	2 歳入歳出当初予算事項別明細書	〃	102
	3 当初予算説明資料	〃	104
	4 歳入歳出事項別明細書	〃	105
	5 節の明細	〃	106
	6 債務負担行為に関する調書	〃	107
7 地方債に関する調書	〃	109	

【予算関係以外】

(議案)

議案番号	件名	課名等	頁
第31号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例(鳥取県青少年健全育成条例の一部改正)	家庭支援課	110
第32号	鳥取県一時保護施設に関する条例	家庭支援課	113
第36号	鳥取県附属機関条例の一部を改正する条例	総合教育推進課	116
第38号	鳥取県保護施設及び授産施設に関する条例等の一部を改正する条例(鳥取県児童福祉施設に関する条例の一部改正、鳥取県女性自立支援施設に関する条例の一部改正、鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例の一部改正)	家庭支援課 子ども発達支援課	118
第42号	貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例	家庭支援課 子ども発達支援課	125
第68号	鳥取県青少年健全育成条例の一部を改正する条例	家庭支援課	129

(報告)

報告番号	件名	課名等	頁
第4号	長期継続契約の締結状況について	家庭支援課	135

議案第1号

議案説明資料総括表

子ども家庭部 (単位:千円)

課名	本年度 (A)	前年度 (B)	比較 (A-B)	財源内訳				備考
				国庫	起債	その他	一般財源	
(一般会計)								
子育て王国課	9,780,746	9,226,117	554,629	354,119	<12,500> 25,000	894,301	8,507,326	
家庭支援課	4,622,318	4,142,448	479,870	1,392,763	0	41,022	3,188,533	
子ども発達支援課	1,428,956	1,768,509	△ 339,553	149,541	<75,500> 151,000	408,746	719,669	
総合教育推進課	4,280,139	4,117,022	163,117	1,384,625	<3,500> 7,000	368,166	2,520,348	
合計	20,112,159	19,254,096	858,063	3,281,048	<91,500> 183,000	1,712,235	14,935,876	県費負担 15,027,376

(注)起債欄の上段< >書きは、交付税措置を除いた金額である。

県費負担額は、起債欄の< >書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

【説明】

主な事業

- ・カップル倍増プロジェクト推進事業
- ・(新)市町村と連携した少子化対策検討モデル事業
- ・「シン・子育て王国とっとり」男性育児休業取得応援事業
- ・(新)プレコンセプションケア推進事業
- ・産後ケアトータルサポート事業
- ・願いに寄り添う妊娠・出産応援事業
- ・(新)こどもと親の心の健康サポート事業
- ・(新)「SNSやデジタル技術を使った被害から子どもたちを守る」SNS適正利用促進事業
- ・子ども食堂運営費高騰対策支援事業
- ・官学連携による地域未来共創事業
- ・私立学校等物価高騰対策支援事業

令和7年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

8目 私立学校振興費

子育て王国課（内線：7570）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
私立幼稚園等施設整備・運営体制支援事業	〔債務負担行為〕 2,322 106,739	83,154	〔債務負担行為〕 2,322 23,585	51,627			〔債務負担行為〕 2,322 55,112	
トータルコスト	113,837千円（前年度 90,197千円）〔正職員：0.9人〕							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

質の高い環境で子どもを安心して育てることができる教育環境を整備するため、私立幼稚園等の施設整備事業（大規模修繕、改築等）や環境整備事業に対する補助を行う。

また、特別支援教育や子育て支援活動の充実を促進し、私立幼稚園等の教育振興を図る。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
(1) 私立認定こども園大規模修繕事業補助金	老朽化した私立認定こども園の修繕等に係る経費の補助 【補助率】1/3	3,976
(2) 私立高等学校等大規模修繕等促進事業補助金	老朽化した私立幼稚園の修繕等に係る経費の補助 【補助率】1/3	15,972
(3) 私立高等学校等改築事業補助金	老朽化した私立幼稚園の改築に係る経費の補助【補助率】1/6 ※予定案件なし	—
(4) 私立学校振興資金利子補助金	私立の幼稚園、幼稚園型認定こども園及び幼保連携型認定こども園が施設整備事業に充てるため、金融機関等から借り入れた資金に係る利子補助 【利子補助率】年率又は年1%のどちらか低い率	5,907
(5) 幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業補助金	私立の幼稚園、幼稚園型認定こども園及び幼保連携型認定こども園の遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の整備に要する経費に対する補助 【補助率】認定こども園1/2、幼稚園1/3	16,664
(6) 幼児教育の質の向上のためのICT化支援事業補助金	私立の幼稚園及び幼稚園型認定こども園の支援システムの導入に必要な購入費、改修費、リース料、保守費、工事費、通信費等に対する補助 【補助率】1/2	5,406
(7) 認定こども園等における教育の質の向上のための研修事業補助金	鳥取県私立幼稚園・認定こども園協会等が実施する合同研修等に要する経費に対する補助 【補助率】1/2	300
(8) 特別支援教育研究推進事業費補助金	私立の幼稚園、幼稚園型認定こども園及び幼保連携型認定こども園における教育標準時間認定を受けた障がい児に対する加配教員への人件費に対する補助 【補助率】定額（単価）	53,312
(9) 子育て支援活動・預かり保育推進事業補助金	私立の幼稚園、幼稚園型認定こども園及び幼保連携型認定こども園における預かり保育、子育て支援に係る経費に対する補助 【補助率】定額（単価）	5,202
合計		106,739

※債務負担行為

事項	期間	限度額
学校法人が施設整備事業に充てるために金融機関等から借り入れた資金に係る利子への助成	令和8年度から令和17年度まで	2,322

令和7年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

12目 諸費

子育て王国課（内線：7192）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
子ども家庭部 国庫返還金調 整事業	20,000	20,000	0				20,000	
トータルコスト	20,789千円（前年度 20,783千円） [正職員：0.1人]							
<p>事業内容の説明</p> <p>令和6年度以前の子ども家庭部内の国庫補助事業について執行実績により精算した結果、受入超過となった補助金の返還に要する経費である。</p>								

3款 民生費

2項 児童福祉費

1目 児童福祉総務費

子育て王国課（内線：7148）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考															
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																
子育て王国課 管理運営費	11,840	9,419	2,421				11,840																
トータルコスト	34,442千円（前年度 30,963千円） [正職員：2人、会計年度任用職員：2人]																						
<p>事業内容の説明</p> <p>1 事業の目的、概要</p> <p>子育て王国課及び子ども家庭部の管理運営、課・部内外の連絡調整等に係る費用である。</p> <p>2 主な事業内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">細事業名</th> <th style="width: 50%;">内容</th> <th style="width: 20%;">予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 事務費</td> <td>子育て王国課及び子ども家庭部の管理運営、課・部内外の連絡調整等を行う。</td> <td style="text-align: right;">8,892</td> </tr> <tr> <td>(2) 鳥取県児童館連絡協議会補助金事業</td> <td>鳥取県児童館連絡協議会が実施する県内に設置されている児童館活動の促進事業及び職員の資質向上を図る研修等へ補助する。 【補助対象経費】 報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、食糧費、役務費（通信運搬費、手数料）、使用料及び賃借料 【補助率】 10/10（県外旅費は1/2）</td> <td style="text-align: right;">700</td> </tr> <tr> <td>(3) 児童福祉審議会費</td> <td>児童、妊産婦及びひとり親家庭等の福祉並びに母子保健に関する事項を調査審議するため児童福祉審議会を開催する。</td> <td style="text-align: right;">2,248</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: right;">11,840</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内容	予算額	(1) 事務費	子育て王国課及び子ども家庭部の管理運営、課・部内外の連絡調整等を行う。	8,892	(2) 鳥取県児童館連絡協議会補助金事業	鳥取県児童館連絡協議会が実施する県内に設置されている児童館活動の促進事業及び職員の資質向上を図る研修等へ補助する。 【補助対象経費】 報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、食糧費、役務費（通信運搬費、手数料）、使用料及び賃借料 【補助率】 10/10（県外旅費は1/2）	700	(3) 児童福祉審議会費	児童、妊産婦及びひとり親家庭等の福祉並びに母子保健に関する事項を調査審議するため児童福祉審議会を開催する。	2,248	合計		11,840
細事業名	内容	予算額																					
(1) 事務費	子育て王国課及び子ども家庭部の管理運営、課・部内外の連絡調整等を行う。	8,892																					
(2) 鳥取県児童館連絡協議会補助金事業	鳥取県児童館連絡協議会が実施する県内に設置されている児童館活動の促進事業及び職員の資質向上を図る研修等へ補助する。 【補助対象経費】 報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、食糧費、役務費（通信運搬費、手数料）、使用料及び賃借料 【補助率】 10/10（県外旅費は1/2）	700																					
(3) 児童福祉審議会費	児童、妊産婦及びひとり親家庭等の福祉並びに母子保健に関する事項を調査審議するため児童福祉審議会を開催する。	2,248																					
合計		11,840																					

令和7年度一般会計当初予算説明資料

3 款 民生費
2 項 児童福祉費
1 目 児童福祉総務費

子育て王国課（内線：7148）
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
シン・子育て王国とっとり推進事業	18,003	47,994	△29,991	6,140			11,863	
トータルコスト	25,890千円（前年度 61,297千円） [正職員：1人]							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

「シン・子育て王国とっとり」の実現に向け県民全体の機運の醸成を図るため、各種施策を実施する。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
(1) 子育て王国とっとり情報発信事業	・「子育て王国とっとり」関連施策の広報経費 ・「子育て王国とっとりサイト」の管理運営に係る委託経費	3,617
(2) 子ども専用ウェブサイト事業	子ども専用ウェブサイト「キッズポートとっとり」の運用・保守管理経費	1,439
(3) とっとり子育て応援パスポート事業	協賛店に提示すると割引等のサービスを受けることができる子育て応援パスポートを県、市町村が子育て家庭の申請に基づき発行する。 ※アプリ化に伴うシステムの保守管理経費を含む。	5,081
(4) 子育て支援冊子作成事業	祖父母世代向けの子育て支援冊子「孫育てのススメ」を更新・発行する。	495
(5) 子育て王国とっとり会議	子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に必要な事項及び当該施策の実施状況の調査審議や、子ども・子育て支援法に規定する事項の調査審議を行う。	1,315
(6) 子育て応援駐車場整備促進事業	民間施設における子育て応援駐車場の設置促進を図るため、駐車場の表示・看板等の整備費用を支援する。	3,000
(7) とっとり子育て魅力発信事業	高校生、大学生、専門学校生などに対し出前講座を実施し、鳥取県での就職、生活を選択する動機付けを行う。	809
(8) とっとり子育てプレミアムパートナーの活動	「とっとり子育てプレミアムパートナー」が行う活動を広めるため以下の取組を実施。 ・プレミアムパートナーの活動内容周知（動画の作成・配信等） ・地域において優れた子育てに関する活動を行う組織（企業、地域団体、保護者会、こども会など）及び個人の表彰（シン・子育て王国とっとり表彰） ・プレミアムパートナー同士の意見交換会	1,121
(9) 子どもミーティング開催	シン・子育て王国とっとり計画の基本方針に掲げる「子どもの意見表明と多様な社会的活動への参加の機会づくり」を具体化する取組として、「子どもミーティング」を実施する。	306
(10) 韓国・慶尚北道との国際共同フォーラム開催	韓国・慶尚北道と「低出生克服の国際共同フォーラム」を開催し、具体的な少子化対策の解決策等について検討する。 （令和7年度は慶尚北道、令和8年度は当県で開催予定。）	820
合計		18,003

3 その他（改善点等）

- ・令和5年3月より、「とっとり子育て応援パスポート」のアプリを稼働。デジタルパスポートで利便性の向上を図るとともに、令和6年度に子どもの年齢や利用者の興味のあるカテゴリに応じたプッシュ配信を可能とする改修等を行い、子育て支援情報発信の強化を行っている。
- ・子ども専用ウェブサイト「キッズポートとっとり」にて、子どもたちが主体的にコンテンツ作りに携わり、サイトで発信していくことを通して鳥取県の魅力を再発見し、愛着を深めることに繋げていく。

令和7年度一般会計当初予算説明資料

3 款 民生費
2 項 児童福祉費
1 目 児童福祉総務費

子育て王国課（内線：7150）
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
保育サービス多様化促進事業	319,845	346,670	△26,825	17,169			302,676	
トータルコスト	322,211千円（前年度 349,018千円） [正職員：0.3人]							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

保護者の勤務形態の多様化、核家族化の進行、特別な支援を必要とする児童の増加などに伴う様々な保育需要に柔軟に対応することにより、安心して子どもを生み育てやすい環境を整備するとともに、児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
(1) 障がい児保育事業	各市町村が特別な支援が必要と認めた保育認定を受けている子どもに対して、保育士等を配置する経費 【負担割合】 県1/2、市町村1/2 ※【拡充】 正規職員配置の場合は県1/3、市町村1/3、施設1/3	160,482
(2) 医療的ケア児保育事業	各市町村が医療的ケア児のために看護職員等やその補助者を配置するための経費等 【負担割合】 国2/3、県1/6、市町村1/6等	20,000
(3) 乳児保育事業	特定教育・保育施設等（私立のみ）において、年度中途の乳児の入所に対応するため、年度当初から6ヶ月分の保育士を配置する経費 【負担割合】 県1/2、市町村1/2	36,538
(4) 産休等代替職員費補助金	児童福祉施設等の職員が出産又は傷病のため休暇を取得する場合、その代替職員を任用するための経費 【負担割合】 県10/10（定額）	5,899
(5) 保育環境改善等事業	保育所等における設備の購入や改修等を行い、保育環境の改善を図るための経費 【負担割合】 国1/3、県1/3、市町村1/3	2,338
(6) 低年齢児受入施設保育士等特別配置事業	保育所等における1歳児担当保育士等数の割合を国の加配基準（5：1）を上回って配置（4.5：1）するための経費 【負担割合】 県1/2、市町村1/2	94,588
	合計	319,845

3 その他（改善点等）

これまで対象児童や配置職員の範囲拡大等により多様な子どもの受入れを支援しており、令和7年度においては、発達障がいをはじめとした障がい児の受入れニーズの増加に伴い、多様な発達特性等に対し、高度な専門性に対応するため、障がい児保育の正規職員単価を創設し、保育ニーズに応じた更なる手厚い支援を行っていく。

令和7年度一般会計当初予算説明資料

3 款 民生費
 2 項 児童福祉費
 1 目 児童福祉総務費

子育て王国課（内線：7573）
 （単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
地域少子化対策重点推進交付金事業（市町村分）	26,493	15,400	11,093	26,493				
トータルコスト	27,282千円（前年度 16,183千円）〔正職員：0.1人〕							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

地域少子化対策重点推進交付金（こども家庭庁所管）を活用して、結婚支援の取組、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成、結婚新生活支援を実施する市町村に対する助成を行う。

2 主な事業内容

細事業名	内容
(1) 地域少子化対策重点推進事業	市町村が行う少子化対策事業（結婚支援の取組及び妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成）について、優良事例の横展開を支援する。 【補助率】1/2～3/4 【補助上限額】〔国令和7年度当初予算分〕10,000千円／市町村、 〔国令和6年度補正予算分〕70,000千円／市町村
(2) 結婚新生活支援事業	結婚に伴う経済的負担を軽減するため、市町村が行う結婚新生活支援事業（新婚世帯を対象に家賃、引越費用等を補助）を支援する。 【補助率】1/2～2/3 【補助上限額】300千円／世帯又は600千円／世帯 【対象世帯】夫婦ともに39歳以下かつ世帯所得500万円未満の新規に婚姻した世帯

3 その他（改善点等）

地域独自の少子化対策に係る経費に対して市町村へ間接補助することで、市町村が地域の実情に応じた少子化対策を実施しており、毎年度、事業実施する市町村が着実に増えている。

令和7年度は、地域少子化対策重点推進交付金の交付要件が緩和され、同交付金を活用した事業を実施する市町村が大幅に増える見込みである。（令和6年度：9市町村→令和7年度：18市町村）

＜参考＞地域少子化対策重点推進交付金活用事業実施市町村

- ・令和4年度：6町1村（若桜町、八頭町、湯梨浜町、北栄町、日吉津村、南部町、伯耆町）
- ・令和5年度：1市6町1村（倉吉市、若桜町、八頭町、湯梨浜町、北栄町、日吉津村、南部町、伯耆町）
- ・令和6年度：1市7町1村（倉吉市、岩美町、若桜町、八頭町、湯梨浜町、北栄町、日吉津村、南部町、伯耆町）

令和7年度一般会計当初予算説明資料

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

1 目 児童福祉総務費

子育て王国課（内線：7573）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
とっとり婚活応援プロジェクト事業	47,412	34,682	12,730	27,983			19,429	
トータルコスト	55,299千円（前年度 42,507千円） [正職員：1人]							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

未婚化・晩婚化が少子化の一因と言われる中、結婚を望む方が早期に自らの望む形で成婚へとつなげられるよう、未婚者同士の1対1のマッチング事業を実施する「えんトリー（とっとり出会いサポートセンター）」（以下、「えんトリー」という。）の運営、婚活イベントのメール配信や経費助成を中心とした出会いの場づくりの支援を行う。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
(1) とっとり出会いサポート事業	<ul style="list-style-type: none"> ・えんトリーにより1対1のマッチング事業（お見合い）を実施する。 ・えんトリーに異なる企業・団体のグループ同士をマッチングする「事業所間婚活コーディネーター」及び市町村連携強化・民間事業者への働きかけを行う「結婚支援コンシェルジュ」を配置する。 ・婚活力スキルアップセミナーの実施経費をえんトリー運営受託者に助成する。 【補助対象】 えんトリー運営受託者 【補助率】 10/10	41,780
(2) 婚活イベント情報メール配信システム運営事業	山陰両県の婚活イベント情報のメール配信を行う。	132
(3) 婚活イベント開催事業補助金	団体・企業が実施する婚活イベントに対して補助する。 【補助率】 非営利団体の場合：10/10 営利団体の場合：1/2 【補助限度額】 1,000千円/1団体あたり	3,500
(4) 結婚に向けた出会いの機会等創出事業補助金	市町村や一部事務組合等が実施する婚活イベント等に対して補助する。 【補助率】 1/2 【補助限度額】 市町村300千円、一部事務組合等1,000千円	1,000
(5) 仲人への成果報酬補助金	仲人へ成婚数に応じた成果報酬を支給する市町村に対して補助する。 【補助率】 1/2 【補助上限額】 50千円/組	1,000
合計		47,412

3 その他（改善点等）

えんトリーにおける累計成婚数の目標（令和2～6年度）120組（会員同士60組、男女どちらかが会員60組）に対し、令和6年度単年度の成婚数は43組（会員同士24組、男女どちらかが会員19組）であり、令和2年度以降の累計成婚組数は174組（会員同士84組、男女どちらかが会員90組）である（令和6年12月末時点）。

令和7年度以降も引き続き、えんトリーの運営等により結婚を応援する機運の醸成を図る。

令和7年度一般会計当初予算説明資料

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

1 目 児童福祉総務費

子育て王国課（内線：7573）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
カップル倍増プロジェクト推進事業	23,481	10,966	12,515	15,780			7,701	
トータルコスト	26,636千円（前年度 14,096千円） [正職員：0.4人]							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

とっとり出会いサポートセンター「えんトリー」の運営等により、結婚を希望する方を後押しするほか、マッチングアプリ等の結婚支援サービス事業者である株式会社オミカレと連携し、官民連携による新たな出会い・結婚支援事業を行い、引き続き若者のニーズに沿った出会い結婚支援を図り、カップル倍増プロジェクトを一層促進する。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
(1) えんトリー会費無償化	えんトリーの会費（入会登録料・更新料）を性別・年齢問わず全て無償とする。	5,000
(2) オミカレ連携事業	①株式会社オミカレと連携し、若い世代にターゲットした自然な出会いイベントを周期開催する（年3回開催予定）。 ②マッチングアプリ等の多様な婚活サービスに係る啓発セミナーを開催する。	12,400
(3) メタバースを活用した婚活イベントの実施	①メタバースを活用した婚活イベントを開催し、多様な出会いの機会を創出する。 ②民間事業者の婚活イベントの運営サポート メタバースを民間の婚活イベント主催団体と共用し、イベント運営をサポートすることで、メタバースの利活用の幅を広げ、出会いの機会を更に拡大する。 ③システム改修 イベント主催側が、イベント参加者の希望相手の記入状況をリアルタイムで確認できるように改修する。	4,081
(4) えんトリー開設10周年記念事業 ※②については別事業で計上	①成婚体験談の発信 えんトリーのサポートを受けて結婚された夫婦の体験談等を集めた事例集を作成し、SNS等で発信する。 ②えんトリープレゼンツ！未婚化・少子化対策セミナー えんトリーが経済団体との連携を図り、独身者支援の現場で得た知見を活かしながら、結婚のポジティブな側面等を発信する等、未婚化・少子化対策に資するセミナーを開催する。	2,200 ①1,000 ②1,200
(5) 各種業界団体と連携した婚活イベントの開催 ※別事業で計上	JAや商工団体とえんトリーが連携して婚活イベントを開催する。	(1,000)
(6) 縁ナビ倍増事業	縁ナビの新規掘り起こしのため、誰でも気軽に参加できる現役縁ナビを交えた座談会（縁ナビ活動事例を紹介等）を行うほか、縁ナビ主催のマッチングイベントを開催する。	1,000
合計		23,481

3 その他（改善点等）

- ・ えんトリー登録者数：753名、成婚数：289組
※令和6年12月末時点
- ・ 目標数：カップル成立年500組

令和7年度一般会計当初予算説明資料

3 款 民生費
2 項 児童福祉費
1 目 児童福祉総務費

子育て王国課（内線：7570）
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 <寄附金>	一般財源	
鳥取県自然保育促進事業	32,178	25,257	6,921	98		1,000	31,080	
トータルコスト	36,910千円（前年度 29,952千円） [正職員：0.6人]							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

本県の恵まれた環境を活かし、子どもたちが「豊かな自然」の中で“遊びきる”経験を持てる環境を提供するため、自然保育を行う施設等の取組を支援する。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
(1) とっとり森・里山等自然保育事業費補助	とっとり森・里山等自然保育認証制度において認証された園（以下「認証園」という。）の運営費を補助する。 【補助基準】利用定員区分ごとの1人当たり月額単価により、利用児童人数に応じて補助 【負担割合】県1/2（市町村は任意）	27,766
(2) とっとり森・里山等自然保育認証園に対する保育料の軽減補助	国による幼児教育・保育無償化対象外である3歳以上の児童又は以下の要件に該当する児童に係る保育料を軽減する認証園に対しその額を補助する。 【対象児童】・4月1日時点で3歳以上の児童 ・4月1日時点で2歳である第3子以降の児童及び保護者と生計を一にする低所得世帯の第2子（第1子が認証園に在園する児童に限る） 【補助基準】各園が軽減した額とし、各園が定める保育料の1/2 又は1月あたり12,850円のいずれか低い額を限度とする。 【負担割合】県1/2（市町村は任意）	2,313
(3) 保育所、幼稚園等とっとり自然保育認証制度の推進	県内で自然保育を定期的に行う保育所・幼稚園等をとっとり自然保育認証制度により認証するとともに、認証園に対して自然体験活動の必要経費を補助する。 【補助基準額】1施設200千円 【補助率】県1/3（市町村は任意）	1,818
(4) その他事業	・自然保育研修会、安全対策研修会の実施 ・森と自然の育ちと学び自治体ネットワークへの参画	281
合計		32,178

3 その他（改善点等）

- 平成27年3月に「とっとり森・里山等自然保育認証制度」を創設し、認証園の運営費や保育料軽減に対する助成を行っており、7園を認証している（令和7年1月末時点）。また、平成29年度には保育所・幼稚園等が行う自然体験活動に対する認証制度（保育所、幼稚園等とっとり自然保育認証制度）を創設し、42園を認証した（令和7年1月末時点）。
【自然保育に取り組む施設数】目標：48園（令和6年度末まで）を達成
（「とっとり森・里山等自然保育認証園」及び「保育所、幼稚園等とっとり自然保育認証園」の合計）
- 自然保育の推進により、子どもの発達の促進以外に、中山間地域振興、移住定住対策の面でも効果をもたらしている。

令和7年度一般会計当初予算説明資料

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

1 目 児童福祉総務費

子育て王国課（内線：7573）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
こどもの国管理運営費	〔債務負担行為〕 23,649 136,861	143,997	〔債務負担行為〕 23,649 △7,136	20,345	<12,500> 25,000	91,516	〔債務負担行為〕 23,649	県費負担 104,016
トータルコスト	140,805千円（前年度 147,910千円） [正職員：0.5人]							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

鳥取砂丘こどもの国は、自然とのふれあいや遊びを通じて子どもたちが憩い楽しめる場を提供することで、児童の健全な育成に資することを目的として設置している。これらの設置目的を実現し、魅力ある施設運営を実施するため、指定管理者への管理委託、施設の修繕、混雑時の周辺地域の渋滞対策等を実施する。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
(1) 指定管理料	指定管理者による指定管理料 指定管理者：一般財団法人鳥取県観光事業団 指定管理期間：令和6年4月1日～令和11年3月31日 (人件費増額分7,883千円、光熱費11,699千円) ※指定管理者による指定管理料限度額 【債務負担行為期間】令和8年度～令和10年度 【限度額】23,649千円	105,538
(2) 修繕関係費	非常用発電装置更新工事	28,479
(3) GW渋滞対策費	鳥取市周辺渋滞対策検討協議会でゴールデンウィーク期間中に実施する砂丘西側の渋滞対策費用を負担。	2,844
合計		136,861

※令和6年度当初予算において人件費及び物件費等（修繕費を含む）を増額したが、この度再算定時から民間給与実態調査を基に積算した人件費に3%以上の増があったことから、令和7年度の人件費を増額する。

（令和8～10年度分も同様に増額するため、併せて債務負担行為を追加する。）

また、光熱費については、別枠で毎年度措置することを予定していたため、物価指数を考慮して令和7年度分を算定した。

なお、物件費等（修繕費を含む）については、物価指数に±3%以上の増減がなかったため措置なし。

【参考】指定管理料の見直しの考え方

- ・人件費：各年度の民間給与実態調査を基に積算した人件費が、予算設定時（再算定を行った場合は再算定時）と比較して施設ごとに±3%以上の増減があった場合、再算定を行う。
- ・物件費等：予算設定時（再算定を行った場合は再算定時）と比較して、鳥取市物価指数に±3%以上の増減があった場合、再算定を行う。
- ・光熱費：今後の動向が不透明であるため、物価指数を考慮して毎年度別枠で措置する。

(注) 起債欄の< >書きは交付税措置額を除いた額である。

県費負担額は、起債欄の< >書きの金額に一般財源の金額を加算した額である。

令和7年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

1目 児童福祉総務費

子育て王国課（内線：7150）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
子ども・子育て支援交付金	776,462	693,415	83,047				776,462	
トータルコスト	780,406千円（前年度 697,328千円） [正職員：0.5人]							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

市町村が、各市町村の子ども・子育て支援事業計画に従って実施する「地域子ども・子育て支援事業」に必要な費用に充てるため、交付金を交付する。

2 主な事業内容

負担割合：国1/3、県1/3、市町村1/3（利用者支援事業は国2/3、県1/6、市町村1/6）

細事業名	内容	予算額
(1) 利用者支援事業	子どもやその保護者の身近な場所で、地域の子育て支援情報の提供、相談・助言等とともに、関係機関との連絡調整等を実施する。	59,467
(2) 延長保育事業	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等での保育を実施する。	32,228
(3) 実費徴収に伴う補足給付を行う事業	特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具等教育・保育に必要な物品の購入費又は行事への参加費等を助成する。	250
(4) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校就学児童に対し、授業終了後に、余裕教室、児童館等を利用し適切な遊び及び生活の場を提供する。	436,984
(5) 子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭で養育を受けることが一時的に困難となった児童を、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う。	4,531
(6) 乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全家庭を訪問し、子育て支援情報の提供や養育環境等の把握を行う。	4,961
(7) 養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭の居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行う。	2,715
(8) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	要保護児童対策協議会の調整機関職員やネットワーク構成員の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する。	2,531
(9) 子育て世帯訪問支援事業	要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う。	2,142
(10) 児童育成支援拠点事業	児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えると同時に児童や保護者への相談等を行う。	4,702
(11) 親子関係形成支援事業	要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦を対象に、親子間の適切な関係性の構築を目的とし、子どもの発達の状況に応じた支援を行う。	27
(12) 地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う。	74,656
(13) 一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所等において、一時的に預かり、必要な保護を行う。	68,002
(14) 病児保育事業	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等で、看護師等が一時的に保育等を行う。	73,280
(15) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う。	9,986
合計		776,462

3 その他（改善点等）

市町村で策定した子ども・子育て支援事業計画に沿って、県内すべての市町村がいずれかの事業に取り組み、子育て環境の充実に努めている。

令和7年度一般会計当初予算説明資料

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

1 目 児童福祉総務費

子育て王国課（内線：7150）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
放課後児童クラブ設置促進事業	11,939	28,870	△16,931	1,366			10,573	

トータルコスト 15,883千円（前年度 32,783千円） [正職員：0.5人]

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

仕事と子育ての両立支援のため、昼間保護者がいない家庭の児童を預かる放課後児童クラブの運営費等を助成する。また、放課後児童クラブ職員等を対象とした研修会を開催する。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
(1) 放課後児童健全育成事業	放課後児童クラブの運営費について国庫補助（子ども・子育て支援交付金）に上乘せ、または国庫補助対象外クラブへ単県補助を行う。 【負担割合】県1/2、市町村1/2 【加算内容】 ・夏休み等長期休暇に1日8時間以上開設する場合 ・障がい児2人以上を受入れ、市町村が必要と認めた児童1人につき専門的知識を有する担当職員を1人以内配置する場合 ・児童の遊びを指導する者の資格を有する者（保育士等）の処遇改善を行った場合	2,084
(2) 放課後児童指導員等資質向上事業等	放課後児童クラブ支援員等を対象とした研修会を開催する。 【負担割合】国1/2、県1/2	233
(3) 放課後児童クラブ施設整備費	放課後児童クラブの施設整備の促進を図るため、市町村等に対し施設整備費を助成する。令和7年度は米子市で1箇所（支援単位1）整備予定。 【負担割合】※（ ）内は待機児童の解消のために施設整備を行う場合 ・市町村が整備を行う場合：国1/3、県1/3、市町村1/3（国2/3、県1/6、市町村1/6） ・市町村が社会福祉法人等が行う施設整備に補助する場合：国2/9、県2/9、市町村2/9、設置者1/3（国1/2、県1/8、市町村1/8、設置者1/4）	7,054
(4) 放課後児童支援員認定資格研修事業	放課後児童クラブに配置する放課後児童支援員を認定するための研修を開催する。 【負担割合】国1/2、県1/2	2,568
合計		11,939

3 その他（改善点等）

年度当初に放課後児童クラブに登録できなかった児童（待機児童）は、令和5年度に19人、令和6年度に47人発生しており、引き続き放課後児童クラブの運営費や施設整備への支援により待機児童の解消を図る必要がある。

令和7年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費
2項 児童福祉費
1目 児童福祉総務費

子育て王国課（内線：7150）
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
「シン・子育て王国とっとり」保育人材確保強化事業	〔債務負担行為〕 4,369	〔債務負担行為〕 12,418	〔債務負担行為〕 △8,049	〔債務負担行為〕 2,184		<手数料> 1,143	〔債務負担行為〕 2,185	
	91,520	81,100	10,420	55,294			35,083	
トータルコスト	100,196千円（前年度 89,708千円）〔正職員：1.1人〕							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

学生や潜在保育士等への就職支援等を行う「保育士・保育所支援センター」を設置・運営するほか、学生等若い世代に対し、保育の仕事内容や職場の魅力を発信することで、将来的な保育人材の確保を図る。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
(1) 保育士・保育所支援センター設置・運営事業	保育士・保育所支援センターの設置・運営や潜在保育士の就職支援を行う。 【委託先】（福）鳥取県社会福祉協議会 【主な事業内容】 ・保育士キャリアアドバイザーによる潜在保育士等の就職支援 ・新人保育士向け合同研修会の開催 ・エルダー・メンター認証制度に係る研修会及び意見交換会の開催	21,011
(2) 若い世代への保育の魅力発信事業	学生等に対し、保育の仕事内容や職場の魅力を発信する。 【委託先】（福）鳥取県社会福祉協議会 【主な事業内容】 ・保育のおしごと体験事業、保育の出前説明会、魅力発信フェスの開催 ・施設長向け働き方改革セミナーの開催	4,661
(3) 保育士養成施設に対する就職促進支援事業	鳥取短期大学が学生に対して行うキャリア教育や就職促進の取組を支援する。 【対象経費】 ア【新】キャリア教育の取組に要する経費（中高生等に対する保育体験講座、高大連携プログラムの実施、保育職の魅力を伝えるキャリア教育・教科目の実施等） イ 学生の就職促進のため実施する取組に要する経費 【県補助率】10/10	1,307
(4) 保育体制強化事業（保育支援者の配置）	保育施設が行う保育支援者の配置に要する経費の一部を助成する。 【対象経費】保育体制強化事業（保育士の補助業務を行う保育支援者の配置及び児童の園外活動時の見守り等を行う取組）の実施に必要な経費 【実施主体】市町村 【県補助率】3/4	55,440
(5) 保育補助者雇上強化事業	私立保育施設が保育補助者の配置に要する経費の一部を助成する。 【実施主体】市町村 【県補助率】7/8	4,517
(6) 県外学生等保育施設就職奨励金制度	保育施設への就職者に対して奨励金を支給するのに要した経費の一部を助成する。 【対象者】 ア 県外学生 イ 潜在保育士等（※就職1年経過後に支給） 【支給額】学生・潜在保育士（有資格者）10万円、子育て支援員等（無資格者）3万円 【実施主体】市町村 【県補助率】1/2	750
(7) 保育教諭確保等のための資格取得支援事業	保育士等の資格取得に必要な受講料や代替職員雇上費の一部を助成する。 【対象経費】養成施設の受講経費、代替保育従事者雇上費 【実施主体】県内保育施設等 【県補助率】1/2	1,950
(8) 保育士登録事業	国家資格である保育士資格を全国で一元化して登録・管理する。また、マイナンバー連携や登録手数料のキャッシュレス決済への対応を行う。 【委託先】（福）日本保育協会	1,884
合計		91,520

※債務負担行為

事項	期間	限度額
認可外保育施設等保育士資格取得支援事業	令和8年度	4,369

3 その他（改善点等）

- 保育士・保育所支援センターによる潜在保育士等の就職決定数及び保育士養成施設である鳥取短期大学における県内保育施設就職者数の対前年度比増を図る。
 - ・潜在保育士等の就職決定数の推移 R3：74名、R4：48名、R5：31名
 - ・鳥取短期大学における卒業生の県内保育施設就職者数の推移 R3：96名、R4：78名、R5：66名
- 市町村や保育現場の意見を踏まえた保育士等の負担軽減や魅力発信のほか、エルダー・メンター認証制度を活用した人材育成・定着支援を行っていく。

令和7年度一般会計当初予算説明資料

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

1 目 児童福祉総務費

子育て王国課（内線：7150）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県保育士等修学資金貸付事業	16,595	23,284	△6,689				16,595	
トータルコスト	18,172千円（前年度 24,849千円） [正職員：0.2人]							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

鳥取県社会福祉協議会が行う学生や潜在保育士等に向けた貸付事業に対し補助を行い、県内における保育士確保を推進する。

また、学校法人藤田学院と締結した「保育人材養成、確保及び定着と保育・幼児教育の質の向上に関する協定」に基づき、本県の保育人材の養成・確保のため鳥取県保育士等修学資金制度の運営を行う。

※実施に要する国費（135,335千円）については令和6年度中に前倒しで交付される見込み（2月補正で別途予算措置）

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
(1) 【拡充】保育士修学資金貸付事業（国制度）	鳥取県社会福祉協議会が行う学生や潜在保育士等に向けた貸付事業に対し補助を行う。 【対象経費】貸付金及び貸付に係る事務費 【補助率】1/10（国上限額の超過部分は補助率10/10） 【貸付内容】就職準備金貸付、保育料貸付、修学資金貸付	12,995
(2) 鳥取県保育士等修学資金貸付事業（単県）	鳥取短期大学において保育士・幼稚園教諭を目指す学生に対して必要な資金の貸付を行う（令和7年度の2年生に対する貸付のみ実施）。	3,600
合計		16,595

3 その他（改善点等）

子どもの人口減少や学生の4年制志向による入学者の減少により将来の保育士不足が危惧されたことから、令和6年4月16日「鳥取短期大学の保育人材養成強化に向けた検討会」を開催し、保育士修学資金貸付制度の見直しを議論された。令和7年度以降は、貸付対象者の要件を拡大した上で国制度に一本化する（制度改正については県議会令和6年6月定例会で議決済）。

鳥取短期大学（幼児教育保育学科）教育充実支援事業	3,177	3,177	0				3,177	
トータルコスト	3,966千円（前年度 3,960千円） [正職員：0.1人]							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

県立保育専門学院の廃止以降、県と学校法人藤田学院との協定（H30.11.6締結）により、保育専門学院が担ってきた保育士養成機能を鳥取短期大学に引き継ぎ、両者が連携・協力して、県内の保育人材の確保及び保育・幼児教育の質の向上に取り組んできたところであり、同学の定員増に伴い、実習の充実等に必要となる専任教員の雇用に係る経費の助成を行う。

2 主な事業内容

教員1名（准教授相当）の人件費相当分について補助を行う。

- ・雇用主体：学校法人藤田学院（鳥取短期大学）
- ・主な業務：定数増に伴って保育実習を充実するために必要な業務
- ・対象経費：給料、諸手当、共済費（事業主負担分）
- ・補助率：1/2

令和7年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費
2項 児童福祉費
1目 児童福祉総務費

子育て王国課（内線：7150）
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
保育・幼児教育の質の向上強化事業	25,767	26,842	△1,075	12,139			13,628	
トータルコスト	37,327千円（前年度 37,431千円） [正職員：0.6人、会計年度任用職員：2人]							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

保育士等を対象にした保育所保育指針実践研修等各種研修の実施、地域における多様な保育や子育て支援分野の担い手となる子育て支援員の養成により、保育・幼児教育の質の向上と充実を図る。

2 主な事業内容

区分	内容	予算額
直営	・保育所保育指針実践研修会 ・非正規保育士等スキルアップ研修会 ・保育者等保護者・家庭支援研修会	1,159
委託	・子育て支援員研修（委託先：公募で決定） ・保育士等キャリアアップ研修（委託先：公募で決定） ・人権・同和保育研修（委託先：人権保育連絡会） ・保育従事者（保育士以外）研修（委託先：鳥取短期大学） ・市町村保育リーダー養成研修（委託先：鳥取大学） ・障がい児保育、乳児保育担当者研修（委託先：子ども家庭育み協会）	23,120
補助	・新任、主任、所長研修（子ども家庭育み協会）	975
その他	・プロポーザル審査会経費	513
合計		25,767

子育て王国課（内線：7570）
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
保育料無償化等子育て支援事業	251,858	250,587	1,271			<基金繰入金> 32,616	219,242	
トータルコスト	253,435千円（前年度 252,152千円） [正職員：0.2人]							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

子どもを産み育てやすい環境を整備し、出生率及び出生数の増加を促進するため、保育料の無償化等を行い保護者負担の軽減を行う市町村に対し助成を行う。なお、幼児教育・保育無償化の対象となる3歳以上の児童（0～2歳児は住民税非課税世帯が対象）は本事業からは除く。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
(1) 保育料無償化等子育て支援事業補助金	【補助対象経費】 保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所を利用している第3子以降（所得制限・年齢制限なし）及び年収360万円未満世帯の第2子（第1子と同時在園の場合のみ）にかかる国基準保育料（国が定める利用者負担の上限額） ※中山間地域市町村無償化等モデル事業を活用する町の施設は除く 【補助率】1/2	201,637
(2) 中山間地域市町村保育料無償化等モデル事業補助金	【補助対象経費】 中山間地域に居住し、その地域の保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所を利用している子どもの保育料等を無償化・軽減するのに必要な経費 対象経費＝（市町村が定める保育料額※）－（市町村が行う無償化・軽減後の保育料） ※令和7年4月1日時点で各市町村が定める保育料等 【補助率】1/2	50,221
合計		251,858

令和7年度一般会計当初予算説明資料

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

1 目 児童福祉総務費

子育て王国課（内線：7150）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
子ども・子育て支援施設等利用県負担金	34,801	34,844	△43				34,801	

トータルコスト 35,590千円（前年度 35,627千円） [正職員：0.1人]

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

子どものための教育・保育給付の対象とならない施設、事業を利用した際の費用の一部を県が負担することにより、子どもが健やかに成長するように支援し、子育て世帯の経済的負担を軽減する。

2 主な事業内容

区分	内容
実施主体	市町村
負担割合	国1/2、県1/4、市町村1/4 ※国立幼稚園については国の子育てのための施設等利用給付交付金 10/10
対象施設・事業	子どものための教育・保育給付の対象外である次の施設及び事業のうち、市町村の確認を受けたもの。 ①届出（認可外）保育施設 ②預かり保育事業 ③一時預かり事業 ④病児保育事業 ⑤子育て援助活動支援事業 ※市町村は、各事業者が給付対象となること、対象施設等に求める基準を満たしていることを確認する。 ※②～⑤は公立（市町村事業）も含む。
対象経費	子ども・子育て支援法第30条の5に規定する施設等利用給付認定を受けた子どもが当該施設・事業を利用した場合にかかる費用 ・3歳から5歳まで（小学校就学前まで）の子ども ・0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもであって、保育の必要性がある子ども
月額上限額（一人当たり）	・施設等利用給付認定（新1号） 25,700円 ・施設等利用給付認定（新2号） 37,000円 ・施設等利用給付認定（新3号） 42,000円

子どものための教育・保育給付費県負担金	2,866,926	2,838,541	28,385				2,866,926	
---------------------	-----------	-----------	--------	--	--	--	-----------	--

トータルコスト 2,870,081千円（前年度 2,841,671千円） [正職員：0.4人]

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

市町村が、認可教育・保育施設に対して行う施設型給付及び地域型保育事業に対して行う地域型保育給付に要する費用について県がその一部を負担する。

2 主な事業内容

区分	内容
実施主体	市町村
負担割合	国 1/2、県 1/4、市町村 1/4（国負担分は、国から市町村へ直接交付） ※地方単独費用部分のみ 県 1/2、市町村 1/2 ※0歳～2歳児相当分については、事業主拠出金の充当割合を控除した後の負担割合
対象経費	施設の通常の運営に要する経費として国が定める「公定価格」から「利用者負担額」を減じた額
対象施設	施設型給付費（保育所は「委託費」）：私立の認定こども園、幼稚園、保育所 地域型保育給付費：公立、私立の地域型保育事業所

令和7年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費
2項 児童福祉費
1目 児童福祉総務費

子育て王国課 (内線: 7150)
(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
病児・病後児保育普及促進事業	2,529	19,894	△17,365				2,529	

トータルコスト 3,318千円 (前年度 20,677千円) [正職員: 0.1人]

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

病児・病後児保育施設の開設や質の向上に向けた取組等に対して県独自に支援を行う等により県内の病児・病後児保育体制の拡充・強化を図り、保護者が働きながら安心して子育てができる環境づくりを推進する。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
(1) 病児・病後児保育施設助成事業	国補助制度で定められた配置数を超過して職員配置した場合の人員費及び職員配置が国補助要件を満たさない施設の運営費を支援する。 【補助率】 県1/2、市町村1/2	636
(2) 病児保育ICT化導入促進支援事業	病児保育の予約・キャンセル等のシステム利用料等を支援する。 【補助率】 県1/2、市町村1/2 【補助基準額】 300千円	1,050
このほか、病児・病後児保育施設の修繕や職員の研修受講等に係る支援を継続する。		843
合計		2,529

3 その他 (改善点等)

病児・病後児保育施設は、保護者の要望や県・市町村による事業者支援等を背景に、平成22年度の17施設から令和6年度においては32施設へ増加している。また、鳥取市・米子市・倉吉市内の病児保育施設について近隣町村住民による広域利用が進み、県内全市町村の住民が病児・病後児保育を利用可能となっている。

子育て王国課 (内線: 7148)
(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
子育て支援市町村応援事業	78,336	77,115	1,221			<基金繰入金> 13,047	65,289	

トータルコスト 83,068千円 (前年度 81,810千円) [正職員: 0.6人]

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

地域の実情に応じて、主体的に子育て応援・子育て環境づくりに取り組む市町村に対して財政面で応援する。また、子育て支援の対象をより広げる観点から、在宅育児世帯に対しても経済的に支援を行うことにより、保護者の子育ての選択肢を広げ、もって県民の希望出生率の実現に寄与することを目的とする。

2 主な事業内容

【事業主体】 市町村

細事業名	内容	予算額
(1) 子育て応援市町村交付金	地域の実情に応じた市町村の子育て支援の取組に対して支援する。 【対象事業】 1. 子育て王国条例の推進に資する施策 (結婚、妊娠及び出産を支援する事業、子育てと豊かな子どもの学びを支援する事業など) 2. 市町村が独自に実施する子どもや子育て家庭をサポートする職員配置や個別給付事業 (母子保健に係る個別給付事業など) 【基準限度額】 市: 10,000千円、町村: 5,000千円 【交付率】 1/2以内	48,147
(2) おうちで子育てサポート事業	在宅育児世帯の保護者を対象に現金給付・現物給付・サービス利用料を補助する。 【対象児童】 保育所等を利用していない1歳に達するまでの児童 【基準限度額】 1人当たり 30,000円/月額 (上限額) 【交付率】 1/2	30,189
合計		78,336

令和7年度一般会計当初予算説明資料

3 款 民生費
 2 項 児童福祉費
 1 目 児童福祉総務費

子育て王国課（内線：7148）
 （単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県安心こども基金費	771,230	506,314	264,916			<基金繰入金 759,239、雑入 10,000、財産 収入1,991> 771,230		
トータルコスト	772,019千円（前年度 507,097千円） [正職員：0.1人]							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴い、鳥取県安心こども基金特別対策事業補助金の返還が発生する場合、当該返還金及び運用利息分について、鳥取県安心こども基金への積立を行う。
 また、安心こども基金特別対策事業補助金のうち、既に事業実施期限を迎えている事業については、令和7年度に執行残額を返還する。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
(1) 積立金	運用利息の積立及び仕入控除税額の確定に伴う補助金返還額の積立	11,991
(2) 執行残額返還	事業実施期限となった事業の執行残額の返還 ・こども家庭庁（旧厚労省）関係：360,975千円 ・文科省関係：242,415千円 ・こども家庭庁（旧内閣府）関係：155,849千円	759,239
合計		771,230

令和7年度一般会計当初予算説明資料

3 款 民生費
2 項 児童福祉費
1 目 児童福祉総務費

子育て王国課（内線：7868）
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
教育・保育施設等における安全・安心推進事業	5,861	10,171	△4,310	3,533			2,328	
トータルコスト	11,382千円（前年度 15,649千円）〔正職員：0.7人〕							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

教育・保育施設等（私立幼稚園も含む。以下、「保育施設等」という。）における重大事故の未然防止の取組や事故発生時の適切な事故対応の推進、再発防止の徹底を図ることを目的とした研修の実施や補助事業等を実施し、保育施設等における安心・安全に係る環境整備を進める。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
(1) 子ども虐待防止・適切な保育環境の確保	保育施設等の職員を対象とした虐待防止に関する安全管理研修会を開催する。	580
(2) 性被害・不適切保育等防止対策事業	性被害・不適切保育等を防止するため、施設内へのカメラの設置や子どもが着替える際にプライバシーを保つための仕切りの導入に必要な経費を支援する。 【補助率】 ・幼稚園：国1/2、事業者1/2 ・届出保育施設：国2/3、県1/12、事業者1/4	1,650
(3) 安全管理支援	(1) 専門家等による安全管理に係る現地指導（点検等を含む。）を実施し、施設内における動線の見直しや危険個所の改善を支援する。 (2) 国への報告義務の対象となる事故（※）が発生した際の事故要因箇所の改善を支援する。 ※死亡事故、意識不明事故、治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故 【補助率】 県1/2、事業者1/2	636
このほか、保育関係団体等が行う専門研修や保育施設等の安全対策に資する機器等の導入に係る支援を継続する。		2,995
合計		5,861

3 その他（改善点等）

保育施設等の職員を対象とした安全管理研修会については、受講率100%とするため、指導監査の際に受講結果の確認と指導が行えるよう、研修期間を早めることを検討する。

令和7年度一般会計当初予算説明資料

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

1 目 児童福祉総務費

子育て王国課（内線：7573）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
「シン・子育て王国とっとり」男性育児休業取得応援事業	11,336	13,154	△1,818	1,173			10,163	

トータルコスト 22,378千円（前年度 24,109千円） [正職員：1.4人]

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

令和7年の県内企業の男性の育児休業目標取得率85%を推進していくため、「男性の育児休業取得が当たり前」の機運を醸成するとともに、男性従業員が育児休業を取得しやすい職場づくりを後押しする。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
(1) 企業の子育て支援環境整備に係る奨励金	<p>(1) 企業のファミリーサポート休暇等取得促進奨励金 育児や介護のための休暇等の制度を整備し、従業員に休暇等を取得させた事業者に奨励金を支給する。</p> <p>(2) シン・子育て王国とっとり男性育児休業取得応援奨励金 「とっとり子育てプレミアムパートナー」に登録し、次の取組を行った事業者に奨励金を支給する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男性従業員が1ヶ月以上の育児休業を取得する場合に、育児休業期間中の代替人員を確保 【支給額】 120千円/月（上限額1,440千円/社） ・男性従業員が15日以上、3ヶ月未満の育児休業を取得する場合、育児休業中、同僚に対し業務応援手当を支給 【支給額】 40千円/15日（上限額240千円/社） 	2,000
(2) 【新】育児取得促進企業応援セミナー	企業の人事担当者等が自身の企業の育休取得に係る取組内容を紹介し、県内の若者等がその内容についてトークセッションを行う。（各種セミナー等での開催を予定）	500
(3) 【新】企業版父親学級の開催	県内企業における子の出生予定男性等に対して、子育てへの理解促進を図り、育児のスキルや知識定着、仕事と育児の両立支援制度の理解などを目的とした企業版父親学級を開催する。	636
(4) 企業経営者向けトップセミナーの開催	県内経済団体や商工団体と連携して、企業経営者に対して男性育児休業取得への理解促進や機運醸成のためのセミナーを開催する。	750
(5) 男性育休導入のための専門家による相談体制	県内中小企業における男性育休取得のための環境整備に向けて、専門家による実践的なセミナーや助言・伴走支援を行う。	4,450
(6) くるみん認定に向けた社会保険労務士派遣	次世代育成支援対策推進法上の一般事業主行動計画の策定・計画の実施や、子育てサポート企業の全国指標である「くるみん」認定申請手続等のため社会保険労務士を派遣して支援する。	3,000
合計		11,336

3 その他（改善点等）

令和5年度から企業経営者向けセミナー開催や各種奨励金の支給、外部専門家による伴走支援、育児関連イベントなどに取り組んできたところであるが、今後は出産前の社会人も対象としたさらなる意識改善を図る。

令和7年度一般会計当初予算説明資料

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

1 目 児童福祉総務費

子育て王国課（内線：7868）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 日本版DBS制度理解促進事業	1,542	0	1,542				1,542	

トータルコスト 3,119千円（前年度 0千円） [正職員：0.2人]

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

こどもに対する性暴力防止に向けた日本版DBS制度に対する理解や、参加が任意とされる民間教育保育等事業者の参加を推進するため、令和7年度に国が策定する内閣府令やガイドライン等の具体策について、県及び市町村職員および民間教育保育等事業者へ周知を行う。

事業者等からの相談体制を整備し、あわせて被害者及び加害者からの相談体制を整備していくため、関係機関との連携を深めて、法律の施行に向けた対策・対応を検討する。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
(1) 有識者等によるセミナーの開催	令和6年6月に公布されたこども性暴力防止法の概要の周知に引き続き、第2段として、国において令和7年度に策定される内閣府令やガイドライン等の具体策について、地方公共団体、公立（児童福祉施設、学校等）及び民間（学習塾、スポーツクラブ等）の教育保育等事業者等の理解を図り、法施行に向けた対策・対応を検討するためのセミナーを開催する。	1,542
(2) 事業者等の相談窓口の設置	子育て王国課において、日本版DBS制度の導入に向けた事業者等からの相談を受け付ける。	—
(3) 関係機関との連携・調整	国において令和7年度に策定される内閣府令やガイドライン等の具体策に基づいて、子ども家庭部内、県教育委員会事務局、県警察本部、人権・同和対策課、犯罪被害者総合サポートセンター等との連携、情報共有を図り、法施行に向けた対策・対応を検討する。	—
合計		1,542

令和7年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

1目 児童福祉総務費

子育て王国課（内線：7148）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) シン・子育て王国とっとり加速化事業	10,723	0	10,723	5,227			5,496	
トータルコスト	16,244千円（前年度 0千円） [正職員：0.7人]							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

「シン・子育て王国とっとり」の取組について、子育て当事者やこれから子育てを考える若者等への情報発信を強化する。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
(1) 子育て王国とっとりサイトの改修	子育て王国とっとりサイト閲覧者が必要な情報に簡単に辿り着けるよう「トップ画面の簡素化」「掲載項目の整理」等のシステム改修を行う。	2,508
(2) 子育て応援ガイドブックの電子化	スマートフォンから見やすく、また都度の情報更新が行えるよう、既存の子育て応援ガイドブックを電子化し、子育て王国とっとりサイト内に掲載する。	6,736
(3) イベント情報の自動更新	子育て王国とっとりサイトのイベント情報掲載ページを「鳥取県データ連携基盤」と連携し、毎日最新のイベント情報に更新する。	880
(4) リーフレットの作成・配布	子育て王国とっとりサイトのPRや、子育て支援情報を簡単にまとめたリーフレットを作成し、妊娠された方や子育て当事者等に配布する。	330
(5) 子育て支援情報発信方法検討部会の設立	効果的な情報発信方法を検討するため、子育て王国とっとり会議に部会を設立する。	269
合計		10,723

3 その他（改善点等）

県の子育て支援制度や役立つ情報の発信について子育て当事者、若者等の意見を踏まえ、各種情報発信媒体の改修、電子化等を進める。

令和7年度一般会計当初予算説明資料

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

1 目 児童福祉総務費

子育て王国課（内線：7573）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 市町村と連携した少子化対策検討モデル事業	11,000	0	11,000	7,333			3,667	
トータルコスト	16,521千円（前年度 0千円） [正職員：0.7人]							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

本県の出生数は、全国と同様に減少傾向に歯止めがかかっておらず、少子化対策は喫緊の課題である。市町村も更なる対策が必要と考えている中で待ったなしの少子化対策に向かうため、市部、中山間地、移住対策に力を入れてきた自治体等、多様な地域課題を発見できる市町村と県とが連携し、これまでの施策の足らざる部分を極めて必要な事業へ繋げ、他市町村への横展開により県全体の少子化対策の底上げを図る。

2 主な事業内容

出生数の減少に歯止めをかけるため、モデルとなる市町村と連携して、客観データに基づき県・市町村の既存事業の洗い出しと検証を行いながら、今後の施策立案につなげる。

事業の実施成果及び市町村における次年度事業への反映状況をまとめた報告書を作成し、全市町村に共有する。また、参画市町村のみならず、本事業に関心のある市町村の見学・オブザーバー参加を促し、自治体における自立的・自発的な少子化対策検討を誘発し、機運の横展開を図る。

※モデル市町村は、4自治体程度を想定。

参考 政策立案の流れ

- 1 自治体単位で少子化対策検討チームを編成
※市部、山間地、移住に力を入れる自治体など、課題を多岐に捨てる自治体を選定する。
- 2 客観データを収集・集計し、地域特性を分野別レーダーチャート等で可視化し、課題を把握
※活用するデータ例) 鳥取県少子化アンケート、人口減少対策に向けた若者意識調査、国勢調査、人口動態統計、Well-Being指標、RESAS
※県少子化アンケート調査を並行実施する。
- 3 住民インタビュー等主観調査の実施
- 4 事業に活用できる地域資源の洗い出し・検証
- 5 既存の取組に係る不足・未着手ポイントを重点的に少子化対策事業を立案
※県・市町村の既存事業の洗い出し・検証を行い、スクラップアンドビルドを検討

令和7年度一般会計当初予算説明資料

子育て王国課（内線：7192）
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
職員人件費	2,962,691	2,741,003	221,688	102,419		<使用料 72,950、雑入 2,315> 75,265	2,785,007	

事業内容の説明

一般職員329名及び会計年度任用職員135名の人件費である。

（単位：千円、人）

区分			本年度		前年度		財源内訳			
款	項	目	予算額	職員数	予算額	職員数	国庫	起債	その他	一般財源
総務費	企画費	企画総務費	3,766	正職員 0 会計年度 1	67,935	正職員 9 会計年度 1	0	0	(雑入) 19	3,747
民生費	社会福祉費	社会福祉総務費	110,385	正職員 15 会計年度 0	0	正職員 0 会計年度 0	0	0	0	110,385
民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	2,822,697	正職員 311 会計年度 133	2,648,147	正職員 307 会計年度 131	102,419	0	(使用料) 72,950 (雑入) 2,277	2,645,051
衛生費	公衆衛生費	公衆衛生総務費	25,843	正職員 3 会計年度 1	24,921	正職員 3 会計年度 1	0	0	(雑入) 19	25,824
合計			2,962,691	正職員 329 会計年度 135	2,741,003	正職員 319 会計年度 133	102,419	0	75,265	2,785,007

令和7年度一般会計当初予算説明資料

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

2 目 児童措置費

子育て王国課（内線：7868）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
児童手当支給事業	1,103,601	1,074,353	29,248				1,103,601	
トータルコスト	1,106,756千円（前年度 1,077,483千円） [正職員：0.4人]							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要								
子育て家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、児童を養育する保護者等に対し児童手当を支給する。								
2 主な事業内容								
高校生年代まで（18歳に到達後の最初の3月31日まで）の子どもを養育する者に市町村が支給する児童手当の県負担金である。								
＜支給額及び負担割合＞								
区分			支給月額	負担割合			予算額	
				国	県	市町村		
3歳未満	被用者（2/5は事業主が負担）	第1子～第2子	15,000円	3/5	-	-	1,102,380	
		第3子以降	30,000円	3/5	-	-		
	非被用者	第1子～第2子	15,000円	13/15	1/15	1/15		
		第3子以降	30,000円	13/15	1/15	1/15		
3歳以上	被用者	第1子～第2子	10,000円	7/9	1/9	1/9		
		第3子以降	30,000円	7/9	1/9	1/9		
	非被用者	第1子～第2子	10,000円	7/9	1/9	1/9		
		第3子以降	30,000円	7/9	1/9	1/9		
過年度精算に係る追加交付							1,221	
合計							1,103,601	
・公務員分は各所属庁からの支給となるため本事業費には含まない。								

令和7年度一般会計当初予算説明資料

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

家庭支援課（内線：7869）

1 目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
子どもの貧困対策総合支援事業	44,002	53,110	△9,108	11,750			32,252	
トータルコスト	49,523千円（前年度 58,588千円） [正職員：0.7人]							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

子どもの貧困対策として、地域の実情に応じた子どもの居場所づくりや学習支援事業の実施に取り組む市町村等を支援する。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
(1) 子どもの居場所づくり事業補助金	市町村が実施する子どもの居場所づくり事業（子ども食堂の立上げ）を支援する。 【補助対象者】市町村 【補助率】1/2 【補助上限額】立上経費に係る国庫補助金の上限額（1,520千円）を超え2,000千円までの差額（480千円）	2,160
(2) とっとり子どもの居場所ネットワーク活動支援事業補助金	とっとり子どもの居場所ネットワーク”えんたく”に対して助成を行う。 【補助内容】人件費（支援員1名配置） 事業運営費（研修会・協議会実施、情報発信等） 学生ボランティアへの交通費	6,671
(3) 生活困窮者・子ども食堂等食糧等支援体制強化事業	生活困窮者及び子ども食堂等が必要とする食料を、必要な時期に効率的に確保できる体制づくりを目的として、食料を提供する側も含めたネットワークの体制強化を実施する。（福祉保健部孤独・孤立対策課と共管） 【実施主体】NPO法人ワーカーズコープ（支援員2名配置） 【委託内容】子ども食堂・困窮世帯への食料提供システム構築	12,118
(4) 学習支援充実事業補助金	市町村が地域の実情に応じて子どもの貧困対策としての学習支援を実施しやすくするため、国庫補助の対象経費とならない経費を助成する。	1,445
	子どもの貧困対策の検討（鳥取県子どもの学びの環境等生活困難者対策連絡会議の開催）及び研修会を実施する。	108
(5) 子どもと家庭の生活・相談支援拠点サポート事業	家庭や学校に居場所がない学齢期以降の子どもやその世帯を総合的に支援することを目的として、生活習慣の形成や学習支援、進路等の相談支援、食事の提供に加えて、教員資格などを有する専門職を配置して、子ども・家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行なう支援拠点づくりに取り組む市町村に対して、運営経費を助成する。 【補助対象者】市町村 【補助率】鳥取市：県・市1/2、その他市町村：国1/2、県1/4、市町村1/4	21,500
合計		44,002

3 その他（改善点等）

- ・子どもの居場所づくり事業について、国補助の創設に伴い単県補助を廃止の上、従来の県事業単価との差額を補填する制度へと組替（補助単価（立上経費）…（子どもの居場所づくり事業）従来県事業：2,000千円→国補助：1,520千円）。
- ・食糧等支援体制強化事業について、旧来の体制（孤独・孤立対策課が生活困窮者、家庭支援課が子ども食堂にそれぞれ支援）を統合整理し効率化と体制強化を図る（福祉保健部孤独・孤立対策課と共管）。

令和7年度一般会計当初予算説明資料

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

家庭支援課（内線：7869）

1 目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
子ども食堂運営費高騰対策支援事業	10,100	1,870	8,230	10,100				
トータルコスト	10,889千円（前年度 2,653千円） [正職員：0.1人]							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

物価高騰の影響を受けている子どもの居場所（子ども食堂等）に対して、光熱水費や食材費の引上げにより上昇した運営費の一部を支援することにより、子ども食堂の運営を支援する。

2 主な事業内容

子ども食堂を運営している事業者（市町村が実施主体となっているものは除く。）に1箇所あたり101千円を支給し、運営を支援する。

令和7年度一般会計当初予算説明資料

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

5 目 女性福祉費

家庭支援課（電話：0857-26-7149）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
困難な問題を抱える女性・DV被害者総合支援事業	35,079	34,935	144	10,194			24,885	
トータルコスト	68,993千円（前年度 68,583千円）〔正職員：4.3人〕							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

困難な問題を抱える女性及びDV被害者の保護及び自立支援体制の強化及びDV予防啓発活動を行い、DV防止対策を推進する。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
(1) DV被害者支援強化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関の職員を対象とした研修の実施 ・DV防止啓発を目的とした街頭キャンペーンの実施 ・DV加害者更生のための電話相談窓口の設置 	1,486
(2) DV被害者等保護・支援事業	<p>DV被害者等への支援を行う民間団体等に対し、一時保護や被害者の自立支援のために要した経費及び先進的・専門的な取組にかかる経費を助成する。</p> <p>①DV被害者等保護・支援事業補助金 【補助対象経費】 一時保護のための借間の家賃や一時保護解除後の自立に係る初期費用など支援にかかる経費 【実施主体】 DV被害者等やその他保護を要する者に対する支援を行う民間支援団体等 【補助率】 10/10（一部例外あり）</p> <p>②先駆的支援のためのDV被害者等支援団体強化事業補助金 【補助対象経費】 DV被害者等に対する先進的・専門的な取組にかかる経費 【実施主体】 DV被害者等やその他保護を要する者に対する支援を行う民間支援団体等 【補助率】 3/4</p>	16,600
(3) ステップハウス運営事業	<p>社会福祉法人に委託してステップハウスの管理運営及び被害者の自立支援を行う。</p> <p>※ステップハウス：自立生活に移れないDV被害者等が心のケアや自立に向けた準備を行う中間施設</p>	14,520
(4) 鳥取県DV予防啓発支援員活動事業	<ul style="list-style-type: none"> ・DV予防啓発支援員の養成 ・デートDV予防学習会等への支援員派遣 	2,114
(5) DV防止・被害者支援計画改訂事業	平成16年に策定した「鳥取県配偶者からの暴力防止及び被害者支援計画」の第五次改訂を行う。	359
合計		35,079

令和7年度一般会計当初予算説明資料

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

5 目 女性福祉費

家庭支援課（電話：0857-26-7149）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
女性相談支援センター運営費	12,359	11,443	916	5,205			7,154	

トータルコスト 63,095千円（前年度 82,884千円） [正職員：6人、会計年度任用職員：1人]

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

日常生活又は社会生活を営むにあたり様々な困難を抱える女性への相談対応や、自立支援及び一時保護に要する経費である。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
(1) 女性相談支援センター費	女性相談支援センターの運営及び女性相談支援員の活動に要する経費	2,803
(2) 女性相談支援センター一時保護所費	女性相談支援センターで行う一時保護に要する経費 ＜一時保護の内容＞ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律及び配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律に基づき、衣食住等の援助、退所後の生活に備えた支援。	9,556
合計		12,359

3 その他（改善点等）

- ・被害者支援に係る職員の知識・技能の向上を図り、各種研修会への積極的参加、関係機関の支援者を対象とした研修会の開催を行っている。
- ・令和5年度の一時保護件数：27件（全県）

令和7年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

8目 特別医療費助成事業費

家庭支援課（内線：7572）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
「シン・子育て王国とっとり」こどもの医療費完全無償化事業	1,177,830	1,177,830	0				1,177,830	

トータルコスト 1,178,619千円（前年度 1,178,613千円） [正職員：0.1人]

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

子育て世帯の経済的負担を一層軽減するため、市町村と協働して子どもの医療費完全無償化を実施する。

家庭支援課（内線：7869）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
特別医療費助成事業費（ひとり親家庭）	61,090	61,033	57				61,090	

トータルコスト 61,879千円（前年度 61,816千円） [正職員：0.1人]

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

鳥取県特別医療費助成条例に基づき、ひとり親家庭の母又は父の医療費に対して助成し、その者の健康の保持及び生活の安定を図り、もってその福祉を増進する。特別医療費助成制度は、昭和48年に創設された医療費助成制度で、県と市町村の協調事業である。（県内全ての市町村で実施中）

2 主な事業内容

ひとり親家庭の母又は父の医療費の本人負担分（3割等）から自己負担額を除いた額について、市町村が助成した額の2分の1を補助する。

【実施主体】市町村

【自己負担額】通院：530円／日、入院：1,200円／日

令和7年度一般会計当初予算説明資料

3 款 民生費
 2 項 児童福祉費
 1 目 児童福祉総務費

家庭支援課（内線：7148）
 （単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																		
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																			
家庭支援課管理運営費	11,175	11,019	156				11,175																			
トータルコスト	27,738千円（前年度 27,452千円）〔正職員：2.1人〕																									
事業内容の説明																										
1 事業の目的、概要																										
家庭支援課及び子ども家庭部所管地方機関の管理運営や連絡調整等に係る費用である。																										
2 主な事業内容																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 災害遺児手当助成事業</td> <td>災害遺児の健全な育成を図るため、災害遺児について手当（1人に対し月2,000円）を支給する市町村に対して助成する。 【補助率】1/2 【支給期間】災害遺児が義務教育を修了する月まで ※災害遺児：県内に住所を有する義務教育修了前の児童であり、その養育者が天災または交通事故、海難その他の事故により死亡し、または障がいの状態になった者。</td> <td>690</td> </tr> <tr> <td>(2) 主任児童委員費</td> <td>児童福祉法に基づき設置する主任児童委員の活動に必要な経費を支給する。</td> <td>8,112</td> </tr> <tr> <td>(3) 福祉職員の専門性向上事業</td> <td>福祉関係職員の資質向上を図るため、各種研修を実施し、外部の研修に職員を派遣する。</td> <td>156</td> </tr> <tr> <td>(4) 事務費</td> <td>管理運営等に要する事務費</td> <td>2,217</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>11,175</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内容	予算額	(1) 災害遺児手当助成事業	災害遺児の健全な育成を図るため、災害遺児について手当（1人に対し月2,000円）を支給する市町村に対して助成する。 【補助率】1/2 【支給期間】災害遺児が義務教育を修了する月まで ※災害遺児：県内に住所を有する義務教育修了前の児童であり、その養育者が天災または交通事故、海難その他の事故により死亡し、または障がいの状態になった者。	690	(2) 主任児童委員費	児童福祉法に基づき設置する主任児童委員の活動に必要な経費を支給する。	8,112	(3) 福祉職員の専門性向上事業	福祉関係職員の資質向上を図るため、各種研修を実施し、外部の研修に職員を派遣する。	156	(4) 事務費	管理運営等に要する事務費	2,217	合計		11,175
細事業名	内容	予算額																								
(1) 災害遺児手当助成事業	災害遺児の健全な育成を図るため、災害遺児について手当（1人に対し月2,000円）を支給する市町村に対して助成する。 【補助率】1/2 【支給期間】災害遺児が義務教育を修了する月まで ※災害遺児：県内に住所を有する義務教育修了前の児童であり、その養育者が天災または交通事故、海難その他の事故により死亡し、または障がいの状態になった者。	690																								
(2) 主任児童委員費	児童福祉法に基づき設置する主任児童委員の活動に必要な経費を支給する。	8,112																								
(3) 福祉職員の専門性向上事業	福祉関係職員の資質向上を図るため、各種研修を実施し、外部の研修に職員を派遣する。	156																								
(4) 事務費	管理運営等に要する事務費	2,217																								
合計		11,175																								

家庭支援課（電話：0857-26-6150）
 （単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																		
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																			
児童相談所運営費	129,709	127,705	2,004	22,320			107,389																			
トータルコスト	510,338千円（前年度 496,231千円）〔正職員：39.3人、会計年度任用職員：20.7人〕																									
事業内容の説明																										
1 事業の目的、概要																										
児童相談所の運営に要する経費のほか、関係機関に対し、児童虐待に関するスキルアップ研修等を行う。あわせて、広く県民への広報啓発活動等を行い、児童虐待防止対策を推進する。																										
2 主な事業内容																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 児童相談所運営費</td> <td>児童相談など各種相談活動を行うほか、子育て支援プログラムとして、カウンセリングや講座を実施する。</td> <td>16,941</td> </tr> <tr> <td>(2) 一時保護所運営費</td> <td>児童相談所一時保護所の管理運営を行うとともに、児童福祉施設、里親等に一時保護を委託する。また、児童相談所に一時保護されている児童に対して、学習指導者を派遣し、各児童に合わせた学習指導を行う。</td> <td>64,604</td> </tr> <tr> <td>(3) 児童相談システム管理運営事業</td> <td>児童相談に関する情報管理を行う「児童相談システム」の保守管理業務を行う。</td> <td>1,530</td> </tr> <tr> <td>(4) 児童相談所体制整備事業</td> <td>一時保護所及び児童相談所の第三者評価の受審や、児童虐待防止の広報啓発、虐待防止のためのSNS相談、一時保護児童の登校付添等。</td> <td>46,634</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>129,709</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内容	予算額	(1) 児童相談所運営費	児童相談など各種相談活動を行うほか、子育て支援プログラムとして、カウンセリングや講座を実施する。	16,941	(2) 一時保護所運営費	児童相談所一時保護所の管理運営を行うとともに、児童福祉施設、里親等に一時保護を委託する。また、児童相談所に一時保護されている児童に対して、学習指導者を派遣し、各児童に合わせた学習指導を行う。	64,604	(3) 児童相談システム管理運営事業	児童相談に関する情報管理を行う「児童相談システム」の保守管理業務を行う。	1,530	(4) 児童相談所体制整備事業	一時保護所及び児童相談所の第三者評価の受審や、児童虐待防止の広報啓発、虐待防止のためのSNS相談、一時保護児童の登校付添等。	46,634	合計		129,709
細事業名	内容	予算額																								
(1) 児童相談所運営費	児童相談など各種相談活動を行うほか、子育て支援プログラムとして、カウンセリングや講座を実施する。	16,941																								
(2) 一時保護所運営費	児童相談所一時保護所の管理運営を行うとともに、児童福祉施設、里親等に一時保護を委託する。また、児童相談所に一時保護されている児童に対して、学習指導者を派遣し、各児童に合わせた学習指導を行う。	64,604																								
(3) 児童相談システム管理運営事業	児童相談に関する情報管理を行う「児童相談システム」の保守管理業務を行う。	1,530																								
(4) 児童相談所体制整備事業	一時保護所及び児童相談所の第三者評価の受審や、児童虐待防止の広報啓発、虐待防止のためのSNS相談、一時保護児童の登校付添等。	46,634																								
合計		129,709																								

令和7年度一般会計当初予算説明資料

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

1 目 児童福祉総務費

家庭支援課（電話：0857-26-6150）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
児童養護施設等体制強化補助事業	192,799	144,345	48,454	79,884			112,915	
トータルコスト	210,150千円（前年度 161,560千円） [正職員：2.2人]							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

児童養護施設等における体制強化を図るため、国の配置基準を超えて職員を配置する際の人件費や、研修及び実習に係る経費を助成する。

2 主な事業内容

細事業名	内 容	予算額
(1) 児童養護施設等处遇向上対策事業	被虐待児童等が10名を超えるごとに人件費1名分を補助。 【実施主体】児童養護施設、児童心理治療施設 【補助率】10/10	27,132
(2) 乳児院等医療機関連携強化事業ほか	・医療機関等連携強化事業・医療機関等連絡調整員を配置するための経費を補助。 ・児童の入院に係る措置費を上回る額（日額上限2万円）を補助。 【実施主体】乳児院、児童養護施設等 【補助率】10/10	11,121
(3) 【新】障がい児等受入体制等強化事業	障がい児等受入調整員を配置するための経費を補助。 【実施主体】乳児院 【補助率】10/10	4,404
(4) 自立援助ホーム体制機能強化事業ほか	国の職員配置定数を超えて直接処遇職員を雇用するための経費を補助。 【実施主体】自立援助ホーム、ファミリーホーム、母子生活支援施設 【補助率】10/10	36,006
(5) 児童養護施設等の職員人材確保事業ほか	実習生の指導に当たる職員の代替職員の人件費、又は実習を受けた学生を就職前に一定期間非常勤職員として採用する際に係る経費や、児童への支援の充実を図るため、施設職員の研修参加経費を補助。 【実施主体】児童養護施設等 【補助率】10/10	5,364
(6) 児童養護施設等の環境改善事業ほか	児童の安全確保を目的とする内部改修・備品購入、ファミリーホームや里親支援センター等の開設に要する経費や、業務負担軽減につながる施設のICT化を図るための機器等の整備に要する経費を補助。 【実施主体】ファミリーホーム、里親支援センター、里親、児童養護施設等 【補助率】10/10	34,980
(7) 【新】児童養護施設の児童生徒に対する習い事等支援事業	児童養護施設に入所する児童生徒の習い事及び学習塾の費用を補助。 【実施主体】児童養護施設 【補助率】10/10	1,500
(8) 児童家庭支援センター運営事業	児童家庭支援センターの運営経費（職員人件費、報償費、旅費、需用費等）を補助。 【実施主体】社会福祉法人 【補助率】10/10	56,688
(9) 施設入所児童交流事業ほか	県内の児童養護施設に入所している児童の健全な心身の発達と主体性・協調性確立のために実施する交流事業に要する経費や、県内の児童養護施設等の入所児童の作品を展示する「児童福祉展」へ補助。 【実施主体】鳥取県児童養護施設協議会、児童福祉団体あすなる会 【補助率】10/10	845
(10) 児童養護施設等入所児童自立支援事業	児童養護施設等に入所している児童の自立支援のため、自動車運転免許の取得に要する費用の一部を補助。 【実施主体】児童養護施設等 【補助率】10/10	5,400
(11) 児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業	家賃相当額や生活費の貸付、及び就職に必要な各種資格を取得するために必要な費用の貸付を行うための経費を補助。 【実施主体】鳥取県社会福祉協議会 【補助率】10/10	9,359
合計		192,799

令和7年度一般会計当初予算説明資料

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

1 目 児童福祉総務費

家庭支援課（電話：0857-26-7149）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
社会的養護自立支援拠点事業	〔債務負担行為〕 9,100	〔債務負担行為〕 9,000	〔債務負担行為〕 100			〈基金繰入金〉 20,147	〔債務負担行為〕 9,100	
	40,494	47,790	△7,296				20,347	
トータルコスト	42,860千円（前年度 50,138千円） [正職員：0.3人]							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

児童養護施設等を退所した児童・者や、過去に虐待経験がありながらも公的支援を受けたことがない者等が自立した生活を営むことができるよう、生活、就職や交友関係等、様々な相談に応じて、必要な助言を行うとともに必要な支援を行う。

2 主な事業内容

細事業名	内 容	予算額
(1) 社会的養護自立支援拠点事業	児童養護施設退所者等の相談・支援業務を一般社団法人ひだまり、社会福祉法人みその児童福祉会米子聖園天使園に委託して行う。	40,294
(2) 施設入所児童等保証人支援事業	児童養護施設等に入所している児童や里親に委託している児童及びDV被害者が進学、就労及び賃貸住宅への入居の際に身元保証・連帯保証人となった施設長等が保証債務の履行として弁済した経費について補助する。 【被保証人】 里親・児童養護施設等への措置児童、女性相談支援センター一時保護所（委託を含む）に保護されている女性 【保証人】 里親、児童養護施設等の長等 【保証限度額】 就職時・入学時身元保証：300千円/件 アパート等入居時連帯保証：200千円/件 高校・大学等入学時借入連帯保証：300千円/件	200
合計		40,494

※債務負担行為

事 項	期 間	限度額
施設入所児童等保証人支援事業	令和8年度から令和37年度まで	9,100

令和7年度一般会計当初予算説明資料

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

家庭支援課（内線：7149）

1 目 児童福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
里親養育包括支援事業	2,518	1,807	711	299			2,219	

トータルコスト 6,803千円（前年度 6,015千円） [正職員：0.5人、会計年度任用職員：0.1人]

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

要保護児童を家庭的な環境で養育する里親の役割が重要となってきた中で、里親の養育技術の向上等の支援及び里親委託児童の養育環境の充実を図る。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
(1) 鳥取県里親会補助金	里親損害賠償責任保険料及び全国里親会等の参加経費等を助成する。 【実施主体】鳥取県里親会 【補助率】10/10	1,278
(2) 家庭生活体験事業	児童養護施設等に在所している児童を年末年始やお盆、週末等に里親宅で受け入れ、施設では体験できない季節行事や家族との関わりを体験する機会を提供する。	704
(3) 【拡充】里子の養育環境充実事業	国の措置費対象外であるピアノや習字等の習い事に要する費用及び高校受験料を助成する。 【補助率】10/10（1/2から拡充）	506
(4) 事務費等		30
合計		2,518

3 その他（改善点等）

国の「新しい社会的養育ビジョン」（平成29年8月公表）に基づき、令和2年9月に県が策定した「鳥取県社会的養育推進計画」では、令和11年度の里親委託率の目標値を60%と設定しているところであり、社会的養護の施設での支援が必要な子どもの受入体制を十分に確保した上で、里親委託を推進する。

近年、県の里親委託率は約25%で推移（令和6年4月1日時点では26.2%）しており、全国平均（令和2年3月末時点で21.5%）を上回っている。

令和7年度一般会計当初予算説明資料

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

1 目 児童福祉総務費

家庭支援課（電話：0857-26-7149）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 <基金繰入金>	一般財源	
こどもの権利擁護を図る県版アドボカシー推進事業	6,232	7,039	△807			2,527	3,705	
トータルコスト	12,542千円（前年度 13,299千円）〔正職員：0.8人〕							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

児童相談所一時保護所や児童養護施設等で生活しているこどもの声を聴く取組として意見表明等支援事業（アドボキッド派遣事業）を行う等、こどもの権利擁護に係る仕組みの整備・取組の質の向上を図り、こどもの権利擁護を推進する。

また、児童養護施設等で生活しているこどもが、こどもの権利を学び、意見表明を行うための活動等に要する経費を助成する。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
(1) アドボキッド派遣事業	アドボキッドを児童相談所一時保護所や児童養護施設等に派遣し、こどもの意見表明の支援を行う。	2,499
(2) 子どもアドボカシーに係る弁護士による専門的アドボキッド派遣事業	アドボキッドが人権侵害の事実もしくはそのおそれがある事例を把握した場合に、専門的アドボキッド（弁護士）に相談し、専門的アドボキッドがこどもの権利救済に向けての支援を行う。	1,456
(3) アドボキッド養成研修	こどもの意見に耳を傾け、その声を必要な大人に伝えることができるようにこどもをサポートするアドボキッドを養成する。養成後は、鳥取県登録アドボキッドとしてこどもの意見表明の支援を行う。	732
(4) アドボキッドスキルアップ研修	養成したアドボキッドのスキルアップを図ることを目的とした研修を実施する。	516
(5) 鳥取県子どもの権利学習支援事業補助金	児童養護施設等に入所しているこどもや退所した方が、こどもの権利や意見表明の方法を学び、自分達の意見・提案を施設や行政等に届けるための活動に要する費用を補助する。 【実施主体】 県児童養護施設協議会 【補助率】 10/10	600
(6) 県版アドボカシーの構築についての検討会	学識経験者、児童福祉施設代表者、里親代表者、社会的養育経験者及び児童相談所等による会議を開催して、県版アドボカシー制度の体制やあり方など、その方向性を決定する。	429
合計		6,232

※アドボキッド：養成研修を受講し、本県で活動している意見表明等支援員。

※県版アドボカシー：制度創設にあたって、大人だけでなく社会的養護のもとで生活しているこども（経験者を含む）の意見を可能な限り反映させたアドボカシー。（本県には、社会的養護の当事者グループ「Hope&Home」及び「レインボーズ」があり、「県版アドボカシーの構築についての検討会」にも御参加いただいている。）

3 その他（改善点等）

- ・児童相談所一時保護所や児童福祉施設にアドボキッドを派遣し、こどもの意思表出や意見表明についての支援を行うことで、こどもが児童相談所や児童福祉施設の職員等へ意見を伝える機会を保障し、こどもの意向が反映された支援や生活の改善を行う仕組みを整備している。令和5年6月から児童相談所一時保護所へ、令和6年2月から児童養護施設1施設へのアドボキッド派遣を実施しており、令和7年度は児童養護施設等の派遣対象を更に拡大する。

令和7年度一般会計当初予算説明資料

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

家庭支援課（内線：7076）

1 目 児童福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
青少年育成推進事業	17,660	17,469	191				17,660	
トータルコスト	31,068千円（前年度 30,772千円）〔正職員：1.7人〕							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

青少年問題協議会の開催、青少年育成鳥取県民会議への助成、青少年健全育成条例の運用及び啓発等を行うことにより、青少年の健全育成を推進するとともに、とっとり若者自立応援プランに基づき若者の自立を支援する。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
(1) 鳥取県青少年問題協議会運営事業	青少年の育成、保護等に関する総合的施策の樹立について調査審議する。	820
(2) 青少年健全育成条例の運用・普及啓発事業	青少年健全育成条例を運営し、青少年のための良好な社会環境を整備する。 ・青少年健全育成協力員50名の配置 ・青少年健全育成条例パンフレット等の印刷・配布 ・SNSトラブル防止標語「とりのからあげ」ポスターデザイン・動画コンテンツの開催	1,540
(3) 若者自立応援事業	鳥取県若者自立応援ネットワーク会議を開催し、困難を抱える若者への支援について検討する。	—
(4) 子ども会活性化事業「子ども王国わくわく体験隊事業」	県内の子ども会活動の活性化につなげるため、集団活動、体験活動、子ども会の会員同士の交流を図る全県的なイベントを開催するほか、子ども会の実態調査に係るアンケートを実施する。 ・子ども王国わくわく体験隊事業 ・【新】子ども会アンケートの実施	2,569
(5) 青少年育成鳥取県民会議補助金	青少年の健全育成活動を行っている青少年育成鳥取県民会議の運営に対し助成する。 【実施主体】青少年育成鳥取県民会議 【補助対象事業・経費】 ○県民会議運営事業 ○青少年健全育成運動事業 【県補助率（上限額）】10/10以内（予算額）	11,174
(6) 少年補導センター補助金	少年補導活動に対する経費を助成する。 【実施主体】少年補導センターを設置し運営する市町村 【補助対象事業・経費】 ○街頭補導事業 【県補助率（上限額）】1/3（500千円）	1,002
(7) 子ども電話相談運営費助成事業	子どもの悩みなどを電話で聞く子ども電話相談（チャイルドライン）を行う民間団体の運営費を助成すると共に、電話相談員の資質向上を図る。 【実施主体】チャイルドラインうさぎのみみ 【県補助率（上限額）】2/3ほか	555
合計		17,660

令和7年度一般会計当初予算説明資料

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

1 目 児童福祉総務費

家庭支援課（内線：7076）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
レクリエーション活動支援事業	1,752	1,752	0				1,752	
トータルコスト	2,541千円（前年度 2,535千円）〔正職員：0.1人〕							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

レクリエーションを県民・地域に普及・定着させ、県民の豊かな余暇活動を推進するため、全県的な活動を行う鳥取県レクリエーション協会が行う事業に対し補助を行う。

2 主な事業内容

鳥取県レクリエーション大会の開催経費の助成

【大会概要】

参加者：1,000名程度（予定）

会場：県内東、中、西部合計6箇所程度

開催種目：スポーツ吹矢、スカットボール（パットゴルフに似たゲーム）、ジェスチャーゲーム等

【補助率】3/4

高校生等通学費助成事業	43,000	43,000	0				43,000	
トータルコスト	46,155千円（前年度 46,130千円）〔正職員：0.4人〕							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

県内の高等学校等へ通学する生徒に助成する市町村に対して支援することにより、通学費用を理由に、子どもたちが高等学校等で希望する学びをあきらめることがないよう支援する。

2 主な事業内容

区分	内容
実施主体	市町村
補助率	1/2
補助内容	公共交通機関の通学定期券を利用して県内高校等に通学する生徒の保護者が負担する通学費の助成 ※保護者負担を7,000円/月以下に軽減する場合を対象とする
補助要件	(1) 公共交通機関：鉄道（JR、智頭急行、若桜鉄道）、路線バス (2) 高等学校等：高等学校（全日制、定時制、通信制）、高等専門学校（3年次まで）、特別支援学校高等部、専修学校高等課程。公立、私立は問わない。 (3) 高等学校を既に卒業した生徒や3年（定時制は4年）を超えて在学している生徒は対象外とする。 (4) 他の法令等により通学交通費の全額補助を受ける者は対象外とする。

3 その他（改善点等）

県内の高等学校等に通う生徒の約4割がバス、JR等の公共交通機関を利用しており、特に山間地域などから遠距離通学している生徒の保護者負担が重くなっており、令和2年度から県内全市町村が通学費に係る保護者の経済的負担の軽減を図るための通学費支援事業を行っている。

令和5年度からは、地域の活性化、公共交通機関の維持・存続等のため、市町村が控除額を引き下げて助成を拡充する場合における県の補助割合を引き上げるとともに、県外から鳥取県内の高等学校等に通学する生徒の保護者を助成対象に加え、一層の支援を図っている。

令和7年度一般会計当初予算説明資料

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

1 目 児童福祉総務費

家庭支援課（電話：0857-26-7149）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 児童養護施設等整備補助事業	34,020	0	34,020	22,680			11,340	
トータルコスト	38,752千円（前年度 0千円） [正職員：0.6人]							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

社会福祉法人が設置する児童養護施設の老朽化に伴う改築に係る経費を補助し、入所する児童等の安全及び環境の改善を図る。

2 主な事業内容

児童福祉施設等の新設、修理、改造、拡張又は整備を行う社会福祉法人に補助を行う。

【対象経費】施設整備に必要な工事費又は工事請負費・工事事務費

【県補助率（上限額）】国から受ける交付金の額に2分の3を乗じて得た額

家庭支援課（内線：0857-26-6150）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 倉吉児童相談所外構工事	9,603	0	9,603				9,603	
トータルコスト	10,392千円（前年度 0千円） [正職員：0.1人]							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

一時保護所に入所している児童や児童相談所に相談に訪れる来所者のプライバシー及び安全を確保するため、倉吉児童相談所に外構を整備する。

2 主な事業内容

倉吉児童相談所の建物と駐車場の間に目隠しフェンスを設置する。

令和7年度一般会計当初予算説明資料

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

1 目 児童福祉総務費

家庭支援課（電話：0857-26-6150）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) こどもと親の心の健康サポート事業	6,000	0	6,000				6,000	
トータルコスト	10,732千円（前年度 0千円） [正職員：0.6人]							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

令和7年4月に鳥取大学医学部附属病院精神科内に新設される児童思春期病床内に「こどもと親の心の健康サポートチーム」（以下、「サポートチーム」という。）が設置されることを契機に、児童相談所と病院側の連携を強化し、児童相談所が対応するケースや児童養護施設等に入所している子どもの対応困難事例を速やかに医療につなぐ体制を整える。

また、児童相談所をはじめとする児童福祉関係機関の困難事例等への対応力の向上（児童相談所の体制強化の一環）を図るとともに、県内の児童精神科医の確保と人材育成も進める。

2 主な事業内容

細事業名	内容
(1) 児童福祉現場と医療の連携体制構築	<ul style="list-style-type: none"> ・サポートチームに児童相談所等の対応困難事例を医療につなぐホットラインを設置 ・児童相談所が関与する個別事例へのサポートチームからの定期的な助言指導や事例検討の実施 ・施設で生活する児童等の個別事例について、支援方針等に関してサポートチームから助言 ・救急、警察、地域の輪番病院等の関係機関との連携強化の仕組みの構築 <p>※サポートチームメンバーは鳥取大学医学部附属病院精神科内の精神科医、精神保健福祉士、公認心理師、看護師</p>
(2) 人材育成	<p>【医療】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来の児童精神科医や臨床の場の確保 <p>【児童相談所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所職員の医療現場での職場実習の実施による対応力の向上
(3) 地域支援	<ul style="list-style-type: none"> ・児童精神科医療からの子どもの心のケアをテーマに、地域の保護者・養育者をはじめとした住民向けの講座を開催

令和7年度一般会計当初予算説明資料

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

1 目 児童福祉総務費

家庭支援課（内線：7687）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)「SNSやデジタル技術を使った被害から子どもたちを守る」SNS適正利用促進事業	5,465	0	5,465				5,465	
トータルコスト	6,254千円（前年度 0千円） [正職員：0.1人]							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要								
<p>SNSを介した闇バイト募集などの事案が顕在化している中、SNSやデジタル技術を使った犯罪やトラブルの被害者・加害者として巻き込まれてしまうことから子どもたちを守るため、保護者の一層の意識向上を図るとともに、子どもたちなどがSNS等による困りごとや悩みを気軽に相談できる体制を整備する。</p>								
2 主な事業内容								
細事業名	内容						予算額	
(1) SNS適正利用推進啓発リーフレット作成	SNSを介した犯罪や被害の事例、適正利用のための注意事項やペアレンタルコントロールの必要性を図解でわかりやすく説明したリーフレットを作成し、園児の保護者及び小中高生に配布する。						2,000	
(2) SNSへのターゲティング広告実施	主要SNSにおいて、SNS犯罪に巻き込まれないための適正利用方法や、フィルタリングで子どもたちを守ろう！をテーマとしたショート動画・バナー広告を発信する。 【対象者】 県内の各SNSユーザー（10代～40代） 【内容】 YouTube、インスタグラム、X（旧：Twitter）等での啓発広告配信						3,465	
(3) 青少年のSNS・ネットトラブル相談窓口創設	青少年がSNSやデジタル技術を使った被害やトラブルに巻き込まれそうになったときに気軽に相談できる専門の窓口を創設し、被害の未然防止を図る。 【対象者】 青少年及びその保護者						—	
合計						5,465		

令和7年度一般会計当初予算説明資料

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

2 目 児童措置費

家庭支援課（電話：0857-26-7893）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
児童措置費	2,260,210	1,922,873	337,337	1,091,093		<負担金> 17,533	1,151,584	
トータルコスト	2,271,511千円（前年度 1,932,863千円） [正職員：1人、会計年度任用職員：1人]							
事業内容の説明 1 事業の目的、概要 要保護児童等が安心して暮らせる環境を確保・支援するため、児童福祉法の規定により施設入所措置等となった児童・母子の委託に要する経費や同法の定める最低基準を維持するための費用を負担する。								
2 主な事業内容 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県が民間児童福祉施設へ措置（委託）する場合に要する経費 ・ 市及び福祉事務所設置町村が母子生活支援施設に措置する場合における県負担金（負担割合：国1/2、県1/4、市町村1/4） 								

令和7年度一般会計当初予算説明資料

3 款 民生費
2 項 児童福祉費
3 目 母子福祉費

家庭支援課（内線：7869）
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
ひとり親家庭等総合支援事業	31,435	29,737	1,698	15,806			15,629	
トータルコスト	54,037千円（前年度 50,499千円） [正職員：2人、会計年度任用職員：2人]							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

ひとり親家庭等の生活向上、経済的な自立の支援及び父母が離婚した子どもの健全な成長を支えるために各種事業を行う。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
(1) ひとり親家庭生活支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ひとり親家庭学習支援事業 <ul style="list-style-type: none"> ・学習支援、送迎支援 ○ひとり親家庭等生活向上事業 <ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭の日常生活の支援や地域からの孤立化を防止するための相談体制の充実を図るために行う各種事業 ・ひとり親家庭等日常生活支援事業 <ul style="list-style-type: none"> 家庭生活支援員の派遣による家事支援 ・ひとり親家庭等情報提供事業 <ul style="list-style-type: none"> webサイトの運営、メルマガ、公式LINE配信 ・ひとり親家庭等交流支援事業 <ul style="list-style-type: none"> ひとり親の交流サロン開催 ○ひとり親家庭寄り添い支援事業 <ul style="list-style-type: none"> 課題を抱えるひとり親家庭が適切な支援を受けられるよう、鳥取県母子寡婦福祉連合会と連携し相談支援体制を構築する。 	22,057
(2) ひとり親家庭自立支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ひとり親家庭就業支援事業 <ul style="list-style-type: none"> 技能講習等に関する事業 ・就業支援講習会事業（鳥取県母子寡婦連合会に委託） ・母子・父子自立支援員等研修事業 ○ひとり親家庭自立支援給付金事業 <ul style="list-style-type: none"> 自立に資する資格取得に係る資金を支給する。 <ul style="list-style-type: none"> ・自立支援教育訓練給付金事業 ・高等職業訓練促進給付金等事業 ・高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 ○母子父子自立支援員設置費 ○高等職業訓練促進資金貸付事業 <ul style="list-style-type: none"> 資格取得を目指すひとり親に必要な資金を貸し付ける。 <ul style="list-style-type: none"> ・高等職業訓練促進資金貸付事業 ・住宅支援貸付事業 	8,948
(3) ひとり親家庭子ども養育支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもの養育啓発事業 <ul style="list-style-type: none"> 離婚前後の父母を対象にした養育費と面会交流に関する学習会や、子の教育のための資金計画や家計管理に関する講習会を開催。 ○養育費にかかる公正証書等作成促進事業 <ul style="list-style-type: none"> 養育費の取り決めの債務名義（※）化を促進するため、公正証書作成等にかかる費用を助成する。 ※強制執行によって実現されることが予定される請求権の存在、範囲、債権者、債務者を表示した公の文書のこと。 ○子どもの養育相談関係職員研修支援事業 <ul style="list-style-type: none"> 養育費、面会交流等、子どもの養育のために離婚前に取り決めておくべき事項に係る相談に対応できるよう職員の研修を実施する。 	430
合計		31,435

令和7年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

3目 母子福祉費

家庭支援課（内線：7869）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
ひとり親家庭自立促進事業	6,361	682	5,679	1,246			5,115	
トータルコスト	7,150千円（前年度 1,465千円） [正職員：0.1人]							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要								
鳥取県ひとり親家庭自立促進計画に基づき、様々な困難に直面しているひとり親家庭等に対し、きめ細やかな福祉サービスの展開と自立に向けた支援を行う。								
2 主な事業内容								
細事業名	内容						予算額	
(1) 【新】全国母子寡婦福祉研修大会補助事業	令和7年度第75回全国母子寡婦福祉研修大会の鳥取県初開催に向けた補助を行う。 【補助対象者】鳥取県母子寡婦福祉連合会						1,000	
(2) 【新】ひとり親家庭相談支援センター個室化事業	ひとり親家庭相談支援センターについて、相談者のプライバシーの確保、子ども連れ等の相談者への配慮を図るため米子の相談支援センターを個室に移設する。						1,577	
(3) 【新】ひとり親家庭等支援施策周知促進事業	ひとり親支援施策は多岐に渡り、利用者に分かりづらいとの声があるため、必要な情報を的確に周知するため、ひとり親・離婚前後の親に向けた支援パンフレットを作成する。						1,248	
(4) 子どもの人権を守るための理解促進事業	離婚後も父母双方を親権者と定めることができる共同親権制度に関する国の動きなどを踏まえ、当事者・支援者の理解促進を図るため、セミナーの開催、周知啓発動画の作成を行う。 ・有識者等によるセミナーの開催 ・周知啓発動画作成、YouTube等での配信						1,854	
(5) 親権・養育110番事業	弁護士等による電話による法律相談を行う。 【実施方法】月2回、2時間程度。事前予約制で、担当弁護士が所属弁護士事務所等で相談者へ電話をかける。 【対象者】養育費等について相談したい者（男女、離婚の前後を問わず。全県を対象） 【相談内容】養育費の算定方法、取り決め方法、合意書の債務名義化など養育費全般。そのほか、離婚、親権、面会交流、慰謝料や財産分与などの法律に関する問題。						682	
合計							6,361	

令和7年度一般会計当初予算説明資料

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

3 目 母子福祉費

家庭支援課（内線：7869）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
児童扶養手当 支給事業	78,210	69,766	8,444	25,812			52,398	
トータルコスト	83,201千円（前年度 74,278千円）〔正職員：0.2人、会計年度任用職員：1人〕							
事業内容の説明								
<p>児童扶養手当の支給、調査・認定・市町村指導監査等に要する経費である。</p> <p>※児童扶養手当：父母の離婚などにより父又は母と生計を同じくしていない児童が養育されている母子家庭又は父子家庭の自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当</p>								
母子父子寡婦 福祉資金貸付 事業特別会計 繰出金	2,526	2,528	△2				2,526	
トータルコスト	3,315千円（前年度 3,311千円）〔正職員：0.1人〕							
事業内容の説明								
<p>母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき設置している「鳥取県母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計」の貸付事務費及び償還金収納事務費に充てるため、一般会計から繰り出す。</p>								

令和7年度一般会計当初予算説明資料

4 款 衛生費

1 項 公衆衛生費

5 目 母子衛生費

家庭支援課（内線：7572）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
母子保健指導 振興費	1,353	1,169	184	92			1,261	
トータルコスト	13,972千円（前年度 8,212千円） [正職員：1.6人]							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

母性並びに乳幼児の健康の保持増進を図るため、及び県内一律の母子保健水準を保ちつつ質の向上を図るため、母子保健に関する課題を明らかにし、母性並びに乳幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の施策を推進する。

また、幼児健診の実施及び健診医の確保を進めていくため、検討会及び医師及び各専門職を対象とした研修会を実施するとともに、各種母子保健に関する研修、講習会等へ参加し、母子保健事業従事者の質の向上を図る。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
(1) 母子保健諸費	母子保健に関する諸会議、市町村母子保健事業広域調整、母子保健事業功労者知事表彰に要する経費	364
(2) 母子保健推進体制整備事業	鳥取県における母子保健事業の評価、健診の精度管理等に関する協議（鳥取県健康対策協議会に委託）	805
(3) 【新】乳幼児健診体制整備事業	(1) 健診体制に係る検討会 今後の乳幼児健診の実施及び健診医の確保体制等について、関係者と検討を行う。 (2) 各種健診に係る研修会 各健診の流れや健診後のフォローアップ体制等について、医師及び専門職を対象とした研修会を行う。 【概要】 ・健診医を対象とした研修会 年1回 ・専門職（保健師、保育士等）を対象とした研修会 年2回	184
合計		1,353

3 その他（改善点等）

- ・平成9年度から、各種母子保健事業の実施主体が市町村に一元化されたが、県が当事業を活用して、母子保健に関する主要事業の方向性の提示、乳幼児健康診査マニュアルの策定、市町村間の調整や従事者講習会を実施することで、鳥取県における母子保健推進体制の整備が進んだ。今後も、社会環境等の変化や地域の実情に即した母子保健事業の見直し等に対して、広域的・専門的な助言・支援を実施する必要がある。

令和7年度一般会計当初予算説明資料

4 款 衛生費

1 項 公衆衛生費

5 目 母子衛生費

家庭支援課（内線：7572）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
乳児医療費等支援事業	7,092	7,192	△100				7,092	

トータルコスト 13,979千円（前年度 13,066千円）〔正職員：0.7人、会計年度任用職員：0.4人〕

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

医療を必要とする未熟児に対して市町村が行う未熟児養育医療に係る経費の一部を負担するとともに、妊娠高血圧症候群等により患っている妊産婦が必要な医療を受けるための経費の一部を支給する。また、心理的な負担が大きい低出生体重児及びその家族に対する理解促進の為の啓発に取り組む。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
(1) 未熟児養育医療費	<ul style="list-style-type: none"> ・指定医療機関に入院した未熟児に対し、市町村が医療の給付を行うのに要した費用（負担割合：国1/2、県1/4、市町村1/4） ・未熟児養育医療に係る診療報酬審査支払手数料（負担割合：県1/2、市町村1/2） 	5,246
(2) 妊娠高血圧症候群等療養支援費	妊娠高血圧症候群等により患っている妊産婦が必要な医療を受けるために入院した場合、その療養に要する経費の一部を支給する。	30
(3) 低出生体重児の相互支援促進に向けた啓発事業	<ul style="list-style-type: none"> ・世界早産児デー（11/17）に合わせた啓発、交流イベントを実施する。 ・通常の母子手帳では成長・発達を記録できない早産等による低体重出産児用の手帳（リトルベビーハンドブック）を改訂、増刷する。 	1,816
合計		7,092

3 その他（改善点等）

- ・令和4年度に低出生体重児の子育てを支援するため母子手帳の副本（リトルベビーハンドブック）を作成し、配布している。
- ・令和5年度から、世界早産児デー（11/17）に合わせて写真展及びライトアップを実施し、低出生体重児とその家族に対する理解啓発に取り組んでいる。

令和7年度一般会計当初予算説明資料

4 款 衛生費

1 項 公衆衛生費

5 目 母子衛生費

家庭支援課（内線：7572）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
健やかな妊娠・出産のための応援事業	17,882	17,611	271	8,846			9,036	
トータルコスト	32,079千円（前年度 31,696千円） [正職員：1.8人]							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

思春期以降の心身に関する悩みや妊娠・出産に関する不安に対し、正しい知識の普及啓発活動や相談窓口の設置を行い、切れ目ない妊娠・出産・子育て支援を強化する。また、居住地に関わらず安心・安全に出産できるよう遠方の分娩施設への交通費等を支援する。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
(1) 【拡充】性と健康の相談センター事業	思春期、妊娠、出産等の各ライフステージに応じた健康教室の開催や、健康相談・支援等を実施する。 ○基礎疾患のある妊産婦等への妊娠と薬外来加算【新規】 【内容】医療機関に委託して、基礎疾患のある妊産婦等への妊娠と薬に関する相談支援を実施する。 【補助上限】7,700円/件 ○プレコンセプションケアに関する相談支援加算【新規】 【内容】医療機関に委託して、プレコンセプションケアに関する相談支援を実施する。 【補助上限】7,700円/件	475
(2) 助産師への電話・メール・LINE相談事業	悩みや負担を抱える母親や思春期の若者等の相談対応を行い、正しい知識の啓発や助言を行う。	3,681
(3) とっとり妊娠SOS相談体制整備事業	予期しない（思いがけない）妊娠について、悩みや不安を抱える若者等からの相談に応じ、適切な医療や支援につなげる。	3,641
(4) 遠方の分娩施設への交通費等支援事業	居住地に関わらず安全・安心に妊娠・出産できるようにするため、遠方の分娩取扱施設で出産する必要がある妊婦に対して、分娩取扱施設までの移動にかかる交通費および宿泊費の支援を行う。	1,000
(5) 遠方の産科医療機関等で受診する妊婦健診時にかかる交通費支援	居住地に関わらず安全・安心に妊娠・出産できるようにするため、遠方の産科医療機関等で妊婦健診を受診する必要がある妊婦に対して、当該医療機関までの移動にかかる交通費および宿泊費の支援を行う。	500
(6) 思春期ピアカウンセラー活動支援事業	思春期の健康問題のひとつである性の健康問題（性感染症・人工妊娠中絶）について、正しい知識を普及啓発するとともに若者を支援する人材として、思春期ピアカウンセラーを養成し、中学校や高校に出向き、同世代の仲間（ピア）として、若者に寄り添い、健康教育や相談を行う。	1,358
(7) 描こう！ライフプラン出前講座事業	助産師が中学・高校や地域、企業等に出向き、手作り教材で妊娠・出産に関する知識の普及や、ライフプランを作成し、将来親になるための備えや、自分自身やパートナーとの関係を考える機会を提供する。 (1) 未来のパパママ育み出前教室（100回/年） ※中学・高校の生徒を対象 (2) 今から始める！いつかはパパママ出前教室（20回/年） ※大学、短大、専門学校生等20～30歳代を対象	5,992
(8) 新米パパに贈る子育て教室	出産を控えた父親に沐浴・妊婦体験・赤ちゃん人形だっこなどの体験に併せて、母親の抱える不安や父親に求められる意識、育児休業や里帰り出産など出産前に行うことのできる事前の準備などを伝え、自らの実践を経て、父親の育児参画の必要性を周囲に促すことのできる先輩パパを養成する。	1,122
(9) 「子育て安心マップ」の作成、その他事務費	相談窓口を掲載した「子育て安心マップ」の配布等を行う。	113
合計		17,882

令和7年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

1項 公衆衛生費

5目 母子衛生費

家庭支援課（内線：7572）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
願いに寄り添う妊娠・出産応援事業	92,838	78,829	14,009	1,777			91,061	
トータルコスト	111,791千円（前年度 98,890千円）〔正職員：2.1人、会計年度任用職員：0.7人〕							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要								
子どもを持ちたいという気持ちに寄り添い、願いをかなえるため、不妊検査及び不妊治療に対する県独自の助成を行い経済的負担の軽減を図る。								
2 主な事業内容								
細事業名	内容						予算額	
(1) 願いに寄り添う妊娠・出産応援ネットワーク会議	妊娠・出産を望む方への包括的な支援体制の構築に向け、必要な支援等を協議する。（年2回開催）						1,076	
(2) 不妊検査費助成金交付事業	不妊症の診断を行うために、医師が必要と認めた検査を夫婦が共に受けた場合について、検査費用のうち、保険適用外となる費用を支援する。 【助成額】 検査費用のうち保険適用外となる費用の10/10（上限2万6千円）を助成。（夫婦1組につき1回限り） 【対象者】 次のいずれにも該当する者 (1) 不妊検査開始時において、法律上の婚姻をしてから3年以内または妻の年齢が43歳未満の夫婦であること（事実婚含む） (2) 申請日時点で夫婦のいずれか一方が県内に住所を有している。						5,928	
(3) 【拡充】特定不妊治療費助成金交付事業	(1) 保険外併用で実施された先進医療への補助 【助成上限額】5万円/回 【助成回数】 治療開始時における妻の年齢が40歳未満の場合は6回/子、40歳以上43歳未満の場合は3回/子、43歳以上の場合は最大3回 ※43歳以上に初めて不妊治療を受ける場合も対象に追加【拡充】						22,400	
	(2) 全額自費診療で実施される治療への補助 【助成上限額】 採卵を伴う治療 30万円/回、採卵を伴わない治療 11万円/回 【助成回数】 治療開始時における妻の年齢が40歳未満の場合は6回/子、40歳以上43歳未満の場合は3回/子、43歳以上の場合は最大3回 ※43歳以上に初めて不妊治療を受ける場合も対象に追加【拡充】						42,010	
	(3) 保険適用外治療で実施されるPGT-A検査の補助 県内の医療機関でPGT-A検査（保険適用外）を実施する場合に、(2)の助成に上乗せして15万円を助成する。						10,000	
	(4) 自己負担上限額定額補助 不妊治療に係る自己負担額をさらに軽減するため、(2)及び(3)の助成を受けた後の自己負担額が高額療養費制度を活用した場合の自己負担額を上回る場合、上回る額の1/2を助成する。						6,120	
(4) 不育症検査費助成事業	不育症の診断に必要な保険適用外の検査費用を助成する。 【助成上限額】50,000円/回						180	
(5) 着床前検査（PGT-M検査）助成金交付事業	重篤な遺伝性疾患をもつ子どもが生まれる可能性のある夫婦が、医師が必要と認めた着床前検査（PGT-M検査）を行う場合に助成を行う。 【助成上限額】1,050千円/回						2,100	
(6) 不妊専門相談センター運営事業	不妊専門相談センターを開設し、医師・助産師による不妊・不育に関する専門的相談・指導やピア・サポート活動、不妊・不育に関する勉強会・相談会等を実施する。 【委託先】（東部）鳥取県立中央病院 （西部）医療法人社団ミオ・ファティリティ・クリニック						2,308	
(7) その他事務費	啓発資料作成費、広告費等						716	
	合計						92,838	

令和7年度一般会計当初予算説明資料

4 款 衛生費

1 項 公衆衛生費

5 目 母子衛生費

家庭支援課（内線：7572）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
産後ケアトータルサポート事業	37,949	16,000	21,949	3,940			34,009	

トータルコスト 41,104千円（前年度 19,132千円） [正職員：0.4人]

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

支援が必要な方がためらわず産後ケアを受けるための環境を整備するため、市町村と連携して産後ケアの充実に取り組む。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
(1) 産後ケア推進事業	子ども・子育て支援法の改正により産後ケア事業が地域子ども・子育て支援事業に位置付けられ、新たに県負担が導入されたことに伴い、市町村が実施する産後ケアに係る経費の一部を助成する。	12,146
(2) 【拡充】産後ケア施設・設備整備事業	産後ケア（宿泊型及びデイサービス型）を行う施設を増やすため、必要な増改築又は改修に要する工事費、設備購入費及び賃借料等を助成する。 【対象】市町村又は事業所 【補助上限額】 （宿泊型） 1か所あたり5,000千円（3,000千円から拡充） （デイサービス型）1か所あたり1,000千円 【補助率】 （1）市町村の補助がある場合：県1/2、市町村1/4、事業者1/4 （2）市町村の補助がない場合：県1/2、事業者1/2	15,000
(3) 【拡充】産後ケアカフェ事業	産後ケアの新たな受け皿として、心身のケアと妊産婦が気軽に集まって交流することのできる産後ケアカフェを開催する。 ※開催回数、時間等を拡充	7,744
(4) 【新】産後ケアコーディネーター事業	産後ケア事業の新規開拓支援、市町村・産後ケア事業者との定期的な意見交換会等による広域的な調整及び利用者からの産後ケア利用に関する相談支援等を行うため、産後ケアコーディネーターを配置する。	2,923
(5) 【新】産後ケアエキスパート認定等事業	産後ケアに従事する助産師等の知識の向上を図るための研修を実施するとともに、研修の受講者を「産後ケアエキスパート」として認定する。	136
合計		37,949

3 その他（改善点等）

令和2年度から産後ケア利用料無償化に取り組んで以降、産後ケア利用者は大幅に増加している。引き続き、県内における産後ケアの広域調整に取り組む。

【鳥取県産後ケア利用者数の状況】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
宿泊型	60人	345人	403人	527人	872人
デイサービス型	48人	138人	223人	426人	1,061人

※人数は各年度ごとの利用延人数

令和7年度一般会計当初予算説明資料

4 款 衛生費

1 項 公衆衛生費

5 目 母子衛生費

家庭支援課（内線：7572）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
妊婦のための支援給付交付金事業	14,550	68,363	△53,813				14,550	
トータルコスト	17,705千円（前年度 69,928千円） [正職員：0.4人]							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

妊娠期からの切れ目ない支援を行う観点から、市町村が実施する、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等の必要な支援につなぐ伴走型相談支援事業への支援を行う。

2 主な事業内容

細事業名	内 容	予算額
(1) 出産・子育て応援交付金	次の経済的支援を実施する市町村へ交付金を交付する。 ・出産応援ギフト 妊娠届出時／妊婦1人当たり5万円相当 ・子育て応援ギフト 出生届出後／こども1人当たり5万円相当 【補助対象】 令和7年3月31日までに出生した方で、令和7年4月1日以降に申請した者。 ※令和7年4月1日以降の出生者は、(2) 妊娠のための支援給付金（国10/10）として実施。 【負担割合】国2/3、県1/6、市町村1/6	4,867
(2) 【新】妊婦のための支援給付交付金	妊婦のための支援給付に取り組む市町村へ事務費にかかる交付金を交付する。 【負担割合】国1/2、県1/4、市町村1/4	9,683
(3) 【新】利用者支援事業<妊婦等包括相談支援事業>	妊娠期から出産・子育てまで一貫して伴走型支援を実施する市町村へ支援を行う。 【負担割合】国1/2、県1/4、市町村1/4	
合計		14,550

3 その他（改善点等）

- ・令和4年度に開始された出産・子育て応援交付金事業により、これまで市町村が行う妊産婦に対する伴走型相談支援と経済的支援を組み合わせ実施してきた。
- ・子ども・子育て支援法が改正され、令和7年度から経済的支援については、妊婦のための支援給付金事業として全額国庫補助対象となった。
- ・妊婦のための支援給付交付金を実施するための費用及び伴走型支援については、妊婦のための支援給付交付金及び利用者支援事業<妊婦等包括相談支援事業>として引き続き支援を行う。

令和7年度一般会計当初予算説明資料

4 款 衛生費

1 項 公衆衛生費

5 目 母子衛生費

家庭支援課（内線：7572）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
医学的検証によるこどもの安全・安心創出モデル事業	10,761	10,039	722	10,107			654	
トータルコスト	11,550千円（前年度 10,822千円） [正職員：0.1人]							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

成育基本法や、死因究明等推進法の成立を踏まえ、子どもの死亡検証に係る関係機関との連携など協力体制の構築、情報の収集・管理、専門家を交えた死因等の検証及びそれを踏まえた子どもの死亡の予防策を県へ提言する「予防のための子どもの死亡検証（Child Death Review）体制整備」に係る厚生労働省モデル事業を実施する。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
(1) 予防のための子どもの死亡検証体制整備モデル事業 【委託先】 鳥取大学医学部	医療機関、行政機関、警察等の関係機関と連携して、子どもの死亡に関する情報の収集を行うとともに、その死因について多角的に検証し、効果的な予防策を検討するため、医療機関、行政機関、警察等の様々な専門職や有識者を集めて検証委員会を開催する。	10,107
	子どもの死因究明のため、より実効性の高い検証が可能となる検査等を行う。	654
合計		10,761

※予防のための子どもの死亡検証（Child Death Review）

何らかの事情や原因で子どもが亡くなった際に、同じことを繰り返さないために、専門家などがこれから何をどうすればよいのかを検討し、命を守るための予防策を導き出すという取組。

子どもが死亡した時に、子どもの既往歴や家族背景、死に至る直接の経緯等に関する様々な情報を複数の機関から収集し、複数の機関と専門家により死因の検証を行うことにより、効果的な予防対策を導き出し予防可能な子どもの死亡を減らすことを目指す。モデル事業により検証作業の課題抽出を行い、国へフィードバックすることで、今後のCDRの体制整備に向けた検討材料とする。

令和7年度一般会計当初予算説明資料

4 款 衛生費

1 項 公衆衛生費

5 目 母子衛生費

家庭支援課（内線：7572）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県新生児マスキリング推進事業	35,460	14,547	20,913	7,509			27,951	
トータルコスト	37,615千円（前年度 15,330千円）〔正職員：0.1人、会計年度任用職員：0.4人〕							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

新生児の先天性代謝異常を早期発見して適切な治療を行うことで、その疾患から生じる重篤な症状や心身の発達障がい予防するため、県等が新生児に対する先天性代謝異常等検査（以下「新生児マスキリング検査」という。）を実施するとともに、近年、検査法・治療技術の進歩によって、早期発見、早期治療を行うことで症状の改善が見込まれるようになったいくつかの疾患を対象にした拡大新生児マスキリング検査もあわせて実施する。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
(1) 新生児マスキリング検査	各医療機関が保護者の同意を得た上で生後4～7日の新生児の血液を採取し、委託検査機関において新生児マスキリング検査を行う。 【検査対象疾患】25疾患（クレチン症、甲状腺機能低下症等）	18,035
(2) 【新】拡大新生児マスキリング検査	各医療機関が保護者の同意を得た上で生後4～7日の新生児の血液を採取し、委託検査機関において拡大新生児マスキリング検査を行う。 【検査対象疾患】2疾患（重症複合免疫不全症、脊髄性筋萎縮症）	17,425
合計		35,460

3 その他（改善点等）

本県では、県内で出生した新生児のうち、保護者が検査を希望した者に対して新生児マスキリング検査を実施した。

拡大新生児マスキリング検査について、令和6年6月補正予算において、西部地区でモデル実施していたが、体制が整ったことから、令和7年4月から全県に展開する。

令和7年度一般会計当初予算説明資料

4 款 衛生費

1 項 公衆衛生費

5 目 母子衛生費

家庭支援課（内線：7572）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) プレコンセプションケア推進事業	16,913	0	16,913	2,765			14,148	
トータルコスト	41,363千円（前年度 0千円） [正職員：3.1人]							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

若年世代の健康意識の向上を図るとともに、ライフプランを考える機会を提供するため、「若者と次世代の健康づくり」に繋がるプレコンセプションケア（※）を推進する。

※男女ともに、性や妊娠に関する正しい知識を身につけ、若いうちから健康管理を行うこと。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
健診推進事業 （1）プレコンセプションケア健診事業補助金	プレコンセプションケア健診（貧血検査、性感染症、妊孕性等に関する健診）に取り組む市町村と協働して、原則として個人負担なく無償で健診を受けられるよう支援を行う。 【実施主体】市町村 【補助率】県1/2、市町村1/2 【補助内容】 （1）健診事業 30,000円/回 （補助対象） ・18～39歳の男女（配偶者の有無を問わない）のうち、健診実施市町村が定める者 ・県が指定する医療機関で、指定する検査項目を受診した場合に限る （2）（1）の実施に係る事務費	10,226
（2）プレコンセプションケア健診体制整備補助金	プレコンセプションケア健診に係る医療機関の費用請求・支払に係るシステム整備の費用を助成する。 【補助対象】鳥取県国民健康保険団体連合会	3,000
普及啓発等 （3）プレコンセプションケア情報発信事業	（1）リーフレット・ポスター等による普及啓発（2,015千円） （2）講演会、オンラインセミナー、支援者向け研修の実施（1,270千円）	3,285
（4）プレコンセプションケア健診の在り方検討会の運営	プレコンセプションケア健診の実施方法等について、国や市町村、医療従事者等の専門家により包括的な検討を行う。また、プレコンセプションケア健診事業の経過確認や効果検証を行う。	402
相談・健診後のフォローアップ体制 ※別事業で計上 （5）性と健康の相談センター事業	（1）基礎疾患のある妊産婦等への妊娠と薬外来加算【新規】 【内容】鳥取大学医学部附属病院に委託して、基礎疾患のある妊産婦等への妊娠と薬に関する相談支援を実施する。（101千円） （2）プレコンセプションケアに関する相談支援加算【新規】 【内容】医療機関に委託して、プレコンセプションケアに関する相談支援を実施する。（101千円） （3）性と健康の相談センター事業（273千円） 【内容】思春期、妊娠、出産等の各ライフステージにおける男女等を対象に、健康相談支援の実施、研修の開催、広報活動を実施する。	(475)
（6）助産師への電話・メール・LINE相談事業	妊娠や育児に関する悩みを抱える母親や思春期の若者等の相談対応を行い、正しい知識の啓発や助言を行う。	(3,681)
合計		16,913

令和7年度一般会計当初予算説明資料

4 款 衛生費

1 項 公衆衛生費

7 目 難病対策費

家庭支援課（内線：7572）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
小児慢性特定疾病対策事業	108,545	107,634	911	52,594			55,951	
トータルコスト	126,180千円（前年度 124,382千円） [正職員：1.5人、会計年度任用職員：1.7人]							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

慢性疾患（国が指定する疾患（788疾患）に限る。）により長期にわたり治療を必要とする児童等（以下「慢性疾患児童等」という。）の健全な育成を図るため、慢性疾患児童等に対して医療費、日常生活用具を給付し、県外受診に要する交通費の一部及び長期入院時の保護者の付添に要する費用の一部を支援する。また、慢性疾患児童等の自立や成長について、地域の社会資源を活用するとともに、利用者の環境等に応じた支援を行う。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
(1) 小児慢性特定疾患医療費助成事業	小児慢性特定疾患児童の医療費の一部を公費負担し、患者家族の負担軽減と治療研究の促進を図る。	97,703
(2) 小児慢性特定疾患児童日常生活用具給付事業	市町村が行う特殊寝台等の日常生活用具18品目の給付に対して補助を行う。 (負担割合)	512
区分		
(1) 市及び福祉事務所を設置している町村		1/2 — 1/2
(2) 福祉事務所を設置していない町村		1/2 1/4 1/4
(3) 【拡充】小児慢性特定疾患交通費助成事業	県内医療機関で対応できない小児慢性特定疾患の治療のため、小児慢性特定疾患児童が県外医療機関を受診するための交通費の一部を助成する。 ※鳥取市分は除く。 ※助成回数を3回/年→5回/年に拡充	1,000
(4) 小児慢性特定疾患児童等長期入院時付添支援事業	慢性特定疾患の治療のため、小児慢性特定疾患児童が長期入院する場合の保護者の付き添いに要する費用について支援を行う。 【補助対象要件】 次の要件を満たす場合に補助を行う。 (1) 5日以上入院する小児慢性特定疾患児に対して、保護者が病院に付き添い支援を行うこと。 (2) 付き添いの必要性が高い子ども 【補助対象経費】 ・子どもの付き添いの為に病院に宿泊する際の寝具レンタル代（補助率1/2） ・食事等、その他必要なもの（定額1,000円/日）	2,820
(5) 【拡充】小児慢性特定疾患児童等自立支援事業	慢性疾患児童等及びその家族への各種相談対応及び情報提供、患者（保護者）同士の交流、疾患に関する研修会を実施する。 ※令和7年度よりピアカウンセリングに取り組む【拡充】	6,369
(6) 小児慢性特定疾患対策地域協議会の設置・運営	小児慢性特定疾患児童等及びその家族に必要な支援、実施事業等について審議等を行う。	129
(7) 事務費		12
合計		108,545

3 事業目標・取組状況・改善点

慢性疾患児童等に対し医療費の助成を行うとともに、日常生活用具の給付、県外の医療機関を受診する場合の交通費の一部の助成、家族が小児慢性特定疾患児童の長期入院に付き添うことによって生じる付添ベッドのレンタル代や食事等の費用の支援を行い、経済的負担の軽減に取り組んでいる。引き続き、児童の健全な育成を図るために支援を行う。

令和7年度一般会計当初予算説明資料

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

福祉相談センター（電話：0857-23-6214）

1 目 社会福祉総務費 <地方機関計上予算>

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
福祉相談センター管理運営費	〔債務負担行為〕 3,506 12,950	14,163	〔債務負担行為〕 3,506 △1,213				〔債務負担行為〕 3,506 12,950	
トータルコスト	39,484千円（前年度 35,341千円） [正職員：1.2人、会計年度任用職員：5人]							

事業内容の説明

鳥取県福祉相談センター（鳥取県中央児童相談所・鳥取県女性相談支援センター・鳥取県東部知的障害者更生相談所）の運営及び施設の維持管理に要する経費である。

※債務負担行為

事項	期間	限度額
電話交換機等の賃貸借契約	令和8年度から令和12年度まで	3,506

令和7年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

5目 児童福祉施設費 <地方機関計上予算>

喜多原学園（電話：0859-27-1101）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
喜多原学園管理運営費	46,396	39,168	7,228	8,744		<使用料40、負担金775> 815	36,837	
トータルコスト	198,463千円（前年度 187,620千円） [正職員：16.9人、会計年度任用職員：5.5人]							
事業内容の説明								
児童自立支援施設である喜多原学園の運営及び施設の維持管理に要する経費である。								

令和7年度一般会計当初予算説明資料

3 款 民生費
 2 項 児童福祉費
 1 目 児童福祉総務費

子ども発達支援課（内線：7865）
 （単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
重い障がいのある子ども等の在宅生活支援事業	13,894	13,844	50				13,894	

トータルコスト 64,371千円（前年度 63,924千円）〔正職員：6.4人〕

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

重い障がいのある子ども等の在宅生活の支援のため、障害者総合支援法等による支給の対象とならないサービスのうち、県が定めた事業を実施する市町村への補助や、在宅の重症心身障がい児者・知的障がい児・身体障がい児・発達障がい児及びその保護者等が身近な地域で療育指導・相談を受けられる体制の充実を図る。

2 主な事業内容

細事業名	内容		
(1) 障がい児者在宅生活支援事業 (10,722千円)	細事業名	補助内容	
	家庭外看護師派遣支援事業 (県1/3、市町村1/3、本人1/3)	要医療障がい児者が家庭外で活動する場合の看護師等派遣経費。	
	エアーマットレスレンタル助成事業 (県1/3、市町村1/3、本人1/3)	体位変換に常時介助を要する在宅生活中の重度身体障がい児者に係るエアーマットレスのレンタル経費。	
	入院時付添依頼助成事業 (県1/3、市町村1/3、本人1/3)	常時の付き添いが求められる重心児者等が入院した際に、家族以外の者に付き添いを依頼した場合の必要経費。	
	家庭内排痰補助装置助成事業 (県1/3、市町村1/3、本人1/3)	常時又は随時排痰が必要な重度身体障がい児者等に係る排痰補助装置のレンタル経費。	
	身体障害者手帳交付対象外の難聴児への補聴器購入等助成事業 (県1/3、市町村1/3、本人1/3)	身体障害者手帳の交付対象外の難聴児に係る補聴器の購入等経費。	
	施設入所障がい児者等在宅生活支援事業 (県1/2、市町村1/2)	障がい者支援施設等に入所している障がい児者等に係る一時帰宅中のサービス利用経費。	
	要医療障がい児者受入事業所看護師配置等助成事業 (県1/2、市町村1/2)	条例で定める基準を超えて看護師等を配置し、要医療障がい児者を受け入れる事業所の看護師等配置経費及び訪問看護利用経費。	
	要医療障がい児者受入事業所医療機器購入助成事業 (県1/2、市町村1/2)	要医療障がい児者を受け入れるために看護師等を配置した事業所の医療機器購入経費。	
重度障がい児者地域移行等推進事業 (県1/2、市町村又は本人1/2)	入所中等の医療的ケアを要する重度障がい児者を対象に、グループホーム等での生活体験を実施する事業所の必要経費。		
(2) 障がい児等地域療育支援事業 (3,172千円)	細事業名	内容	実施施設
	療育等支援施設事業	・家庭訪問等、地域への訪問指導 ・外来による相談、指導 ・保育所等の職員に対する技術指導	鳥取療育園、中部療育園、皆成学園、総合療育センター、若草学園（委託）、あかしや（委託）、陽なた（委託）
	療育拠点施設事業	療育等支援施設への専門的技術支援	総合療育センター
地域療育担当支援員配置事業	地域療育担当支援員による相談支援、地域における啓発活動等	鳥取療育園、中部療育園、総合療育センター	

3 その他（改善点等）

- 1 障がい児者在宅生活支援事業
 - (R1) 13市町村が延べ33事業を実施
 - (R2) 14市町村が延べ28事業を実施
 - (R3) 13市町村が延べ29事業を実施
 - (R4) 12市町村が延べ25事業を実施
 - (R5) 14市町村が延べ29事業を実施
- 2 障がい児等地域療育支援事業
 - ・身近な地域で障がい児を預かる保育所、幼稚園等に専門スタッフを派遣し、療育に係る指導・助言を行っている。
 - ・各圏域でニーズ・課題等をとらえ、地域に密着したテーマで地域療育セミナーを開催し、障がいに対する理解啓発、支援者のスキルアップを図っている。

令和7年度一般会計当初予算説明資料

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

1 目 児童福祉総務費

子ども発達支援課（内線：7865）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
発達障がいのある子ども等の総合支援事業	19,394	16,847	2,547	9,594			9,800	

トータルコスト 28,329千円（前年度 25,272千円）〔正職員：0.7人、会計年度任用職員：1人〕

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

発達障がい等の当事者及びその家族に対し、ライフステージに応じて一貫した支援を行うため、県全体の発達障がいに係る支援施策について検討し、家族支援や人材育成などの支援体制の整備を図る。

また、発達障がいや不登校等の子どもの心の問題に対応するため、鳥取大学医学部附属病院を拠点病院と位置づけ、医療・保健・福祉等のネットワークを構築するほか、『エール』鳥取県発達障がい者支援センターに発達障がい者地域支援マネージャーを配置し、市町村や事業所等の後方支援の充実を図ることにより、発達障がい児者の地域生活の充実と各地域における支援体制の確立を目指す。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
(1) 鳥取県発達障がい支援地域協議会	発達障がい支援体制の整備、円滑な実施のための検討を行う。	134
(2) ペアレントメンターに係る家族支援事業	ペアレントメンター（よき相談相手である先輩保護者）の活用を進め、発達障がい児者の家族支援の強化を図る。 ・ペアレントメンター・コーディネーター配置事業 ・ペアレントメンター早期相談事業 ほか	4,583
(3) ペアレントメンター相談事業	ペアレントメンター活動の促進を図るため、ペアレントメンターを登録し、相談活動等を実施する団体に活動経費を補助する。 （補助率：10/10）	160
(4) ペアレント・トレーニング普及推進事業	各市町村、療育機関職員等を対象にペアレント・トレーニングの講習会と実施後検討会を各年1回実施し、ファシリテーターを養成する。	516
(5) 発達障がい者相談支援人材養成事業	相談支援機関職員、市町村保健師、教員等を対象に、思春期から青年期の発達障がい児者の相談・支援が適切にできる人材を養成するための研修を年5回実施する。	164
(6) 発達障がい者地域支援マネージャー配置事業	『エール』鳥取県発達障がい者支援センターに発達障がい者地域支援マネージャーを配置し、地域におけるネットワークの構築、市町村への後方支援等を行う。	1,646
(7) 発達障がい情報発信強化事業	・国連が定める世界自閉症啓発デー（4月2日）及び厚生労働省が推進する発達障害啓発週間（4月2日～8日）を広く県民にPRする。 ・発達障がい啓発リーフレット等を作成し、学校や支援機関に配布する。	571
(8) 子どもの心の診療ネットワーク整備事業	拠点病院（鳥取大学医学部附属病院）内に、事業の推進を図るための推進室を設置し、下記事業を委託して実施する。 ・子どもの心の診療ネットワーク整備事業 ・子どもの心を支えるスタッフスキルアップ事業 ・子どもの心に関する理解啓発事業	11,087
(9) 発達障がい診療協力医研修	発達障がいの専門医が地域の小児科医に具体的な診療法等を伝える研修を実施する。	533
合計		19,394

3 その他（改善点等）

- ・ペアレントメンターの人数（R5年度養成後）：84人
- ・ペアレント・トレーニングファシリテーター養成人数：（R1）34人（R2）20人（R3）34人（R4）23人（R5）45人
- ・発達障がい診療協力医研修：（R1）4人（R2）3人（R3）3人（R4）2人（R5）0人

令和7年度一般会計当初予算説明資料

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

1 目 児童福祉総務費

子ども発達支援課（内線：7865）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
医療的ケアが必要な子ども等の総合支援事業	68,128	79,648	△11,520	4,898			63,230	
トータルコスト	72,860千円（前年度 84,343千円）〔正職員：0.6人〕							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」に基づき、「医療的ケア児支援センター」を設置して各種相談に応じるとともに、医療的ケア児者の在宅支援に係る人材の育成・確保等を総合的に行うことにより、医療的ケア児等とその家族が、地域で安心して生活できる環境を整える。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
(1) 医療的ケア児等支援センター設置事業	医療的ケア児や重症心身障がい児者の支援に関する専門性の高い相談に総合的に対応できる窓口（医療的ケア児等支援センター）を各圏域に設置し、相談業務、関係機関との連携調整、人材育成を行い、医療的ケア児やその家族等の適切な支援に繋げる。	32,652
	総合窓口	19,220千円
	東部相談窓口	13,432千円
	中部相談窓口	—
(2) 医療的ケア児等に係る人材確保事業	啓発活動や事業所見学により、重症心身障がい児及び医療的ケア児を支援する通所支援事業所の人材確保を図る。	229
(3) 医療的ケア児等の在宅支援を担う看護職員等養成研修事業	医療的ケア児等の支援について専門的知識を有する拠点施設の看護師等が、経験の少ない事業所職員に、医療的ケアの技能及びNICUからの在宅移行並びに在宅支援に関する研修を実施する。	1,745
(4) 医療的ケア児に係る訪問看護師育成支援事業	医療的ケア児の支援に対応する訪問看護ステーションの拡大を図るために、経験豊かな事業者の訪問支援に、経験の少ない事業所職員が同行して実地研修を行うときの人件費相当額を、両者に補助する。	880
(5) NICUからの地域移行支援事業	新生児集中治療室及び集中治療室での治療が終了した子どもが、早期に退院して安心安全に地域で生活できることを目的として、自宅への移行に際し、訪問看護及び訪問リハビリテーションに関わる仕組みを構築する。	600
(6) 医療的ケアを必要とする小児慢性特定疾病児童等の一時預かり事業	医療的ケアを必要とする小児慢性特定疾病児童等の居場所の確保及び家族のレスパイトを目的として、当該児童を一時的に預かり、必要な療養上の管理、日常生活上の世話その他必要な支援を行う。	272
(7) 医療型ショートステイ支援事業	医療的ケアの必要な重度の障がい児者の地域生活を支援するため、県内の医療機関等が実施する医療型ショートステイに係る支援の充実を図る。	23,000
(8) 医療的ケア児等の送迎支援事業	医療的ケア児等の受診時等に移動のため使用する大型の福祉タクシー車両等が十分でないため、事業者に購入費用等を補助する。また、家族にとって大きな経済的負担となっている移動経費について助成する。	8,750
	医療的ケア児等送迎用車両導入事業	3,750千円
	医療的ケア児等の送迎支援事業	5,000千円
合計		68,128

3 その他（改善点等）

- ・相談窓口での安定的な支援体制の整備、ショートステイ事業や訪問看護事業等在宅サービスの充実、専門知識技能を持つ支援者の育成等を行った。
- ・医療的ケア児等の送迎支援事業及び医療的ケア児に係る訪問看護師育成支援事業について、令和5年度まで利用実績がなかったが、市町村や訪問看護ステーションへの事業周知や協力依頼を行い、利用につながった。

令和7年度一般会計当初予算説明資料

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

1 目 児童福祉総務費

子ども発達支援課（内線：7865）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
障がいのある子どもへの給付事業	614,143	608,062	6,081	82,080			532,063	
トータルコスト	640,959千円（前年度 634,667千円） [正職員：3.4人]							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

児童福祉法に基づき、障害児入所施設等が障がい児に対して社会自立に必要な知識・技能の訓練・指導を行うことで、もって障がい児の福祉の増進及び向上を図るため、知的障がい児、肢体不自由児、重症心身障がい児等が、障害児入所施設等を利用する場合にかかる経費の一部を、障害児入所施設等に対して支給する。

また、障害者総合支援法に基づき、身体に障がいのある児童等の健全な育成を図り、当該児童が生活能力を得るために必要な医療の給付を行う。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
(1) 入所措置費	県が障がい児を障害児施設に措置入所させるためにかかる入所に関する費用	39,224
(2) 通所給付費	障がい児の保護者等が障害児通所支援事業所と契約を締結し、通所支援を受ける際にかかる経費及び障害児相談支援にかかる経費の一部（市町村への負担金）	447,275
(3) 入所給付費	障がい児の保護者等が障害児入所施設と契約を締結し、入所支援を受ける際にかかる経費の一部	70,729
(4) 入所医療費	契約入所及び措置入所をしている障がい児が治療を受けたときにかかる医療費の一部	54,207
(5) 自立支援医療費（育成医療）	身体に障がいのある児童又は現存する疾患を放置すれば将来障がいを残すと認められる児童のうち、確実な治療効果が見込まれるものにかかる医療費の一部（市町村への負担金）	2,584
(6) 審査支払事務手数料（委託料）	医療費の審査・支払事務の委託	124
合計		614,143

令和7年度一般会計当初予算説明資料

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

1 目 児童福祉総務費

子ども発達支援課（内線：7151）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
子ども発達支援課管理運営費	14,814	11,401	3,413				14,814	
トータルコスト	35,320千円（前年度 31,746千円） [正職員：2.6人]							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

県内障がい児施設管理及び県立障がい児施設の運営の効率化、サービスの向上を図るとともに、障がい児支援の業務全般を円滑に行う。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
(1) 療育園電子カルテ整備事業	鳥取療育園及び中部療育園の電子カルテシステムの稼働に係る機器リース及び保守等委託を行う。 また、鳥取大学医学部附属病院で整備している県内の医療ネットワーク「おしどりネット」を利用して、カルテ情報を共有しながら地域医療及び利用者の利便性の向上を図る。	4,245
(2) 療育支援シニアアドバイザー派遣事業	発達障がい児支援等に専門的な知見を有し、かつ実績のある医師を県立障がい児施設に派遣する。	2,220
(3) 皆成学園土地取得関係費	民有地である自立訓練棟敷地の一部の買い取りに要する経費。	3,831
(4) その他事業	<ul style="list-style-type: none"> ・システム管理費等 ・重症心身障がい児・者関係医療機関会議費 ・障がい児者事業所職員等研修事業 ・児童発達支援センター利用料軽減事業 ・子ども発達支援課管理運営費 	4,518
合計		14,814

令和7年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

1目 児童福祉総務費

子ども発達支援課（内線：7865）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
きこえない・きこえにくい子どもの総合支援事業	29,581	28,025	1,556	10,463			19,118	
トータルコスト	33,525千円（前年度 31,938千円）〔正職員：0.5人〕							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

きこえない・きこえにくい子どもとその家族に必要な情報を提供し、相談の窓口となるとともに、関係機関の専門性を生かした支援機能を結びつける中核となるセンターを整備し、切れ目のない支援を行う。

また、聴覚障がいは早期に発見され、適切な支援が行われることで、聴覚障がいによる音声言語発達への影響が最小限におさえられることから、聴覚障がいの早期発見、早期療育が図られるよう、新生児聴覚検査に係る検査体制や連携体制の整備を行う。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
(1) きこえないきこえにくい子どものサポートセンター設置事業	<ul style="list-style-type: none"> ・きこえない・きこえにくい子どもとその家族に、子どもの今後を考える上で必要な情報を提供し、相談窓口となるとともに、切れ目のない支援体制を構築するため、関係機関の専門性を生かした支援機能を結びつける中核となるセンターを設置する。 ・コーディネーターや支援員による定期的な出張相談等の実施により、身近な地域で、保護者等が相談しやすい環境を整備する。 （委託先：公益社団法人鳥取県聴覚障害者協会）	25,654
(2) 新生児聴覚検査体制整備事業	(1) 新生児聴覚障がい支援検討会 聴覚障がいの早期発見と聴覚障がい児に対する早期支援体制を推進するため、新生児聴覚検査の実施体制や連携体制等について協議を行う。 (2) 検査機器購入支援事業 聴覚検査機器を所有していない産科医療機関等が検査機器（自動ABR）を購入する場合に、購入費を支援する。	3,927
合計		29,581

令和7年度一般会計当初予算説明資料

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

1 目 児童福祉総務費

子ども発達支援課（内線：7865）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 〈基金繰入金〉	一般財源	
(新) 発達障がい児医療人材確保・定着事業	3,070	0	3,070			3,070		
トータルコスト	3,859千円（前年度 0千円） [正職員：0.1人]							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

発達障がい児の増加や支援ニーズの多様化により発達障がいに対応できる医療資源が全県的に不足している。県立療育機関において県外から転入する発達障がい等の診断・治療を担う医師を確保するとともに、研究の支援を行い専門性の向上と定着を図ることで、県内の発達障がいの診療提供体制の強化を図る。

2 主な事業内容

県内の発達障がい等の診療に従事する医師の不足を解消し、医療体制の充実を図るため、県外から転入し、転入に伴い新たに県立療育機関において任期の定めのない常勤の医師として発達障がい等の診療に従事する者に、専門性を高める研究資金の貸与を行うとともに、研究への支援を行う。※所定の要件を満たせば返還を免除。

＜発達障がい児医療研究資金＞

対象者	次のいずれにも該当する医師 (1) 鳥取県外から転入する者 (2) 転入に伴い新たに県立療育機関において任期の定めのない常勤の医師として発達障がい等の診療に従事する者 (3) 臨床研修修了後一定の発達障がい等の診療の経験を有し、発達障がいの診断及び投薬治療ができる者
貸与額	300万円
募集人数	1名
選考方法	申請書及び面接による選考
返還免除	県立療育機関において任期の定めのない常勤の医師として発達障がいの診療に従事した期間が3年間を経過した場合、貸与を受けた研究資金の全額の返還を免除する。
研究への協力	鳥取大学医学部附属病院脳神経小児科の協力を得て、研究へ支援を行う。

(新) 障がい児支援人材確保・職場環境改善等事業	23,583	0	23,583	23,583				
トータルコスト	24,372千円（前年度 0千円） [正職員：0.1人]							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

障がい児支援現場における生産性を向上し、業務効率化や職場環境の改善を図ることで、職員の離職防止・職場定着を推進し、従事者の処遇改善に取り組む県内の障がい児福祉事業者を支援する。

2 主な事業内容

福祉・介護職員等処遇改善加算を取得している事業所のうち、生産性を向上し、更なる業務効率化や職場環境の改善を図り、障がい児支援人材確保・定着の基盤を構築する事業所に対し、所要の額を補助する。

【補助額】職員1名当たり54千円/月相当

【対象人数】全県で434人（最大想定）

令和7年度一般会計当初予算説明資料

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

5 目 児童福祉施設費

子ども発達支援課（内線：7865）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
障がい児施設安全・安心推進事業	12,750	3,600	9,150	9,000			3,750	
トータルコスト	18,271千円（前年度 9,078千円） [正職員：0.7人]							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

障がい児施設において、ICTを活用して職員の業務負担軽減を推進しながら安全・安心な障がい児支援を提供することで、子どもの安全を守るための万全の対策を講じるとともに、子どもを預けている保護者の不安解消を図る。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
(1) ICTを活用したこどもの見守り支援事業	【補助対象経費】 支援システムの導入に必要な購入費、改修費、リース料、保守費、工事費、通信費等 【補助率】4/5 【補助基準額】200千円	2,400
(2) 登降園管理システム導入支援事業	【補助対象経費】 支援システムの導入に必要な購入費、改修費、リース料、保守費、工事費、通信費等 【補助率】4/5 【補助基準額】端末購入なし200千円、端末購入あり700千円	3,600
(3) 障がい児支援分野のICT導入モデル事業	【補助対象経費】 情報端末、ソフトウェア（開発の際の開発基盤のみは対象外）、通信環境機器等、保守経費等（クラウドサービス、保守・サポート費、導入設定、導入研修、セキュリティ対策など） 【補助率】3/4 【補助基準額】1,000千円	6,000
(4) 保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業	【補助対象経費】 性被害・不適切保育防止対策に資する設備等（パーテーション、簡易扉、簡易更衣室、カメラ、人感センサーライト等）を導入するために必要な需用費（燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、備品購入費 【補助率】3/4 【補助基準額】100千円	750
合計		12,750

令和7年度一般会計当初予算説明資料

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

5 目 児童福祉施設費

子ども発達支援課（内線：7865）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 強度行動障がい児環境整備事業	4,500	0	4,500		<2,000> 4,000		500	県費負担 2,500
トータルコスト	5,289千円（前年度 0千円） [正職員：0.1人]							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要								
強度行動障がい児の受け入れ先の確保・充実のため、新たに施設整備に係る経費の補助を行う。								
2 主な事業内容								
【補助対象】								
強度行動障がい児の支援を行うため、以下の場合に係る経費の補助を行う。								
<ul style="list-style-type: none"> ・施設の新設 ・既存施設の改良・小修繕 ・支援に必要な備品の購入 								
※国事業である次世代育成支援対策施設整備交付金の交付対象となった施設は対象外								
【実施主体】								
社会福祉法人、特定非営利活動法人、営利法人等								
（入所系）障がい児入所施設								
（通所系）児童発達支援センター、児童発達支援、放課後等デイサービス								
【補助金額】								
1,500千円／1名（1居室）								
※平均して2,000～3,000千円程度／居室の整備費がかかるため、その1/2相当の1,500千円を上限として設定する。								

(注) 起債欄の< >書きは交付税措置額を除いた額である。
 県費負担額は、起債欄の< >書きの金額に一般財源の金額を加算した額である。

令和7年度一般会計当初予算説明資料

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

皆成学園（電話：0858-22-7208）

12 目 障がい者自立支援事業費 <地方機関計上予算>

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
地域生活支援事業（発達障がい者支援センター運営費）	2,538	2,689	△151	1,269			1,269	

トータルコスト 51,956千円（前年度 50,838千円） [正職員：5.4人、会計年度任用職員：2人]

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

発達障がい児者に対する支援を総合的に行う地域の拠点として、発達障がい児者及びその家族からの相談に応じるとともに、地域における総合的な支援体制の整備の促進を図る。

2 主な事業内容

細事業名	内容
(1) 相談支援	発達障がい児者及びその家族等からの相談に応じ、適切な助言を行う。
(2) 発達支援	保育所、療育機関等へ通所している発達障がい児者に対して、適切な発達支援方法について助言する。
(3) 就労支援	就労を希望する発達障がい者に対して、関係機関と連携しながら適切な助言を行う。
(4) 普及啓発及び研修	発達障がい児者に対する社会全体での理解を深めるために、普及啓発を目的とした講演会を実施する。また、支援技術の向上や支援体制の整備促進を図るために、関係機関の支援者を対象とした研修会を実施する。

3 その他（改善点等）

令和5年度は、普及啓発講演会及び支援者向け研修会を3件実施して、延べ595人が参加した。令和6年度はオンデマンド配信配信1件、実地開催2件の合計3件実施して、延べ1,000人参加を予定している。

令和7年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

5目 児童福祉施設費 <地方機関計上予算>

皆成学園（電話：0858-22-7188）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
皆成学園費	84,476	206,905	△122,429	7,904		<使用料 31,747、受託 事業収入 3,394、雑入 1、その他 2,229> 37,371	39,201	

トータルコスト 572,506千円（前年度 688,986千円） [正職員：59.8人、会計年度任用職員：4.8人]

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

知的障がい等のある児童が入所や短期入所等で利用するに際し、児童の能力や適正、希望にそって自立を支援する。併せて、児童の社会自立に必要な知識・技能を獲得するための日常生活の訓練等のサービスを提供し、地域での生活ができるよう支援する。

2 主な事業内容

県立の福祉型障害児入所施設（入所事業、短期入所事業、児童発達支援事業、日中一時支援事業を実施）である皆成学園の管理運営等に要する経費である。

3 その他

令和6年度は、屋上の防水工事（81,627千円）や2号棟・3号棟廊下への冷暖房設置（52,000千円）を行い、入所者の生活環境の改善を図った。

令和7年度については、避難経路の整備や将来の一人暮らしに向けた生活の練習を行うユニットルームの設置等を予定（別途、「入所利用児童の安心・安全な生活環境整備事業」で所要額を計上）しており、引き続き入所者の安心・安全の確保等に向けた環境整備を進めていく。

(新)入所利用児童の安心・安全な生活環境整備事業	53,280	0	53,280		<23,500> 47,000		6,280	県費負担 29,780
--------------------------	--------	---	--------	--	--------------------	--	-------	----------------

トータルコスト 54,069千円（前年度 0千円） [正職員：0.1人]

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

入所児童の安心・安全の確保等に向け、必要な施設・設備の整備を行う。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
(1) 浴室見守りセンサーの設置(2カ所)	入所児童が安全に一人でユニットバスで入浴ができるようにする。	506
(2) 内部改修工事	○2号棟 避難経路整備工事 避難経路となる掃き出し窓と屋外の段差を解消するとともに、中庭の避難経路を車いすやバギー利用者も安全に利用できるようにする。 ○3号棟男子棟 ユニットルームの設置 自立度の高い男子児童が、将来をイメージした生活の練習（アパート等での一人暮らし）ができるよう、衣類庫と和室を改修し、ユニットルームを設置する。	41,575
(3) 管理棟玄関（正面自動ドア・東側入口）セキュリティ強化	管理棟から児童が生活している入所棟への外部からの侵入を防ぎ、児童及び職員の安全を確保するため、管理棟玄関（2箇所）に電子錠を設置するもの。	1,347
(4) 食堂棟ほか外壁・建具改修工事	食堂棟及び渡り廊下外壁の亀裂から浸水し雨漏りが発生しているため、予防保全工事を行う。あわせて、経年劣化している外部建具のペアガラス化を実施する。（R7設計、R8工事）	3,275
(5) ジョイホール（体育館）エアコン設置改修工事	てんかん発作・熱中症への対策等として、天候・温度変化にかかわらず、児童が適温で安全に活動できる場を確保する。（R7設計、R8工事）	6,577
合計		53,280

(注) 起債欄の<>書きは交付税措置額を除いた額である。

県費負担額は、起債欄の<>書きの金額に一般財源の金額を加算した額である。

令和7年度一般会計当初予算説明資料

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

5 目 児童福祉施設費 <地方機関計上予算>

総合療育センター（電話：0859-38-2155）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
総合療育センター費	〔債務負担行為〕 990 323,004	〔債務負担行為〕 321 324,440	〔債務負担行為〕 669 △1,436	750		〔債務負担行為〕 <使用料> 990 <使用料 318,795、受託 事業収入692、 雑入2,017> 321,504	750	
トータルコスト	1,171,825千円（前年度 1,149,986千円）〔正職員：101人、会計年度任用職員：15.3人〕							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

総合療育センターは、病院、障害児入所施設及び児童発達支援施設であり、入所及び通所の障がい児・者への機能訓練や療育指導を実施している。この「総合療育センター費」は、本県における障がい児・者療育の中核機関である同センターの外來、入所及び通所事業等を運営するための経費である。

2 主な事業内容

細事業名	内容
(1) 医療型障害児入所	入所児（重症心身障がい児や肢体不自由児）への医療の提供や機能訓練、療育指導等により、卒後の地域生活移行を目指した支援を行う。
(2) 短期入所	地域で生活する医療ケアが必要な障がい児（者）を短期入所として受け入れ、家族のレスパイト（介護の一時中断）等が可能となるよう支援を行う。
(3) 医療型児童発達支援	運動障がいや発達障がいのある未就学児への集団保育活動や療育訓練を通じて児の全般的な発達を促すとともに、二次障がいを予防するための支援を行う。
(4) 生活介護	養護学校卒後の重症心身障がい者に対し、様々な日中活動等を通して生活の質向上に向けた支援を行う。
(5) 医療保険診療	肢体不自由児や発達遅れ、またはその心配のある患者に対し、医療保険により診療・手術・リハビリ等を行う。

※債務負担行為

事項	期間	限度額
回診用X線撮影装置システム保守業務	令和8年度から令和12年度まで	990

令和7年度一般会計当初予算説明資料

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

5 目 児童福祉施設費 <地方機関計上予算>

総合療育センター（電話：0859-38-2155）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
総合療育センター外壁塗装工事	101,558	2,754	98,804		<45,500> 91,000		10,558	県費負担 56,058
トータルコスト	102,347千円（前年度 3,537千円） [正職員：0.1人]							
事業内容の説明								
中長期保全計画に基づき、経年劣化した外壁を再塗装する工事を行う。								
(新) 総合療育センター廊下改修工事	1,597	0	1,597		<500> 1,000		597	県費負担 1,097
トータルコスト	2,386千円（前年度 0千円） [正職員：0.1人]							
事業内容の説明								
総合療育センターのリハビリ棟廊下について、歩行時の揺れが激しいため改修を行う。（R7設計、R8工事）								

(注) 起債欄の< >書きは交付税措置額を除いた額である。

県費負担額は、起債欄の< >書きの金額に一般財源の金額を加算した額である。

令和7年度一般会計当初予算説明資料

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

5 目 児童福祉施設費 <地方機関計上予算>

鳥取療育園（電話：0857-29-8889）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取療育園費	29,323	26,001	3,322			<使用料 26,956、受託 事業収入30、 雑入139> 27,125	2,198	
トータルコスト	178,895千円（前年度 172,196千円） [正職員：16.8人、会計年度任用職員：5人]							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

肢体不自由児及び発達に遅れのある児童に対して、日常生活動作の訓練、指導、相談等必要な療育サービスを提供することによって、それぞれの児童の適性に応じた育ちを支援する。

2 主な事業内容

県立児童発達支援センターである鳥取療育園の管理運営等に要する経費である。

細事業名	内容	定員
(1) 医療型児童発達支援	肢体不自由や運動発達に遅れのある未就学児と保護者への保育を通しての療育指導や相談（親子通所）	10人
(2) 児童発達支援	自閉症等広汎性発達障がいのある未就学児への個別及び小集団による療育指導と相談（親子通所）	10人
(3) 保育所等訪問支援事業	保育所等を訪問し、集団生活への適応のために当園で進めてきた支援のきめ細やかな伝達を行い、生活の充実を支援する。	—
(4) 外来診療	小児科医等による診療、理学療法士等によるリハビリテーション	—

令和7年度一般会計当初予算説明資料

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

5 目 児童福祉施設費 <地方機関計上予算>

中部療育園（電話：0858-27-0780）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
中部療育園費	19,676	17,151	2,525			<使用料 19,318、受託 事業収入20、 雑入338> 19,676		
トータルコスト	120,089千円（前年度 115,014千円） [正職員：11人、会計年度任用職員：4人]							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

肢体不自由児・発達障がい児等に対し、通園等の方法により日常生活動作の訓練・指導等必要な療育を行うことにより福祉の増進及び向上を図る。

2 主な事業内容

県立児童発達支援センターである中部療育園の管理運営等に要する経費である。

細事業名	内容	定員
(1) 医療型児童発達支援（ぐんぐん）	肢体不自由児や発達に遅れのある未就学児と保護者を対象に、保育や医学的な療育訓練・相談を通して、それぞれの児童の適性に合った育ちを支援する。	併せて 10人
(2) 放課後等デイサービス（もこもこ塾）	学齢期の肢体不自由児を対象に、日常生活動作訓練等必要な療育サービスを提供する。	
(3) 外来診療	肢体不自由児、発達（知能、運動、言葉、行動、情緒等）に遅れや心配のある児童を対象に、小児科及び整形外科に係る医療支援を行う。	—

(新) 中部療育園3階改修工事	9,647	0	9,647		<4,000> 8,000		1,647	県費負担 5,647
トータルコスト	10,436千円（前年度 0千円） [正職員：0.1人]							

事業内容の説明

外来診療、言語訓練、心理検査に対する地域のニーズ増加に対応するため、現在倉庫として利用している3階を改修し、診察室や訓練室を増設することにより、施設の機能強化を図る。（R7設計、R8工事）

(注) 起債欄の< >書きは交付税措置額を除いた額である。
県費負担額は、起債欄の< >書きの金額に一般財源の金額を加算した額である。

令和7年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

8目 私立学校振興費

総合教育推進課（内線：7022）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
私立学校施設整備費補助金	〔債務負担行為〕 8,514 101,928	〔債務負担行為〕 1,771 58,368	〔債務負担行為〕 6,743 43,560				〔債務負担行為〕 8,514 101,928	
トータルコスト	106,660千円（前年度 63,063千円） [正職員：0.6人]							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

私立中学校・高等学校等の校舎等の改築、大規模修繕等に要する経費の一部を補助することにより、教育環境の整備を図る。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
(1) 私立高等学校等大規模修繕等促進事業補助金	<p>建築後、概ね20年以上経過した私立中学校・高等学校の既存校舎等の修繕に係る経費に対して補助を行う。 【補助率】 1/3</p> <p><令和7年度実施校></p> <ul style="list-style-type: none"> ア 鳥取敬愛高等学校 <ul style="list-style-type: none"> ・校舎照明設備改修工事（2,092千円） イ 米子北高等学校 <ul style="list-style-type: none"> ・第1校舎及び管理棟改修工事（30,810千円） ウ 米子北斗中学校・高等学校 <ul style="list-style-type: none"> ・屋内運動場及び管理棟修繕工事（4,132千円） エ 米子松蔭高等学校 <ul style="list-style-type: none"> ・空調設備更新工事（9,999千円） ・第1体育館渡り廊下改修工事（5,182千円） ・給水設備改修工事（24,812千円） 	77,027
(2) 私立学校振興資金利子補助金	<p>私立中学校・高等学校等の校舎等の改築（建替え）、大規模修繕事業等施設整備等のための借入金に係る利息の支払いに対して補助を行う。（1%まで、最長10年間） 【上限額】 借入利率又は年1%のいずれか低い額（最長10年間）</p> <p><令和7年度新規実施校></p> <p>米子松蔭高等学校（給水設備改修工事等） ※債務負担行為 8,514千円（令和8年度～令和16年度）</p>	24,901
合計		101,928

3 その他（改善点等）

- ・平成28年度から平成30年度までの期間に鳥取敬愛高校、鳥取城北高校、倉吉北高校及び米子北高校の改築等事業に対して経費の一部を補助し、耐震化率（文科省調査ベース）は100%を達成した。
<校舎等改修・大規模修繕等の状況>
- R6年度 米子北高校（第1校舎トイレ等改修工事）、米子北斗中学・高校（空調設備改修工事）、米子松蔭高校（空調設備改修工事）
- ・令和6年度から、防犯監視システム等の設備設置等に対する補助制度（国庫補助の対象とならないもの。）を創設した。
- R6年度実施校 鳥取敬愛高校、米子北高校

令和7年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

8目 私立学校振興費

総合教育推進課（内線：7022）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
私立学校教育振興補助金	1,994,548	1,972,780	21,768	292,506			1,702,042	
トータルコスト	2,000,069千円（前年度 1,978,258千円） [正職員：0.7人]							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

私立学校（高等学校、中学校、専修学校）の教育条件の維持向上、生徒・保護者の教育費負担の軽減及び学校経営の安定化を図り、各私立学校の特色ある取組を支援する。

2 主な事業内容

補助金名	校数	内容	県補助率	予算額
鳥取県私立高等学校教育振興補助金	8	一般分（人件費、教育管理費、設備費） 1,678,421 特別分（舎監配置、経営改善、土曜日授業、アクティブラーニング推進、地域連携による校外教育活動等） 21,505	定額 1/3、1/2他	1,699,926
鳥取県私立中学校教育振興補助金	3	一般分（人件費、教育管理費、設備費） 169,143 特別分（土曜日授業、アクティブラーニング推進等） 2,725	定額 1/2、2/3他	171,868
心豊かな学校づくり事業補助金	11	私立中学高等学校の特色ある次の取組への支援 【新規】外国人入学生受入環境整備（通訳人材配置等） 次世代人材育成（英語教育の強化、国際交流推進） 教育相談体制整備（スクールカウンセラー配置） 外部人材活用（教員業務支援員、部活動指導員）など 高等学校8校 15,298、中学校3校 3,358	3/4	18,656
鳥取県私立専修学校教育振興補助金	10	一般分（教育管理費、設備費）※人件費加算あり 20,743 技能教育施設関連分(3校)※高等学校と並ぶ後期中等教育機関（人件費、教育管理費、設備費） 81,046 （人権教育、情報教育等の魅力づくり） 1,475 授業目的公衆送信補償金への支援 534	1/15 1/2 1/2、10/10 2/3	103,798
職業実践専門課程支援事業	2	認定を受けた専門学校が企業と連携して行う実習等職業実践活動経費への支援	1/2	300
合計				1,994,548

3 その他（改善点等）

- 私立高等学校・中学校教育振興補助金
 - ・平成19年度に単価方式に変更して以降、概ね3年ごとに単価見直しを行っており、令和6年度において全日制、通信制とも実勢を踏まえて単価の改定を行った。
- 心豊かな学校づくり事業補助金
 - ・国の制度改正に伴い、外国人入学生の受入れのための環境整備に係る支援メニューの追加を行う。
- 専修学校に対する補助金
 - ・令和6年度には、地域に必要な医療、介護、情報に関する専門人材の育成を行う専門課程において、配置基準を超えて人員配置し、手厚い教育を行う場合の人件費加算を創設した。

令和7年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

8目 私立学校振興費

総合教育推進課（内線：7022）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
私立学校支援等事業	130,179	130,540	△361	972		415	128,792	
トータルコスト	153,051千円（前年度 153,233千円） [正職員：2.9人]							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

人材育成の場としての私立学校の魅力向上のため、私立学校の行う取組に対して幅広く支援を行う。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
(1) 私立学校 JET-ALT配置支援事業	私立中学・高等学校が行う、JETプログラムを活用したALT配置事業に係る経費に対して支援する。 【補助率】3/4	10,350
(2) 海外進学に必要な民間英語試験受験料助成事業	高校生等が家庭の経済状況にかかわらず海外進学を目指せるよう、低所得世帯の高校生等に対して所定の英語試験の受験料を支援する。 【補助率】1/2（上限：20千円）	200
(3) 私立学校あいサポート教育推進事業	①私立学校手話教育推進事業 私立中学・高等学校での手話教育の取組に対して支援する。 【補助率】3/4 ②私立高等学校等特別支援教育サポート事業 特別な配慮が必要な生徒に対する学習環境整備（研修費用、設備整備等）に要する経費の一部を助成する。 【補助率】1/2、1/3	3,555
(4) いじめ問題対策事業	学校満足度などを把握する心理調査（hyper-QU）を実施する私立中学・高等学校に対して支援し、心理調査の結果を活用した配慮を要する生徒の早期発見のための研修を通じていじめの未然防止につなげる。 【補助率】1/2	1,481
(5) 私学共済事業等助成事業	①【拡充】私立学校協会補助金 私立学校の教職員を対象とする研修会や専門学校等進学フェア等の開催経費の助成を行う。 【補助率】1/2 ※R7は補助上限額を増額 ②私立学校経営相談事業補助金 私学経営の諸問題に対する研究分析、研修等に要する経費の助成を行う。 【補助率】1/2 ③私立学校退職金給付財源補助金 退職金給付の財源積立に対する助成を行う。 【補助率】36/1000 ④日本私立学校振興・共済事業団補助金 長期給付事業に係る掛金負担に対する助成を行う。 【補助率】8/1000	112,910
(6) 学校法人等連絡調整費	私立学校審議会の運営、優良卒業生知事表彰、私学教育功労者表彰に要する経費、学校法人、私立学校の認可・調査等に係る事務費	1,683
合計		130,179

3 その他（改善点等）

○外国語教育の支援

私立中学・高等学校の3校が私立学校JET-ALT配置支援事業を活用して、令和7年度は外国語指導助手3名を配置するほか、高校生等が家庭の経済状況にかかわらず海外進学を目指せるよう、令和5年度から所定の英語試験の受験料を支援している。

○私立学校の質の向上・健全な運営等への支援

県内高校生等に向けて行う専門学校等進学フェアは、県内高等教育機関も出展するなど広がりを見せ、生徒の進路選択の幅を広げる機会となっている。

令和7年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

8目 私立学校振興費

総合教育推進課（内線：7824）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
私立高等学校等就学支援金支給等事業	1,305,831	1,343,913	△38,082	1,065,676			240,155	
トータルコスト	1,315,214千円（前年度 1,352,825千円） [正職員：0.8人、会計年度任用職員：0.9人]							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

家庭の状況にかかわらず、全ての中学生・高校生等が安心して勉学に打ち込める環境を作るため、授業料等を補助（学校の代理受領）し、家庭の教育費負担の軽減を図る。

2 主な事業内容

対象者	補助金名	概要・支給額 （世帯の収入状況等に応じて決定）	予算額
高校生	(1) 就学支援金	家庭の教育費負担を軽減 ○支給額（授業料に充当） 9,900円/月～33,000円/月	1,020,358
	(2) 総合支援金	(1) に上乗せして支給 ○支給額（授業料に充当） 4,950円/月～9,900円/月 ○支給額（その他納付金に充当） 3,600円/月～7,200円/月	111,557
	(3) 学び直し支援金	高校等中途退学後、再び高校等で学び直す際、(1) の支給期間を超過する生徒等に支援 ○支給額（授業料に充当） 9,900円/月～24,750円/月	2,376
	(4) 授業料減免補助金	技能連携高進学者・原級留置者等、(1) の対象とならない生徒に支援 ○支給額（授業料に充当） 16,500円/月～33,000円/月	8,633
中学生	(5) 就学支援金	家庭の教育費負担を軽減 ○支給額（授業料に充当） 9,900円/月～33,000円/月	68,746
	(6) 総合支援金	(5) に上乗せして支給 ○支給額（授業料に充当） 4,950円/月～9,900円/月 ○支給額（その他納付金に充当） 2,750円/月～5,500円/月	10,937
	(7) 授業料減免補助金	罹災者・家計急変世帯等、(5) の対象とならない生徒に支援 ○支給額（授業料に充当） 16,500円/月～33,000円/月	396
専攻科生	(8) 専攻科支援金	家庭の教育費負担を軽減 ○支給額（授業料に充当） 17,800円/月～35,600円/月	7,904
専修学校生	(9) 授業料等減免費交付金（高等教育の修学支援新制度）	対象の専修学校（専門課程）に通う学生の家庭の教育費負担を軽減 ○支給額（入学金に充当） ～160,000円 ○支給額（授業料に充当） ～590,000円/年	71,657
事務費	(10) 高等学校等就学支援金事務費	私立高等学校等の設置者に対して、事務費を交付	2,964
	(11) 中学校就学支援金事務費	私立中学校の設置者に対して、事務費を交付	303
合計			1,305,831

3 その他（改善点等）

○就学支援金（高校生・中学生）

平成22年度に、国の制度を基に私立高等学校及び私立専修学校（高等課程）に通う生徒を対象として開始するとともに、同制度に準じた県独自の私立中学校就学支援金制度を創設（平成22年度6月補正）し、高校と同額の授業料支援を行っている。

令和2年度からは国の制度改正により支援が拡充され、私立高等学校について世帯年収の目安で590万円未満の家庭における実質無償化が実現したことから、私立中学校に対する就学支援金についても、高校と同様に県独自の上限額の引き上げを行った。

○総合支援金

令和2年度に県独自の制度として創設し、世帯による就学支援金支給額の差を軽減する授業料支援や低所得世帯に対し授業料以外の納付金の支援を行う等、家庭の経済的負担の軽減を図るための支援を実施している。

令和7年度一般会計当初予算説明資料

2 款 総務費

1 項 総務管理費

8 目 私立学校振興費

総合教育推進課（内線：7022）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
不登校対策事業	57,603	23,719	33,884				57,603	
トータルコスト	58,392千円（前年度 24,502千円） [正職員：0.1人]							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

民間（私立学校等）のノウハウを活用しながら、児童生徒・保護者のニーズに応じて選択肢を提供するフリースクールを運営する事業者を支援することにより、不登校児童生徒に対する教育の機会を確保する。

また、家庭の経済状況にかかわらず、義務教育段階にある児童生徒の学びや成長を保障するため、フリースクール等に通う児童生徒の通所費用等に対して支援を行う。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
(1) 鳥取県フリースクール連携推進事業補助金	「不登校児童生徒を指導する民間施設のガイドライン」に沿ってフリースクールを設置運営する事業者に対して、運営費等の助成を行う。 <補助率> 1/2 <上限額> 1施設あたり 4,000千円	46,721
(2) 鳥取県不登校児童生徒支援事業費補助金	市町村が、県内のフリースクール等に通所する児童生徒の授業料等（会費・交通費等）に対して助成を行う場合に、当該市町村の助成事業費に対して助成を行う。 <補助率> 市町村負担額の1/2 <上限額> 授業料 児童生徒1人あたり 【拡充】 10,000円/月又は授業料月額 1/3のいずれか低い額 交通費等 小学生1人あたり 1,500円/月 中学生1人あたり 3,000円/月	10,882
合計		57,603

3 その他（改善点等）

- ・ 県内の認定フリースクールは令和6年度末までに12施設（令和5年度末7施設）への拡大を見込んでいる。
- ・ 授業料支援について、令和6年度からは保護者の所得要件を撤廃したところであるが、令和7年度からは、保護者の一層の負担軽減を図るため、補助上限額を拡充する（6,600円/月→10,000円/月又は授業料月額の1/3のいずれか低い額）。

令和7年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

8目 私立学校振興費

総合教育推進課（内線：7022）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考	
				国庫支出金	起債	その他	一般財源		
私立学校等物価高騰対策支援事業	16,200	7,900	8,300	16,200					
トータルコスト	16,989千円（前年度 8,683千円） [正職員：0.1人]								
事業内容の説明									
1 事業の目的、概要									
物価高騰が長期化し、厳しい運営環境にある県内の私立中学校や高等学校、各種学校等について、必要な予算措置を講じることで、学びの継続を支援する。									
2 主な事業内容									
物価高騰下にあっても生徒の適切な学習環境を確保するために私立学校の運営支援を継続する。									
	区分	支援額					予算額		
	私立中学校及び私立高等学校	学校規模に応じた定額支援					10,400		
		高等学校（大規模） 2,000千円							
		高等学校（中規模） 1,000千円							
		高等学校（小規模） 400千円							
		中学校 400千円							
	学校寮を設置している私立高等学校	1校当たり500千円					2,500		
	各種学校	1校当たり100千円 （うち自動車学校には、1校あたり100千円を加算）					2,100		
	フリースクール	1施設当たり100千円					1,200		
		合計					16,200		

令和7年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

8目 私立学校振興費

総合教育推進課（内線：7022）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) AT免許教習体制整備補助金	14,168	0	14,168				14,168	

トータルコスト 14,957千円（前年度 0千円） [正職員：0.1人]

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

令和6年6月26日に公布（令和8年4月1日から段階的に施行）された道路交通法施行規則の一部改正により、大型免許等にオートマチック（AT）免許が導入されることに伴い、就職を希望する高校生の選択肢の拡大や慢性的な労働力不足に陥っている物流業界及びバス業界の雇用環境を整える観点から、AT免許教習体制の整備を行う自動車学校に対して緊急的に支援を行う。

2 主な事業内容

細事業名	内容	補助率 （補助対象経費の上限額）	
		AT免許教習体制整備補助金	指定自動車教習所が行うAT免許教習に使用する車両の購入経費に対して補助を行う。

※補助期間はR7年度からR9年度まで。1校あたり各車種1台限りとする。

(新) 官民連携によるフリースクール伴走支援事業	9,271	0	9,271	9,271				
--------------------------	-------	---	-------	-------	--	--	--	--

トータルコスト 10,060千円（前年度 0千円） [正職員：0.1人]

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

県内フリースクールの伴走支援体制や不登校児童生徒の保護者への情報提供・相談体制を構築し、不登校の子どもへの支援モデルを創出する。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
(1) フリースクール運営基盤強化のための伴走支援	各フリースクールにおいて発達障がい等の児童生徒の特性の多様化への対応が課題となっていることから、フリースクールの伴走支援を委託し、指導力の向上を図る。 <委託先> NPO法人多様な学びプロジェクト（川崎市）	6,487
(2) 県内不登校支援施設情報の集約及び不登校児童生徒の保護者の相談対応	県内の不登校支援施設情報を集約したポータルサイトでの情報発信や、保護者からの通所相談や保護者同士が悩みや不安を相談し合うオンラインコミュニティの設置を委託し、不登校の子どもや保護者への支援メニューを充実させる。 <委託先> とっとりフリースクールネットワーク（鳥取市）	2,784
合計		9,271

3 その他（改善点等）

本県の小中学校における不登校児童生徒数は11年連続で増加しており、令和5年度は過去最高の1,656人と前年度から287人増加し、100人当たり出現率は3.93人（令和4年度3.20人）となっている。

県内の認定フリースクールは、令和6年度末で12施設（令和5年度末7施設）にまで拡大しているものの、支援が必要な児童生徒の発達障がいなどの特性は多様化しており、個別の児童生徒に合った支援など対応が複雑化している。

また、フリースクールの情報を保護者に案内する仕組みが必要となっている。

令和7年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費
2項 企画費
2目 計画調査費

総合教育推進課（内線：7814）
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
公立大学法人公立鳥取環境大学運営費交付金等事業	〔債務負担行為〕 12,000 625,946	563,939	62,007		〈3,500〉 7,000	〈財産収入 3,828 基金繰入金 363,923〉 367,751	〔債務負担行為〕 12,000 251,195	県費負担 254,695
トータルコスト	633,833千円（前年度 571,764千円）〔正職員：1人〕							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

公立大学法人公立鳥取環境大学の運営に必要となる経費の一部について、運営費交付金等として交付するとともに、令和2年度から始まった修学支援新制度（高等教育の無償化）における、環境大学の授業料等無償化に要する経費を、授業料等減免費交付金（修学支援新制度分）として別枠で交付する。
また、大学の設立団体に係る事務を県と鳥取市が共同で管理・執行する「新生公立鳥取環境大学運営協議会」及び大学の業務実績を評価する評価委員会の開催などに要する経費を支出する。

2 主な事業内容

(1) 運営費交付金算定の考え方

- ア 大学の適切な運営に必要な標準的な支出見込額と、学生納付金（受験料、入学金、授業料）等の標準的な収入額との差を、用途を特定しない運営費交付金として交付する。（県・鳥取市折半）
ただし、退職手当及び各年度に臨時的に必要な経費は、個別に必要な額を措置する。
- イ 緊急かつ大規模な修繕等の経費については、別に大規模修繕費補助金として交付する。
- ウ 運営費交付金と大規模修繕費補助金の合計額は、地方交付税算入試算額以内とする。

(2) 所要額

- ア 運営費交付金 495,737千円
（標準分）455,168千円
標準支出1,694,463千円－標準支出784,128千円＝910,335千円×1/2（県・市折半）
（その他）40,569千円
退職手当、システム更新等 81,139千円×1/2（県・市折半）
- イ 大規模修繕費補助金 42,311千円
大学ZEB化等に要する経費（太陽光発電設備設置、照明LED化等）
総事業費213,369千円から環境省助成（補助率2/3）を除いた額×1/2（県・市折半）
- ウ 新生公立鳥取環境大学運営協議会負担金 334千円
- エ 授業料等減免費交付金（修学支援新制度分）87,564千円
〔拡充：国制度〕令和7年度から多子世帯の授業料及び入学料の無償化

※債務負担行為

事項	期間	限度額
空調設備改修工事	令和8年度	12,000

3 その他（改善点）

地域の公立大学としての使命を果たすため、中期目標に従い、大学の質向上や地域に必要とされる大学づくりを進めている。近年では、学内外での積極的なSDGs活動の推進、副専攻制度の導入、データサイエンス教育を推進する組織の設置等に取り組んでおり、志願者・入学者を確保し、安定経営に努めている。

一方、18歳人口の急減期を見据え、大学だけでなく、設置者や関係機関、産業界を巻き込み、県内外の学生に選ばれる魅力ある大学づくりに取り組み、「環境」をテーマとした強みを明確に打ち出すなど、将来を見通した大学運営などが必要とされており、地域のニーズに向き合いながら、引き続き、改革・改善の取組を進められるよう支援する。

（注）起債欄の〈〉書きは交付税措置額を除いた額である。
県費負担額は、起債欄の〈〉書きの金額に一般財源の金額を加算した額である。

令和7年度一般会計当初予算説明資料

2 款 総務費
2 項 企画費

総合教育推進課（内線：7814）
（単位：千円）

2 目 計画調査費

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
高等教育機関等支援事業	6,634	6,042	592				6,634	
トータルコスト	12,155千円（前年度 11,520千円）〔正職員：0.7人〕							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

県内の若者の定着及び県外の若者を呼び込むため、県内大学と大都市の大学との連携・交流を促進し、県内大学の魅力化を図る。

また、県内5つの高等教育機関、商工団体、医療・福祉団体、行政等が連携して県内の課題解決に資する「とっとりプラットフォーム5+α」の取組を支援し、県内の高等教育及び地域の更なる活性化を推進する。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
(1) 大都市の大学との連携強化事業	大都市の大学との連携を促進するため、大都市の大学のゼミ等の大学生グループが県内の地域において行う調査研究活動等に対して支援を行う。 【対象大学】鳥取県と連携協定等を締結している大都市の大学及び当該大学と連携する県内大学 【対象費用】交通費、宿泊費、保険料、地元関係者との交流に要する経費等 【補助率】1/2（上限300千円）	900
(2) 「とっとりプラットフォーム5+α」運営支援事業	「とっとりプラットフォーム5+α」の事務局を担う藤田学院（鳥取看護大学・鳥取短期大学）に、コーディネーターを1名配置する。 ・コーディネーター人件費（1/2補助）	3,214
(3) その他事務費等		2,520
合計		6,634

3 その他（改善点等）

○「とっとりプラットフォーム5+α」運営支援事業

平成29年10月に、鳥取短期大学がとりまとめ校となり、「とっとりプラットフォーム5+α」が組織化され、現在、県内5つの高等教育機関、商工団体、医療・福祉団体、文化団体及び行政（県・県教委・倉吉市）が共同・連携して、若者定着や地域交通、県立美術館のサポートといった地域課題の解決に向けた取組を行っている。

令和7年度は、若者が「子ども食堂」の応援や地域防災活動に積極的に参加する取組や、地域交通の維持・利用促進といった、地域課題の解決に資する取組を推進していく。

令和7年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費
2項 企画費
2目 計画調査費

総合教育推進課（内線：7814）
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
学術振興・人材育成事業	4,480	4,480	0				4,480	
トータルコスト	11,578千円（前年度 11,523千円） [正職員：0.9人]							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要								
児童生徒の科学的思考力・知的創造力を高め、地域や社会を支える次代を担う人材を育成するため、未来に役立つものづくり教育や身近な科学、地域・郷土研究を实践できる機会を提供する。								
2 主な事業内容								
細事業名	内容						予算額	
(1) 未来に役立つ「ものづくり教育」実践事業	行政機関、地域の高等教育機関、地元企業などで構成する「ものづくり協力会議」が運営する「ものづくり道場」の活動を支援する。（定額補助） 【内容】ものづくり指導者養成講座、中高生を対象にしたジュニアリーダー養成講座						1,020	
(2) 楽しむ科学まなび事業	科学の基礎となる数学や、科学の楽しさ、面白さを教える小中学生を対象とした体験型ワークショップなどを県内で開催する団体に対して支援する。 【内容】体験型ワークショップ、数学関係の展示、科学実験など 【補助率】10/10 【補助上限額】1団体あたり1,500千円 1地域あたり500千円 ※科学部門、数学部門を設け、各部門から1団体以上選出						3,000	
(3) ジュニア郷土研究応援事業	児童生徒による郷土・地域社会などに関する研究、地図作品の発表・展示、人文社会学者による講演等による「鳥取県ジュニア郷土研究大会」を委託実施する。 <委託先>鳥取県地域社会研究会						460	
合計							4,480	

総合教育推進課（内線：7022）
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
総合教育会議運営費	351	341	10				351	
トータルコスト	8,238千円（前年度 8,166千円） [正職員：1人]							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要								
「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき総合教育会議を運営する。								
2 主な事業内容								
知事、教育委員会及び外部有識者による協議・意見交換を通じて「教育に関する大綱」の策定（改定）や重点的に講ずべき施策等について協議、調整を行う。								

令和7年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費
2項 企画費
2目 計画調査費

総合教育推進課（内線：7815）
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
官学連携による地域未来共創事業	13,000	5,000	8,000				13,000	
トータルコスト	13,789千円（前年度 5,783千円） [正職員：0.1人]							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

令和7年4月に鳥取大学内に「地域未来共創センター」が新設され、大学が地域との協働を強化する動きがあることから、県と鳥取大学が市町村と連携して抽出した地域課題について、大学教員と学生がフィールドワーク等を通じて解決策を見出す取組を支援する。

また、県内高等教育機関が行う、県内企業と連携したキャリア支援や、学生が主体となって学生目線で県内定着を促進していく「県内定着学生プラットフォーム」活動を支援することにより、学生が本県の魅力を知る機会を創出して、学生の県内就職に繋げるとともに、学生主体の取組を拡大し、県内企業や地域と触れ合う学生の倍増を目指す。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
(1) 【新】 鳥取大学と連携した地域課題解決	<p>(1) 県・鳥取大学地域未来共創連携チームの設置 県と鳥取大学の連携チームを設置し、大学のリソース（技術や学生生活のマンパワー）を活用した地域課題解決に向けたプロジェクト推進体制を構築する。 <連携チームでの取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村を通して県としての地域課題を掘り起こし ・課題に対して大学のノウハウをどう活用できるかの検討 ・フィールドとなる市町村と大学との橋渡し ・学生参画による地域課題解決支援の検討 <p>(2) 鳥取大学との連携による地域課題解決 大学教員と学生が中山間地市町村等でのフィールドワーク等を行うことで、地域課題の解決策を見出して提案する取組を支援し、もって、学生の地域への愛着を形成し、将来の担い手の育成につなげる。</p> <p>【補助率】 10/10 【補助上限】 1プロジェクト500千円</p>	5,000
(2) 【拡充】 県内企業等と連携した学生の県内定着支援	<p>(1) 学生による「県内定着学生プラットフォーム」活動（4,500千円） 学生による「県内定着学生プラットフォーム」を構築し、学生発案による県内定着につながる広報や県内企業PR等の活動費を支援する。 【補助率】 10/10 【補助上限】 1大学あたり2,500千円（1,500千円から拡充） 【実施主体】 鳥取大学、鳥取環境大学、米子工業高等専門学校</p> <p>(2) 低年次からのキャリア教育支援（3,000千円） 県内高等教育機関が県内企業等と連携する等により、学生に県内企業を知ってもらう機会の創出に向けて行う、低年次の学生目線による大学企画のキャリア支援プログラム等を支援する。 【補助内容】 学生目線による企業見学会、企業代表者と語る会、商品開発等研究活動、フィールドワーク、地元企業を知るためのキャリアプログラム、保護者に向けた県内企業情報の提供等 など 【補助率】 1/2（他高等教育機関と連携して事業を行う場合2/3） 【補助上限】 1大学あたり1,500千円（1,000千円から拡充） 【実施主体】 鳥取大学、鳥取環境大学</p> <p>(3) 県内小中高への出前授業支援（500千円） 県内高校生等に県内高等教育機関に興味をもってもらうため、高等教育機関が大学生を伴って行う出前授業や交流に係る経費を支援する。 【補助率】 1/2 【補助上限】 1回あたり上限50千円 【実施主体】 鳥取大学、鳥取環境大学、鳥取短期大学、米子工業高等専門学校</p>	8,000
合計		13,000

令和7年度 一般会計当初予算歳入歳出事項別明細書(子ども家庭部)

(単位:千円)

節	款 項 目	2 款 総務費						
			1 項 総務管理費		2 項 企画費			
				8 目 私立学校 振興費	12 目 諸費			1 目 企画総務費
1	報 酬	2,799	424	424		2,375	2,375	
2	給 料							
3	職 員 手 当 等	762				762	762	
4	共 済 費	557				557	557	
	職員に係るもの(給与費)	202				202	202	
	賃金に係るもの(その他)	355				355	355	
5	災 害 補 償 費							
6	恩 給 及 び 退 職 年 金							
7	報 償 費	16,601	16,315	16,315		286		286
8	旅 費	1,320	894	894		426	72	354
	費用弁償	482	410	410		72	72	
	普通旅費	662	404	404		258		258
	特別旅費	176	80	80		96		96
9	交 際 費							
10	需 用 費	828	100	100		728		728
	食糧費	130	30	30		100		100
	その他の需用費	698	70	70		628		628
11	役 務 費	533	70	70		463		463
12	委 託 料	9,614	9,154	9,154		460		460
13	使用料及び賃借料	687	47	47		640		640
14	工 事 請 負 費							
15	原 材 料 費							
16	公 有 財 産 購 入 費							
17	備 品 購 入 費							
18	負担金、補助及び交付金	4,356,943	3,709,463	3,709,463		647,480		647,480
19	扶 助 費							
20	貸 付 金							
21	補償、補填及び賠償金							
22	償還金、利子及び割引料	20,000	20,000		20,000			
23	投 資 及 び 出 資 金							
24	積 立 金							
25	寄 付 金							
26	公 課 費							
27	繰 出 金							
	予 備 費							
	計	4,410,644	3,756,467	3,736,467	20,000	654,177	3,766	650,411
財 源 内 訳	国 庫 支 出 金	1,436,252	1,436,252	1,436,252				
	地 方 債	7,000				7,000		7,000
	そ の 他	368,185	415	415		367,770	19	367,751
	一 般 財 源	2,599,207	2,319,800	2,299,800	20,000	279,407	3,747	275,660

令和7年度 一般会計当初予算歳入歳出事項別明細書(子ども家庭部)

(単位:千円)

節	款 項 目	3 款 民生費						
			1 項 社会福祉費				2 項 児童福祉費	
			1 目	5 目	8 目	12 目		
		社会福祉 総務費	女性福祉費	特別医療費 助成事業費	障がい者自 立支援事業費			
1	報酬	289,760	163		163		289,597	
2	給料	1,276,616	58,740	58,740			1,217,876	
3	職員手当等	876,978	31,410	31,410			845,568	
4	共済費	507,673	20,235	20,235			487,438	
	職員に係るもの(給与費)	464,376	20,235	20,235			444,141	
	賃金に係るもの(その他)	43,297					43,297	
5	災害補償費							
6	恩給及び退職年金							
7	報償費	58,877	12,976	10,136	2,660	180	45,901	
8	旅費	30,779	2,397	72	1,134	1,191	28,382	
	費用弁償	14,296	115		95	20	14,181	
	普通旅費	11,032	1,280		450	830	9,752	
	特別旅費	5,451	1,002	72	589	341	4,449	
9	交際費	100					100	
10	需用費	106,577	2,808	1,741	817	250	103,769	
	食糧費	672	83	20	15	48	589	
	その他の需用費	105,905	2,725	1,721	802	202	103,180	
11	役務費	20,873	2,367	960	902	505	18,506	
12	委託料	3,122,791	43,505	20,360	23,093	52	3,079,286	
13	使用料及び賃借料	50,592	2,508	1,997	171	340	48,084	
14	工事請負費	147,342					147,342	
15	原材料費							
16	公有財産購入費	3,101					3,101	
17	備品購入費	17,508					17,508	
18	負担金、補助及び交付金	7,796,795	1,288,061	31,786	17,335	1,238,920	20	6,508,734
19	扶助費	245,564	1,163		1,163		244,401	
20	貸付金	6,600					6,600	
21	補償、補填及び賠償金							
22	償還金、利子及び割引料	759,239					759,239	
23	投資及び出資金							
24	積立金	11,991					11,991	
25	寄付金							
26	公課費	47					47	
27	繰出金	2,526					2,526	
	予備費							
	計	15,332,329	1,466,333	177,437	47,438	1,238,920	2,538	13,865,996
財源内訳	国庫支出金	1,757,166	38,518	21,850	15,399		1,269	1,718,648
	地方債	176,000						176,000
	その他	1,344,031						1,344,031
	一般財源	12,055,132	1,427,815	155,587	32,039	1,238,920	1,269	10,627,317

令和7年度 一般会計当初予算歳入歳出事項別明細書(子ども家庭部)

(単位:千円)

節	款 項 目	3 款 民生費				4 款 衛生費		
		2 項 児童福祉費				1 項 公衆衛生費		
		1 目 児童福祉 総務費	2 目 児童措置費	3 目 母子福祉費	5 目 児童福祉施設費		1 目 公衆衛生 総務費	
1	報 酬	276,422			13,175	2,779	2,779	2,375
2	給 料	1,217,876				11,748	11,748	11,748
3	職 員 手 当 等	845,568				7,044	7,044	7,044
4	共 済 費	487,312			126	4,604	4,604	4,604
	職員に係るもの(給与費)	444,141				4,249	4,249	4,249
	賃金に係るもの(その他)	43,171			126	355	355	355
5	災 害 補 償 費							
6	恩 給 及 び 退 職 年 金							
7	報 償 費	12,232		3,692	29,977	1,348	1,348	
8	旅 費	19,880		204	8,298	536	536	72
	費用弁償	12,012			2,169	72	72	72
	普通旅費	4,591		10	5,151	251	251	
	特別旅費	3,277		194	978	213	213	
9	交 際 費	100						
10	需 用 費	14,489		9	89,271	929	929	
	食糧費	325		3	261	2	2	
	その他の需用費	14,164		6	89,010	927	927	
11	役 務 費	9,416		24	9,066	1,141	1,141	
12	委 託 料	567,215	2,172,498	18,018	321,555	87,342	87,342	
13	使用料及び賃借料	19,208		244	28,632	79	79	
14	工 事 請 負 費	9,603			137,739			
15	原 材 料 費							
16	公 有 財 産 購 入 費	3,101						
17	備 品 購 入 費	300			17,208			
18	負担金、補助及び交付金	5,308,951	1,163,700	16,378	19,705	108,799	108,799	
19	扶 助 費	127,943	27,613	77,437	11,408	142,837	142,837	
20	貸 付 金	6,600						
21	補償、補填及び賠償金							
22	償還金、利子及び割引料	759,239						
23	投 資 及 び 出 資 金							
24	積 立 金	11,991						
25	寄 付 金							
26	公 課 費				47			
27	繰 出 金			2,526				
	予 備 費							
	計	9,697,446	3,363,811	118,532	686,207	369,186	369,186	25,843
財 源 内 訳	国 庫 支 出 金	558,293	1,091,093	42,864	26,398	87,630	87,630	
	地 方 債	25,000			151,000			
	そ の 他	920,007	17,533		406,491	19	19	19
	一 般 財 源	8,194,146	2,255,185	75,668	102,318	281,537	281,537	25,824

令和7年度 一般会計当初予算歳入歳出事項別明細書(子ども家庭部)
(単位:千円)

款 項 目 節	4 款 衛生費		子ども家庭部 合計	
	1 項 公衆衛生費			
	5 項 母子衛生費	7 項 難病対策費		
1 報 酬		404	295,338	
2 給 料			1,288,364	
3 職 員 手 当 等			884,784	
4 共 済 費			512,834	
職員に係るもの(給与費)			468,827	
賃金に係るもの(その他)			44,007	
5 災 害 補 償 費				
6 恩 給 及 び 退 職 年 金				
7 報 償 費	1,324	24	76,826	
8 旅 費	401	63	32,635	
費用弁償			14,850	
普通旅費	200	51	11,945	
特別旅費	201	12	5,840	
9 交 際 費			100	
10 需 用 費	815	114	108,334	
食 糧 費	2		804	
その他の需用費	813	114	107,530	
11 役 務 費	1,121	20	22,547	
12 委 託 料	80,634	6,708	3,219,747	
13 使用料及び賃借料	75	4	51,358	
14 工 事 請 負 費			147,342	
15 原 材 料 費				
16 公 有 財 産 購 入 費			3,101	
17 備 品 購 入 費			17,508	
18 負担金、補助及び交付金	96,014	12,785	12,262,537	
19 扶 助 費	54,414	88,423	388,401	
20 貸 付 金			6,600	
21 補償、補填及び賠償金				
22 償還金、利子及び割引料			779,239	
23 投 資 及 び 出 資 金				
24 積 立 金			11,991	
25 寄 付 金				
26 公 課 費			47	
27 繰 出 金			2,526	
予 備 費				
計	234,798	108,545	20,112,159	
財 源 内 訳	国 庫 支 出 金	35,036	52,594	3,281,048
	地 方 債			183,000
	そ の 他			1,712,235
	一 般 財 源	199,762	55,951	14,935,876

節 の 明 細

項 目		金額（千円）等
2 款 総務費		
1 項 総務管理費		
8 目 私立学校振興費		
報酬	私立学校審議会委員	12人
負担金、補助 及び交付金	私立高等学校等大規模修繕等促進事業補助金	15,972
	私立認定こども園大規模修繕事業補助金	3,976
	私立学校振興資金利子補助金	5,907
	幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業補助金	16,664
	幼児教育の質の向上のためのICT化支援事業補助金	5,406
	認定こども園等における教育の質の向上のための研修事業補助金	300
	特別支援教育研究推進事業費補助金	53,312
	子育て支援活動・預かり保育推進事業補助金	5,202
	大規模修繕等促進事業補助金	77,027
	私立学校振興資金利子補助金	24,901
	鳥取県私立高等学校教育振興補助金	1,699,926
	鳥取県私立中学校教育振興補助金	171,868
	鳥取県心豊かな学校づくり推進事業補助金	18,656
	鳥取県私立専修学校教育振興補助金	103,798
	鳥取県私立専門学校職業実践専門課程推進事業補助金	300
	鳥取県私立高等学校等JET-A L T配置支援事業補助金	10,350
	鳥取県私立高等学校等特別支援教育サポート事業補助金	3,276
	私立学校手話教育推進事業補助金	279
	鳥取県私立高等学校等hyper-QU実施事業補助金	1,481
	海外進学的能力測定に必要となる民間英語試験受験料助成金	200
鳥取県私立学校協会補助金	1,920	
鳥取県私立学校経営相談事業補助金	314	
鳥取県私立学校教職員退職金給付財源補助金	93,615	
日本私立学校振興・共済事業団補助金	17,061	
全国私立学校審議会連合会負担金	150	
高等学校等就学支援金	1,020,358	
鳥取県私立高等学校等総合支援金	111,557	
鳥取県私立高等学校等学び直し支援金	2,376	

節 の 明 細

項 目			金額（千円）等
	負担金、補助 及び交付金	鳥取県私立高等学校等生徒授業料減免補助金	8,633
		鳥取県私立中学校就学支援金	68,746
		鳥取県私立中学校総合支援金	10,937
		鳥取県私立中学校生徒授業料減免補助金	396
		鳥取県私立高等学校専攻科支援金	7,904
		鳥取県私立専門学校授業料等減免費交付金	71,657
		鳥取県高等学校等就学支援金事務費交付金	2,964
		鳥取県私立中学校就学支援金事務費交付金	303
		鳥取県フリースクール連携推進事業補助金	46,721
		鳥取県不登校児童生徒支援事業費補助金	10,882
		AT免許教習体制整備補助金	14,168
12目 諸費			
	償還金、利子 及び割引料	子ども家庭部国庫返還金	20,000
2項 企画費			
1目 企画総務費			
	報酬	会計年度任用職員	1人
2目 計画調査費			
	負担金、補助 及び交付金	公立大学法人公立鳥取環境大学運営費交付金	495,737
		大規模修繕費補助金	42,311
		授業料等減免費交付金（修学支援新制度分）	87,564
		新生公立鳥取環境大学運営協議会負担金	334
		大都市の大学と鳥取県の連携促進事業補助金	900
		「とっとりプラットフォーム5+α」運営支援事業補助金	3,214
		乾燥地研究情報発信事業補助金	380
		とっとり乾地研倶楽部会費	10
		鳥取看護大学・鳥取短期大学と地域の発展を推進する会会費	10
		ものづくり道場支援事業補助金	1,020
		楽しむ科学まなび事業補助金	3,000
		学生参画による地域課題解決補助金	5,000
		学生による「県内定着学生プラットフォーム」活動補助金	4,500

節 の 明 細

項 目			金額（千円）等
	負担金、補助及び交付金	キャリア支援プログラム補助金	3,000
		大高連携（出前授業等）補助金	500
3 款 民生費			
1 項 社会福祉費			
1 目 社会福祉総務費			
	給料	一般職員	15人
	負担金、補助及び交付金	安全運転運行管理者協議会費	10
		子どもの居場所づくり事業補助金	2,160
		子どもの居場所ネットワーク活動支援事業補助金	6,671
		学習支援充実事業補助金	1,445
		ひとり親家庭等学習支援事業補助金	17,625
		子どもの生活・学習支援事業補助金	3,875
5 目 女性福祉費			
	報酬	女性相談支援センター嘱託医師	1人
	負担金、補助及び交付金	鳥取県DV被害者等保護支援事業補助金	6,600
		鳥取県先駆的支援のためのDV被害者等支援団体強化事業補助金	10,000
		女性自立支援施設広域入所措置負担金	712
		全国女性相談員連絡協議会負担金	3
		全国女性自立支援施設等連絡協議会負担金	20
8 目 特別医療費助成事業費			
	負担金、補助及び交付金	特別医療費補助金（小児）	1,177,830
		特別医療費補助金（ひとり親家庭）	61,090
12 目 障がい者自立支援事業費			
	負担金、補助及び交付金	発達障害者支援センター全国連絡協議会会費	20
2 項 児童福祉費			
1 目 児童福祉総務費			
	報酬	とっとり自然保育認証審議会委員	7人
		放課後児童クラブ認定資格研修事業に係る委託業務公募型プロポーザル審査会委員	3人
		鳥取県子育て支援員研修事業に係る委託業務公募型プロポーザル審査会委員	3人
		鳥取県キャリアアップ研修事業に係る委託業務公募型プロポーザル審査会委員	2人
		子育て王国とっとり会議委員	23人
		子育て王国とっとり会議オブザーバー	4人
		シン・子育て王国とっとり表彰審査委員	5人
		子育て支援情報発信方法検討部会	7人

節 の 明 細

項 目		金額（千円）等	
	報酬	鳥取県児童虐待防止啓発業務委託プロポーザル審査会委員	3人
		児童相談所嘱託医師	4人
		主任児童委員	134人
		児童福祉審議会委員	12人
		鳥取県青少年問題協議会委員	18人
	給料	会計年度任用職員	133人
		一般職員	311人
	負担金、補助 及び交付金	鳥取県保育士就職準備金等貸付事業補助金	12,995
		保育料無償化等子育て支援事業補助金	201,637
		中山間地域市町村保育料無償化等モデル事業補助金	50,221
		子どものための教育・保育給付費県負担金・補助金	2,866,926
		子育てのための施設等利用給付県負担金	34,801
		病児・病後児保育普及促進事業費補助金	2,459
		鳥取県保育所保育士等研修会開催事業補助金	825
		鳥取県保育推進研究大会事業補助金	150
		とっとり森・里山等自然保育事業費補助金	30,079
		自然に学び、遊びきれ、とりっこ事業補助金	1,347
		鳥取県放課後児童健全育成事業費交付金	2,084
		鳥取県子ども・子育て支援施設整備交付金	7,054
		鳥取県子ども・子育て支援交付金	776,462
		鳥取県産休等代替職員費補助金	5,899
		鳥取県保育士等配置促進事業費補助金	291,608
		鳥取県保育対策総合支援事業費補助金	22,338
		保育士養成施設に対する就職促進支援事業補助金	1,307
		鳥取県保育対策総合支援事業費補助金	59,957
		鳥取県県外学生保育施設就職奨励金支給事業補助金	750
		鳥取県保育士資格・幼稚園教諭免許状取得支援事業補助金	1,950
鳥取短期大学（幼児教育保育学科）教育充実支援事業補助金	3,177		
子育て応援市町村交付金	48,147		
おうちで子育てサポート事業交付金	30,189		
鳥取県子育て応援駐車場整備促進事業補助金	3,000		

節 の 明 細

項 目		金額（千円）等
負担金、補助 及び交付金	鳥取砂丘こどもの国GW渋滞対策負担金	2,844
	鳥取県児童養護施設等処遇向上対策事業費補助金	27,132
	鳥取県乳児院等医療機関連携強化事業補助金	10,821
	障がい児等受入体制等強化事業	4,404
	鳥取県母子生活支援施設強化事業費補助金	1,890
	鳥取県自立援助ホーム体制機能強化事業補助金	3,876
	鳥取県自立援助ホーム夜間業務体制強化事業費補助金	17,280
	鳥取県ファミリーホーム体制強化事業補助金	12,960
	鳥取県入所児童への入院支援事業費補助金	300
	鳥取県児童養護施設等の職員人材確保事業費補助金	969
	鳥取県児童養護施設等職員の資質向上研修事業費補助金	4,395
	鳥取県児童養護施設等の環境改善事業費補助金	33,700
	鳥取県児童養護施設等におけるICT化推進事業費補助金	1,280
	児童養護施設の児童生徒に対する習い事等支援事業	1,500
	鳥取県児童家庭支援センター運営事業費補助金	56,688
	鳥取県児童養護施設入所児童交流事業費補助金	445
	鳥取県児童福祉啓発事業費補助金	400
	鳥取県児童養護施設等入所児童自立支援事業費補助金	5,400
	鳥取県児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業補助金	9,359
	セカンドステップ研修負担金	40
	全国児童相談所長会負担金	42
	安全運転運行管理者協議会負担金	20
	鳥取県児童養護施設協議会補助事業	2,000
	鳥取県施設入所児童等保証人支援事業補助金	200
	鳥取県次世代育成支援対策施設整備費補助金	34,020
	鳥取県子どもの権利学習支援事業補助金	600
	教育・保育施設等における安全・安心推進事業費補助金	4,836
	鳥取県児童館連絡協議会補助金	700
	鳥取県災害遺児手当支給事業費補助金	690
	障がい児者在宅生活支援事業補助金	10,722
	鳥取県ペアレントメンター相談事業補助金	160

節 の 明 細

項		目	金額（千円）等	
	負担金、補助 及び交付金	鳥取県医療的ケア児等送迎支援事業費補助金（医療的ケア児等送迎支援事業）	5,000	
		鳥取県医療的ケア児等に係る送迎用車両導入事業費補助金（医療的ケア児等送迎支援事業）	3,750	
		重度障がい児者医療型ショートステイ整備等事業補助金	23,000	
		医療的ケア児訪問看護師育成支援事業補助金	880	
		NICU等からの地域移行支援事業補助金	600	
		自立支援医療（育成医療）費負担金	2,584	
		鳥取県障害児通所給付費等負担金	447,275	
		児童発達支援センター利用者負担金軽減事業費補助金	717	
		鳥取県新生児聴覚検査体制整備事業補助金（聴覚検査機器購入支援事業）	3,600	
		鳥取県地域少子化対策重点推進交付金	26,493	
		えんトリー（とっとり出会いサポートセンター）婚活セミナー開催事業補助金	2,290	
		婚活イベント開催事業補助金	3,500	
		結婚に向けた出会いの機会等創出事業補助金	1,000	
		鳥取県縁結び仲人成果報酬支給補助金	1,000	
		鳥取県里親会補助金	1,278	
		子どもの家庭養育推進官民協議会	30	
		障がい児支援人材確保・職場環境改善等事業補助金	23,436	
		青少年育成鳥取県民会議補助金	11,174	
		少年補導センター補助金	1,002	
		子ども電話相談運営費補助金	555	
		レクリエーション活動支援事業補助金	1,752	
		鳥取県高校生等通学費助成事業費補助金	43,000	
		貸付金	鳥取県保育士等修学資金貸付	3,600
			鳥取県発達障がい児医療研究資金貸付金	3,000
		償還金、利子 及び割引料	鳥取県安心こども基金積立金	759,239
		積立金	鳥取県安心こども基金積立金	11,991
		2目	児童措置費	
負担金、補助 及び交付金	児童措置費負担金	60,099		
	鳥取県児童手当支給事業費負担金	1,103,601		
3目	母子福祉費			
負担金、補助 及び交付金	全国母子寡婦福祉研修大会補助事業	1,000		
	ひとり親家庭等学習支援事業補助金	11,676		

節 の 明 細

項 目			金額（千円）等
	負担金、補助 及び交付金	ひとり親家庭等交流支援事業費補助金	2,876
		ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業補助金	826
		繰出金	鳥取県母子父子寡婦福祉資金貸付金事業特別会計繰出金
5目 児童福祉施設費			
	報酬	皆成学園嘱託医師	3人
		喜多原学園嘱託医師	1人
		次期医事業務委託業者選定審査会委員	2人
		中部療育園医師	1人
		中部療育園嘱託医師	1人
		鳥取療育園嘱託医師	3人
	負担金、補助 及び交付金	鳥取県知的障害者福祉協会団体会費	36
		日本知的障害者福祉協会費	40
		中国地区知的障害関係施設長会議施設負担金	3
		中国・四国地区知的障害関係職員研究協議会施設負担金	3
		中国地区知的障害者福祉協会発達支援部会児童施設分科会施設長会費	5
		鳥取県児童福祉入所施設協議会費	21
		倉吉地区安全運転管理者協議会費	30
		全国児童自立支援施設協議会負担金	76
		中国地区児童自立支援施設協議会負担金	39
		鳥取県児童福祉入所施設協議会負担金	18
		全日本少年野球連盟負担金	5
		中国少年野球大会負担金	20
		中国女子児童バレーボール大会負担金	10
		中国少年駅伝マラソン大会負担金	10
		鳥取県病院協会西部支部事務長会費	5
		全国肢体不自由児施設運営協議会負担金	200
		医師会負担金	250
		県病院協会負担金	18
		県児童福祉入所施設協議会負担金	19
		西日本肢体不自由施設運営協議会負担金	50
	おしどりネット負担金	720	
米子地区防火安全協会負担金	9		

節 の 明 細

項 目			金額（千円）等	
		負担金、補助 及び交付金	米子市社会福祉協議会負担金	5
			鳥大関連病院長協議会負担金	20
			全国自治体病院協議会負担金	75
			全国児童発達支援連絡協議会会費	20
			日本重症心身障害福祉協会負担金	159
			鳥取県西部歯科医師会会費	204
			全国重症心身障害児日中活動支援協議会	10
			米子地区安全運転運行管理者協議会	10
			中国四国地区重症心身障害児施設連絡協議会	10
			西日本重症心身障害児施設協議会	10
			障害者相談支援全国連絡協議会	20
			倉吉市社会福祉協議会会費	3
			全国児童発達支援協議会会費	20
			障害児・者相談支援事業全国連絡協議会会費	20
			全国自治体病院協議会負担金	30
			鳥取県中部医師会会費	162
			全国児童発達支援協議会会費	20
			鳥取市社会福祉協議会会費	10
			全国自治体病院協議会会費	30
			障害児・者相談支援事業全国連絡協議会会費	20
			安全運転運行管理者協議会会費	10
			鳥取県障害児通所支援事業所におけるこどもの安心・安全対策支援事業補助金（ICTを活用したこどもの見守り支援事業、登降園管理システム導入支援事業）	6,000
			鳥取県障がい児支援分野におけるICT導入モデル事業補助金（障がい児支援分野のICT導入モデル事業）	6,000
鳥取県障がい児施設等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金（保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業）	750			
鳥取県強度行動障がい児環境整備事業補助金	4,500			
4 款 衛生費				
1 項 公衆衛生費				
1 目 公衆衛生総務費				
	報酬	会計年度任用職員	1人	
	給料	一般職員	3人	
5 目 母子衛生費				
	負担金、補助 及び交付金	鳥取県母性衛生学会会費	2	

節 の 明 細

項		目	金額（千円）等
	負担金、補助 及び交付金	鳥取県未熟児養育事業負担金	5,236
		遠方の分娩取扱施設で出産する妊婦への交通費等支援	1,000
		遠方の産科医療機関等で受診する妊婦健診時にかかる交通費支援	500
		鳥取県不妊検査費助成金	1,482
		鳥取県不育症検査費助成金	60
		鳥取県不妊治療費助成金	32,812
		鳥取県産後ケア事業負担金	12,146
		産後ケア施設・設備整備事業費補助金	15,000
		出産・子育て応援交付金	4,867
		妊婦のための支援給付交付金	9,683
		プレコンセプションケア健診補助金	10,226
		プレコンセプションケア検診体制整備補助金	3,000
		7目	難病対策費
	報酬	鳥取県小児慢性特定疾病審査会委員	3人
負担金、補助 及び交付金		鳥取県小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業費補助金	512
		鳥取市保健所健康支援業務負担金（小児慢性特定疾病対策事業）	8,417
		診療報酬審査支払手数料負担金	36
		小児慢性特定疾病交通費助成事業費補助金	1,000
		小児慢性特定疾患児童等長期入院時付添支援事業補助金	2,820

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

当該年度提出に係る分

事 項	課名	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				備考	
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源		
							国庫支出金	地方債	その他			
令和7年度 私立幼稚園等施設整備・運営体制支援事業	子育て王国課	千円 2,322		千円	令和8年度から 令和17年度まで	千円 2,322	千円	千円	千円	千円	2,322	施設整備のための借入に対する利子補助
令和7年度 こどもの国管理運営費	子育て王国課	23,649			令和8年度から 令和10年度まで	23,649					23,649	鳥取砂丘こどもの国指定管理料
令和7年度 「シン・子育て王国とっとり」保育人材確保強化事業	子育て王国課	4,369			令和8年度	4,369	2,184				2,185	保育士資格取得のための受講料及び代替職員雇上費に対する助成
令和7年度 社会的養護自立支援拠点事業補助	家庭支援課	補助金総額9,100千円を限度として、令和7年度に交付した額から令和7年度に交付した額を差し引いた額			令和8年度から 令和37年度まで	限度額に 同じ					限度額に 同じ	退所児童の身元保証・連帯保証人となった施設長に対する弁済経費に対する支援
令和7年度 福祉相談センター管理運営費	家庭支援課	3,506			令和8年度から 令和12年度まで	3,506					3,506	電話交換機等の賃貸借
令和7年度 総合療育センター費	子ども発達支援課	990			令和8年度から 令和12年度まで	990				990		回診用X線撮影装置システム保守業務
令和7年度 私立学校施設整備費補助金	総合教育推進課	8,514			令和8年度から 令和16年度まで	8,514					8,514	施設整備のための借入に対する利子補助
令和7年度 公立大学法人公立鳥取環境大学運営費交付金等事業	総合教育推進課	12,000			令和8年度	12,000					12,000	公立大学法人公立鳥取環境大学施設整備費(空調設備改修工事)に対する補助金

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事項	課名	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳				備考	
			期間	金額	期間	金額	特定財源			一般財源		
							国庫支出金	地方債	その他			
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		
平成30年度 私立学校振興資金利子補助	子育て王国課	7,827	令和元年度から 令和6年度まで	5,339	令和7年度から 令和10年度まで	2,488					2,488	施設整備のための借入に対する利子補助
令和4年度 私立幼稚園等施設整備費補助金	子育て王国課	16,654	令和5年度から 令和6年度まで	2,060	令和7年度から 令和14年度まで	12,563					12,563	施設整備のための借入に対する利子補助
令和4年度 子育て王国未来応援事業	子育て王国課	33,561	令和5年度から 令和6年度まで	12,739	令和7年度から 令和9年度まで	17,757	8,876				8,881	子育て王国アプリ及び子ども専用ウェブサイト運用保守業務委託
令和5年度 私立幼稚園等施設整備費補助金	子育て王国課	12,166	令和6年度	1,908	令和7年度から 令和15年度まで	10,258					10,258	施設整備のための借入に対する利子補助
令和5年度 こどもの国管理運営費	子育て王国課	435,510	令和6年度	85,956	令和7年度から 令和10年度まで	349,554					349,554	こどもの国の指定管理料
令和6年度 こどもの国管理運営費	子育て王国課	38,664			令和7年度から 令和10年度まで	38,664					38,664	こどもの国の指定管理料
平成25年度 施設入所児童等保証人支援事業補助	家庭支援課	5,500	平成26年度から 令和6年度まで	0	令和7年度から 令和25年度まで	5,500					5,500	
平成28年度 施設入所児童等保証人支援事業補助	家庭支援課	3,300	平成29年度から 令和6年度まで	200	令和7年度から 令和28年度まで	3,100					3,100	
令和6年度 退所児童等アフターケア事業補助	家庭支援課				令和7年度から 令和36年度まで	限度額に 同じ					限度額に 同じ	退所児童の身元保証・連帯保証人となった施設長に対する弁済経費に対する支援
令和6年度 児童相談所費	家庭支援課	67,005			令和7年度から 令和9年度まで	67,005					67,005	給食調理業務委託
令和5年度 一時保護所費	家庭支援課	51,876	令和6年度	7,260	令和7年度から 令和8年度まで	14,519					14,519	給食調理業務委託
令和6年度 児童相談所体制整備事業	家庭支援課	37,422			令和7年度から 令和9年度まで	37,422					37,422	一時保護児童の学校等への送迎業務委託
令和5年度 婦人相談所一時保護所費	家庭支援課	10,209	令和6年度	3,384	令和7年度から 令和8年度まで	6,768	3,384				3,384	給食調理業務委託
令和5年度 福祉相談センター管理運営費	家庭支援課	26,265	令和6年度	7,193	令和7年度から 令和8年度まで	14,389					14,389	庁舎等清掃業務委託及び構内植栽管理業務委託
令和6年度 喜多原学園管理運営費	家庭支援課	76,518			令和7年度から 令和9年度まで	76,518					76,518	給食調理業務委託
令和3年度 福祉保健部(子ども発達支援課)管理運営費	子ども発達支援課	798	令和4年度から 令和6年度まで	495	令和7年度から 令和8年度まで	303					303	「児童福祉法及び障害者総合支援法請求システム」の保守委託に係る経費
令和2年度 オンライン資格確認に係る療育機関電子カルテシステム整備事業	子ども発達支援課	36,392	令和3年度から 令和6年度まで	31,124	令和7年度から 令和8年度まで	5,268					5,268	
令和6年度 子ども発達支援課管理運営費	子ども発達支援課	1,683			令和7年度から 令和9年度まで	1,683					1,683	障害児施設給付費等管理システムの保守業務
令和3年度 総合療育センター費	子ども発達支援課	75,575	令和4年度から 令和6年度まで	63,222	令和7年度から 令和8年度まで	601				601	施設設備保守等委託等に係る経費	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事項	課名	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳				備考
			期間	金額	期間	金額	特定財源			一般財源	
							国庫支出金	地方債	その他		
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		
令和5年度 総合療育センター費	子ども発達 支援課	176,657	令和6年度	54,339	令和7年度から 令和11年度まで	118,545			118,545		・モニタリングシステム 保守委託 ・給食調理業務委託 ・医療用画像情報シ ステムサーバー及び参 照用ビューワ総合保守 業務委託 ・換気衛生設備保守点 検業務委託変更 ・施設警備業務 ・医療ガス設備保守業 務 ・一般X線撮影装置保 守業務 ・カーテンレース及びク リーニング委託業務
令和6年度 総合療育センター費	子ども発達 支援課	94,444			令和7年度から 令和11年度まで	94,444			94,444		・セントラルモニタ保 点検業務 ・院内保育業務委託 ・オンライン資格確認 システムネットワーク 機器メーカー保守委託 ・施設設備保守等委託
令和5年度 鳥取療育園費	子ども発達 支援課	21,905	令和6年度	7,188	令和7年度から 令和8年度まで	14,310			14,310		オンライン資格認証 カードリーダーの保守委 託
令和5年度 中部療育園費	子ども発達 支援課	86	令和6年度	33	令和7年度から 令和8年度まで	53			53		オンライン資格認証 カードリーダーの保守委 託
令和6年度 中部療育園費	子ども発達 支援課	24,549			令和7年度から 令和9年度まで	24,549			24,549		・医事業務従事者派遣 業務委託 ・外来診療インターネッ ト予約システム
令和5年度 電子カルテ等医療情報シ ステム更新事業	子ども発達 支援課	100,525	令和6年度	15,048	令和7年度から 令和10年度まで	60,192				60,192	総合療育センターの電 子カルテ等医療情報シ ステム保守業務
令和5年度 皆成学園費	子ども発達 支援課	116,619	令和6年度	34,632	令和7年度から 令和8年度まで	77,746				77,746	給食調理業務委託
平成28年度 私立学校振興資金利子補助	総合教育推 進課	17,423	平成29年度から 令和6年度まで	16,838	令和7年度から 令和8年度まで	585				585	
令和元年度 私立学校振興資金利子補助 (鳥取敬愛高等学校)	総合教育推 進課	22,047	令和2年度から 令和6年度まで	12,845	令和7年度から 令和11年度まで	8,571				8,571	
令和元年度 私立学校振興資金利子補助 (倉吉北高等学校柔道場)	総合教育推 進課	5,315	令和2年度から 令和6年度まで	1,884	令和7年度から 令和10年度まで	1,098				1,098	
令和元年度 私立学校振興資金利子補助 (倉吉北高等学校第二体育 館)	総合教育推 進課	3,653	令和2年度から 令和6年度まで	2,309	令和7年度から 令和10年度まで	1,341				1,341	
令和元年度 私立学校振興資金利子補助 (米子北高等学校)	総合教育推 進課	1,472	令和2年度から 令和6年度まで	846	令和7年度から 令和10年度まで	406				406	
令和2年度 私立学校施設整備費補助金	総合教育推 進課	88,375	令和3年度から 令和6年度まで	42,663	令和7年度から 令和12年度まで	45,703				45,703	施設整備のための借 入に対する利子補助
令和3年度 私立学校施設整備費補助金	総合教育推 進課	65,759	令和4年度から 令和6年度まで	23,575	令和7年度から 令和12年度まで	40,534				40,534	施設整備のための借 入に対する利子補助
令和5年度 私立学校施設整備費補助金	総合教育推 進課	17,638	令和6年度	2,386	令和7年度から 令和15年度まで	15,246				15,246	施設整備のための借 入に対する利子補助
令和6年度 私立学校施設整備費補助金	総合教育推 進課	7,106			令和7年度から 令和16年度まで	5,247				5,247	施設整備のための借 入に対する利子補助

議案第6号

令和7年度鳥取県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計当初予算

議案説明資料総括表

子ども家庭部(単位:千円)

課名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	繰入金	その他	事業収入	
(特別会計) 家庭支援課	51,723	84,587	△ 32,864		2,526	(貸付金元利収入) 26,423 (雑入) 45 (繰越金) 22,729		
特別会計 合 計	51,723	84,587	△ 32,864		2,526	49,197		

令和7年度鳥取県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出当初予算事項別明細書

歳入

款	項	目	本年度	前年度	比較	節		説明
						区分	金額	
			千円	千円	千円		千円	
1	繰入金		2,526	2,528	△ 2			
	1	一般会計繰入金	2,526	2,528	△ 2			
		1 一般会計繰入金	2,526	2,528	△ 2	1 一般会計繰入金	2,526	
2	繰越金		22,729	45,886	△ 23,157			
	1	繰越金	22,729	45,886	△ 23,157			
		1 繰越金	22,729	45,886	△ 23,157	1 前年度繰越金	22,729	
3	諸収入		26,468	36,173	△ 9,705			
	1	貸付金元利収入	26,423	36,128	△ 9,705			
		1 母子父子寡婦福祉 資金貸付金元利収入	26,423	36,128	△ 9,705	1 母子父子寡婦福祉 資金貸付金元利収入	26,423	
	2	雑入	45	45	0			
		1 雑入	45	45	0	1 雑入	45	
		県預金利子	0	0	0			
		県預金利子	0	0	0	県預金利子	0	
歳入合計			51,723	84,587	△ 32,864			

歳 出

款	項	目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明	
						国庫支出金	繰入金	その他	事業収入	区分	金額		
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
1	母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		51,723	84,587	△ 32,864		2,526	49,197					
	1	母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	51,723	84,587	△ 32,864		2,526	49,197				千円	
		1	母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	51,723	84,587	△ 32,864		2,526	49,197	7	報償費	10	母子父子寡婦福祉資金貸付金
									8	旅費(普通旅費)	35		
									8	旅費(特別旅費)	6		
									10	需用費	62		
									11	役務費	387		
									12	委託料	1,782		
									13	使用料及び賃借料	309		
									20	貸付金	26,403		
									22	償還金、利子及び割引料	15,197		
									27	繰出金	7,532		
歳 出 合 計			51,723	84,587	△ 32,864		2,526	49,197					

令和7年度母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計当初予算説明資料

1 款 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費

1 項 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費

家庭支援課（内線：7869）

1 目 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	繰入金	
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	〔債務負担行為〕 49,050	〔債務負担行為〕 71,592	〔債務負担行為〕 △22,542			〔債務負担行為〕 ◇ 49,050 <貸付金元利収入26,423、雑入45、繰越金22,729> 49,197	繰入金 2,526	
	51,723	84,587	△32,864					
トータルコスト	98,256千円（前年度 130,755千円） [正職員：5.9人]							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

ひとり親家庭の親及び寡婦に対し、その経済的自立の援助と生活意欲の助長を図り、あわせて扶養している児童の福祉を増進するため、修学資金等の資金の貸付を実施する。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
(1) 貸付金	母子家庭、父子家庭、父母のない児童、寡婦に対し、経済的自立と生活意欲の助長を図るために必要な母子父子寡婦福祉資金の貸し付けを行う経費。 【貸付対象者】 ・母子家庭の母、児童 ・父子家庭の父、児童 ・父母のない児童 ・寡婦（所得制限あり） ・40歳以上の配偶者のない女子（所得制限あり） ・母子父子福祉団体 ※平成26年10月から父子家庭も貸付対象となった。 【資金種別】修学資金、生活資金、住宅資金等12種	26,403
(2) 事務費	貸付審査に要する調査指導経費、償還督促、償還促進を行うための指導・調査等に係る経費	2,591
(3) 国への償還金	母子父子寡婦福祉資金の財源としている国からの借入金について、剰余金の償還基準を超過した場合、国へ償還する。	15,197
(4) 一般会計への繰出金	借入金の国への償還に伴い、県が一般会計から特別会計へ繰入していた貸付財源についても、特別会計から一般会計へ繰り出す。	7,532
	合計	51,723

令和7年度 鳥取県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出事項別明細書（子ども家庭部）

（単位：千円）

款 項 目 節	1款 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		
	1項 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		
	1目 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		
1 報 酬			
2 給 料			
3 職 員 手 当 等			
4 共 済 費			
5 災 害 補 償 費			
6 恩給及び退職年金			
7 報 償 費	10	10	10
8 旅 費	41	41	41
費用弁償			
普通旅費	35	35	35
特別旅費	6	6	6
9 交 際 費			
10 需 用 費	62	62	62
11 役 務 費	387	387	387
12 委 託 料	1,782	1,782	1,782
13 使用料及び賃借料	309	309	309
14 工 事 請 負 費			
15 原 材 料 費			
16 公有財産購入費			
17 備 品 購 入 費			
18 負担金、補助及び交付金			
19 扶 助 費			
20 貸 付 金	26,403	26,403	26,403
21 補償、補填及び賠償金			
22 償還金、利子及び割引料	15,197	15,197	15,197
23 投資及び出資金			
24 積 立 金			
25 寄 付 金			
26 公 課 費			
27 繰 出 金	7,532	7,532	7,532
予 備 費			
計	51,723	51,723	51,723
財 国 庫 支 出 金			
源 繰 入 金	2,526	2,526	2,526
内 そ の 他	49,197	49,197	49,197
訳 事 業 収 入			

節 の 明 細

項	目	金額（千円）等
1 款 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		
1 項 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		
1 目 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		
貸付金	母子父子寡婦福祉資金貸付金	26,403

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

当該年度提出に係る分

事 項	課 名	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				備 考
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源	
							国庫支出金	地方債	その他		
令和7年度 修学資金等貸付金	家庭支援課	千円 49,050		千円	令和8年度から 令和12年度まで	千円 49,050	千円	千円	千円	千円	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事 項	課 名	限 度 額 千円	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			備 考	
			期 間	金 額 千円	期 間	金 額 千円	特 定 財 源				一 般 財 源 千円
							国庫支出金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円		
令和3年度 修学資金等貸付金	家庭支援課	62,772	令和4年度から 令和6年度まで	9,154	令和7年度から 令和8年度まで	2,496			2,496		
令和4年度 修学資金等貸付金	家庭支援課	85,158	令和5年度から 令和6年度まで	13,444	令和7年度から 令和9年度まで	5,472			5,472		
令和4年度 母子父子寡婦福祉資 金貸付償還システム 構築事業(保守運用 業務)	家庭支援課	8,925	令和5年度から 令和6年度まで	3,564	令和7年度から 令和9年度まで	5,346			5,346		
令和5年度 修学資金等貸付金	家庭支援課	63,516	令和6年度	2,458	令和7年度から 令和10年度まで	3,716			3,716		
令和6年度 修学資金等貸付金	家庭支援課	71,592			令和7年度から 令和11年度まで	71,592			71,592		

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における 現在高の見込みに関する調書

区 分	前前年度末現在高	前年度現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末現在高見込額
			当該年度中起債見込額	当該年度中元金償還見込額	
母子父子寡婦福祉資金貸付金	千円 60,749	千円 22,035	千円 0	千円 0	千円 22,035

<p>条例 名 等</p>	<p>刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例 (鳥取県青少年健全育成条例の一部改正)</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 刑法の一部が改正され、懲役刑及び禁錮刑が廃止されるとともに、拘禁刑が創設されること等に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>2 概 要 (1) 条例中懲役刑及び禁錮刑を拘禁刑に改める等所要の規定の整備を行う。 (2) この条例の施行の日前にした行為の処罰については、なお従前の例によることとする等の経過措置を定める。 (3) 施行期日は、令和 7 年 6 月 1 日とする。</p>

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例

第1条～第11条 略

(鳥取県青少年健全育成条例の一部改正)

第12条 鳥取県青少年健全育成条例(昭和55年鳥取県条例第34号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第26条 第18条第1項又は第2項の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 常習として第16条第1項又は第17条第1項の規定に違反する行為をしたとき。</p> <p>(2) 第17条第5項又は第6項の規定による命令に違反したとき。</p> <p>3 第19条又は第20条の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>又は30万円以下の罰金に処する。</p> <p>4 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、50万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第12条の2第6項の規定による命令に違反し、同項後段に規定する期間内に改善事項報告書を提出しなかったとき。</p> <p>(2) 第12条の2第7項又は第17条第4項の規定に違反して必要な措置をとらなかったとき。</p> <p>5 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第16条第1項、第17条第1項、第21条の2第1項又は第21条の3の規定に違反したとき。</p> <p>(2) 第17条第2項の規定に違反して、有害図書類又は有害玩具刃物類を除去しなかったとき。</p> <p>(3) 第17条の7第1項又は第2項の規定に違反したとき。</p> <p>(4) 第18条の2の規定に違反したとき。</p> <p>6 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、20万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第17条の5、第17条の6第1項、第18条第3項又は第21条の2第2項の規定に違反したとき。</p> <p>(2) 第17条の6第3項の規定による命令に違反したとき。</p> <p>7 第21条第2項の規定に違反したときは、当該違反</p>	<p>第26条 第18条第1項又は第2項の規定に違反した者は、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 常習として第16条第1項又は第17条第1項の規定に違反する行為をした者</p> <p>(2) 第17条第5項又は第6項の規定による命令に違反した者</p> <p>3 第19条又は第20条の規定に違反した者は、6月以下の<u>懲役</u>又は30万円以下の罰金に処する。</p> <p>4 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第12条の2第6項の規定による命令に違反し、同項後段に規定する期間内に改善事項報告書を提出しなかった者</p> <p>(2) 第12条の2第7項又は第17条第4項の規定に違反して必要な措置をとらなかった者</p> <p>5 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第16条第1項、第17条第1項、第21条の2第1項又は第21条の3の規定に違反した者</p> <p>(2) 第17条第2項の規定に違反して、有害図書類又は有害玩具刃物類を除去しなかった者</p> <p>(3) 第17条の7第1項又は第2項の規定に違反した者</p> <p>(4) 第18条の2の規定に違反した者</p> <p>6 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第17条の5、第17条の6第1項、第18条第3項又は第21条の2第2項の規定に違反した者</p> <p>(2) 第17条の6第3項の規定による命令に違反した者</p> <p>7 第21条第2項の規定に違反した者は、10万円以下</p>

<p>行為をした者は、10万円以下の罰金に処する。</p> <p>8 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、10万円以下の罰金又は科料に処する。</p> <p>(1) 第12条の4第1項若しくは第2項又は第17条の3第1項若しくは第2項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をして自動販売機等を設置したとき。</p> <p>(2) 第12条の4第4項(第17条の3第3項において準用する場合を含む。)の規定による表示をせず、又は虚偽の表示をして自動販売機等を設置したとき。</p> <p>(3) 第22条第2項又は第3項の規定による立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。</p> <p>9 第17条の7第1項若しくは第2項、第18条又は第21条の2第1項の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として、第1項、第5項又は第6項の規定による処罰を免れることができない。ただし、当該青少年の年齢を知らないことに過失がないときは、この限りでない。</p>	<p>の罰金に処する。</p> <p>8 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金又は科料に処する。</p> <p>(1) 第12条の4第1項若しくは第2項又は第17条の3第1項若しくは第2項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をして自動販売機等を設置した者</p> <p>(2) 第12条の4第4項(第17条の3第3項において準用する場合を含む。)の規定による表示をせず、又は虚偽の表示をして自動販売機等を設置した者</p> <p>(3) 第22条第2項又は第3項の規定による立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した者</p> <p>9 第17条の7第1項若しくは第2項、第18条又は第21条の2第1項の規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として、第1項、第5項又は第6項の規定による処罰を免れることができない。ただし、当該青少年の年齢を知らないことに過失がないときは、この限りでない。</p>
--	---

第13条～第21条 略

(罰則の適用等に関する経過措置)

第22条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。))又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。))が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

第23条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

第24条・第25条 略

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。

条例名等	鳥取県一時保護施設に関する条例
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 児童福祉法の一部が改正され、条例で一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定めることとされたことに伴い、当該基準を定めるものである。</p> <p>2 概要 管理者、指導教育担当、児童指導員又は保育士等を置くこと、児童の居室、学習等を行う室、屋内運動場等を置くこと等一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める。</p> <p>3 施行期日 令和 7 年 4 月 1 日とする。</p>

鳥取県一時保護施設に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第12条の4第2項の規定に基づき、一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(一時保護施設の設備及び運営の基準)

第3条 一時保護施設の設備及び運営に関する基準は、別表のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、一時保護施設の設備及び運営に関する基準は、一時保護施設の目的を達成するために必要な事項について、知事が別に定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

項目	基準
職員の配置	<p>1 次に掲げる職員を置くものとする。ただし、児童の処遇に支障がない場合として知事が別に定める場合にあつては、学習指導員又は調理員を置かないことができる。</p> <p>(1) 管理者 (2) 指導教育担当 (3) 児童指導員又は保育士 (4) 嘱託医 (5) 看護師 (6) 心理療法担当職員 (7) 学習指導員 (8) 調理員</p> <p>2 職員は、利用する児童の数に応じ、知事が別に定める人数以上とするものとする。</p>
設備	<p>1 次に掲げる設備を設けるものとする。</p> <p>(1) 児童の居室 (2) 学習等を行う室 (3) 屋内運動場（施設の付近にある屋内運動場に代わるべき場所を含む。）又は屋外運動場（施設の付近にある屋外運動場に代わるべき場所を含む。） (4) 相談室 (5) 食堂 (6) 調理室 (7) 浴室 (8) 便所</p> <p>2 児童の居室の1室の定員及び面積は、利用する児童の年齢に応じ、知事が別に定めるものとする。</p>
入所者の支援等	<p>1 児童の安全確保のため、設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員等の定期的な研修及び訓練その他施設における安全に関する事項についての計画（以下この号において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講ずるとともに、職員に周知するものとする。また、安全計画は、定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うものとする。</p>

	<p>2 児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認するものとする。</p> <p>3 入所している児童の国籍、信条、社会的身分等によって、差別的取扱いをしないものとする。</p> <p>4 児童相談所長は、施設において一時保護を行うに当たっては、児童に対し、児童の権利、児童の権利を擁護する仕組み、一時保護を行う理由その他必要な事項について、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じた説明を行うものとする。また、施設においては、入所した児童に対し、その意見又は意向（意見聴取等措置において表明された意見又は意向及び意見表明等支援事業によって把握された意見又は意向を含む。）を尊重した支援を行うものとする。</p> <p>5 児童相談所長は、施設において適切に意見表明等支援事業が行われる環境を整備するとともに、把握した児童の意見又は意向を踏まえ、適切に鳥取県児童福祉審議会に必要な情報を提供するものとする。</p> <p>6 正当な理由なく、児童の権利を制限しないものとする。また、正当な理由がある場合に、やむを得ず児童の権利を制限するに当たっては、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得るよう努めるものとする。</p> <p>7 施設等により児童の行動を制限しないものとする。</p> <p>8 合理的な理由なく、児童の所持する物の持込みを禁止しないものとする。また、合理的な理由がある場合に、やむを得ず児童の所持する物の持込みを禁止するに当たっては、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得た上でこれを行うよう努めるものとする。なお、児童の所持する物を保管する場合は、紛失、盗難、毀損等が生じないような設備に保管するものとする。</p> <p>9 職員は、入所中の児童に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為を行わないものとする。</p>
事故等への対応	<p>1 職員及び職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>2 児童又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受ける窓口の設置その他の措置を講ずるものとする。その際、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たって当該施設の職員以外の者を関与させるものとする。</p>

条例名等	鳥取県附属機関条例の一部を改正する条例
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 私立学校法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>2 概要 (1) 知事の附属機関について定めた規定中引用する私立学校法の条項を改める。 (2) 施行期日は、令和7年4月1日とする。</p>

鳥取県附属機関条例の一部を改正する条例

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
名称	調査審議する事項	名称	調査審議する事項
略		略	
鳥取県私立 学校審議会	私立学校法（昭和24年法律 第270号） <u>第8条第1項</u> 並 びに私立学校振興助成法 （昭和50年法律第61号）第 12条の2及び第13条に規 定する事項	鳥取県私立 学校審議会	私立学校法（昭和24年法律 第270号） <u>第9条第1項</u> 並 びに私立学校振興助成法 （昭和50年法律第61号）第 12条の2及び第13条に規 定する事項
略		略	

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

<p>条例名等</p>	<p>鳥取県保護施設及び授産施設に関する条例等の一部を改正する条例 （鳥取県児童福祉施設に関する条例の一部改正、鳥取県女性自立支援施設に関する条例の一部改正、鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例の一部改正）</p>
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提出理由 救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。</p> <p>2 概要 （1）鳥取県児童福祉施設に関する条例の一部改正 次に掲げる児童福祉施設には、栄養士又は管理栄養士（現行 栄養士）を置かなければならないこととする。 ・乳児院（10人以上の乳幼児が入所する場合に限る。） ・児童養護施設（40人を超える児童が入所する場合に限る。） ・福祉型障害児入所施設（40人を超える児童が入所する場合に限る。） ・児童発達支援センター（40人を超える児童が通う施設に限る。） ・児童心理治療施設 ・児童自立支援施設（40人を超える児童が入所する場合に限る。） （2）鳥取県女性自立支援施設に関する条例の一部改正 女性自立支援施設には、栄養士若しくは管理栄養士又は調理員（現行 栄養士又は調理員）を置かなければならないこととする。 （3）鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例の一部改正 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）及び指定障害児入所施設には、栄養士又は管理栄養士（現行 栄養士）を置かなければならないこととする。</p> <p>3 施行期日 令和7年4月1日とする。</p>

鳥取県保護施設及び授産施設に関する条例等の一部を改正する条例

第1条～第4条 略

(鳥取県児童福祉施設に関する条例の一部改正)

第5条 鳥取県児童福祉施設に関する条例(平成24年鳥取県条例第79号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第2(第8条関係)		別表第2(第8条関係)	
項目	基準	項目	基準
職員の配置	1 次に掲げる職員を置くこと。ただし、児童の処遇に支障がない場合として規則で定める場合にあっては、この限りでない。 (1)～(4) 略 (5) 栄養士又は管理栄養士(10人以上の乳幼児が入所する場合に限る。) (6)・(7) 略 2・3 略	職員の配置	1 次に掲げる職員を置くこと。ただし、児童の処遇に支障がない場合として規則で定める場合にあっては、この限りでない。 (1)～(4) 略 (5) 栄養士(10人以上の乳幼児が入所する場合に限る。) (6)・(7) 略 2・3 略
略		略	
別表第6(第12条関係)		別表第6(第12条関係)	
項目	基準	項目	基準
職員の配置	1 次に掲げる職員を置くこと。ただし、児童の処遇に支障がない場合として規則で定める場合にあっては、調理員を置かないことができる。 (1)～(5) 略 (6) 栄養士	職員の配置	1 次に掲げる職員を置くこと。ただし、児童の処遇に支障がない場合として規則で定める場合にあっては、調理員を置かないことができる。 (1)～(5) 略 (6) 栄養士

	又は <u>管理栄養士</u> (40人を超える児童が入所する場合に限る。) (7)・(8) 略 2・3 略
略	

	(40人を超える児童が入所する場合に限る。) (7)・(8) 略 2・3 略
略	

別表第7 (第13条関係)

1 福祉型障害児入所施設

項目	基準
職員の配置	1 主として知的障がいのある児童が入所する施設には、次に掲げる職員を置くこと。ただし、入所者の処遇に支障がない場合として規則で定める場合にあっては、調理員を置かないことができる。 (1)～(4) 略 (5) <u>栄養士</u> 又は <u>管理栄養士</u> (40人を超える児童が入所する施設に限る。) (6)・(7) 略 2～5 略
略	

2 略

別表第7 (第13条関係)

1 福祉型障害児入所施設

項目	基準
職員の配置	1 主として知的障がいのある児童が入所する施設には、次に掲げる職員を置くこと。ただし、入所者の処遇に支障がない場合として規則で定める場合にあっては、調理員を置かないことができる。 (1)～(4) 略 (5) <u>栄養士</u> (40人を超える児童が入所する施設に限る。) (6)・(7) 略 2～5 略
略	

2 略

別表第8 (第14条関係)

項目	基準
職員の配置	1 次に掲げる職員を置くこと。ただし、利用者の処遇に支障がない場合として規

別表第8 (第14条関係)

項目	基準
職員の配置	1 次に掲げる職員を置くこと。ただし、利用者の処遇に支障がない場合として規

	<p>則で定める場合にあっては、調理員を置かないことができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 栄養士又は<u>管理栄養士</u> (40人を超える児童が通う施設に限る。)</p> <p>(5)～(7) 略</p> <p>2～5 略</p>
略	

	<p>則で定める場合にあっては、調理員を置かないことができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 栄養士 (40人を超える児童が通う施設に限る。)</p> <p>(5)～(7) 略</p> <p>2～5 略</p>
略	

別表第9（第15条関係）

項目	基準
職員の配置	<p>1 次に掲げる職員を置くこと。ただし、児童の処遇に支障がない場合として規則で定める場合にあっては、調理員を置かないことができる。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 栄養士又は<u>管理栄養士</u></p> <p>(10) 略</p> <p>2 略</p>
略	

別表第9（第15条関係）

項目	基準
職員の配置	<p>1 次に掲げる職員を置くこと。ただし、児童の処遇に支障がない場合として規則で定める場合にあっては、調理員を置かないことができる。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 栄養士</p> <p>(10) 略</p> <p>2 略</p>
略	

別表第10（第16条関係）

項目	基準
職員の配置	<p>1 次に掲げる職員を置くこと。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 栄養士又は<u>管理栄養士</u>(40人を超える児童が入所する場合に限る。)</p>

別表第10（第16条関係）

項目	基準
職員の配置	<p>1 次に掲げる職員を置くこと。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 栄養士 (40人を超える児童が入所する場合に限る。)</p> <p>(7)・(8) 略</p>

	(7)・(8) 略		2・3 略
略		略	

(鳥取県女性自立支援施設に関する条例の一部改正)

第6条 鳥取県女性自立支援施設に関する条例(平成24年鳥取県条例第80号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表(第3条関係)		別表(第3条関係)	
項目	基準	項目	基準
職員の配置	1 次に掲げる職員を置くこと。ただし、入所者の支援に支障がない場合として規則で定める場合にあっては、この限りでない。 (1)・(2) 略 (3) <u>栄養士若しくは管理栄養士</u> 又は調理員 (4)～(6) 略 2 略	職員の配置	1 次に掲げる職員を置くこと。ただし、入所者の支援に支障がない場合として規則で定める場合にあっては、この限りでない。 (1)・(2) 略 (3) 栄養士又は調理員 (4)～(6) 略 2 略
略		略	

(鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例の一部改正)

第7条 鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例(平成24年鳥取県条例第81号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1(第6条関係)		別表第1(第6条関係)	
1 児童発達支援		1 児童発達支援	
区分	基準	区分	基準
従業者の配置	1 略 2 児童発達支	従業者の配置	1 略 2 児童発達支

	<p>援センターの従業者は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 次に掲げる従業者を置くこと。ただし、利用者の支援に支障がない場合として規則で定める場合は、この限りでない。</p> <p>ア・イ 略 ウ 栄養士 又は管理 <u>栄養士</u></p> <p>エ～カ 略</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(4) 従業者（管理者及び(3)に掲げる者を除く。）は、専ら当該児童発達支援センターの職務に従事することができる者をもって充てること。ただし、利用者の支援に支障がないと認められるときは、<u>栄養士又は管理栄養士</u>及び調理員を、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。</p> <p>(5) 略</p> <p>3～6 略</p>		<p>援センターの従業者は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 次に掲げる従業者を置くこと。ただし、利用者の支援に支障がない場合として規則で定める場合は、この限りでない。</p> <p>ア・イ 略 ウ 栄養士</p> <p>エ～カ 略</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(4) 従業者（管理者及び(3)に掲げる者を除く。）は、専ら当該児童発達支援センターの職務に従事することができる者をもって充てること。ただし、利用者の支援に支障がないと認められるときは、<u>栄養士及び調理員</u>を、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。</p> <p>(5) 略</p> <p>3～6 略</p>
	略	略	略
	2～4 略		

略

2～4 略

別表第2（第7条関係）

1 福祉型障害児入所施設

区分	基準
従業者の配置	1 次に掲げる従業者を置くこと。ただし、入所者の支援に支障がない場合として規則で定める場合は、この限りでない。 (1)～(5) 略 (6) 栄養士 又は管理栄養士 (7)～(10) 略 2～5 略
略	

2 略

別表第2（第7条関係）

1 福祉型障害児入所施設

区分	基準
従業者の配置	1 次に掲げる従業者を置くこと。ただし、入所者の支援に支障がない場合として規則で定める場合は、この限りでない。 (1)～(5) 略 (6) 栄養士 (7)～(10) 略 2～5 略
略	

2 略

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

条例名等	貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例									
提出理由	<p>1 提出理由</p> <p>(1) 県内における発達障がい児に対する医療体制の充実及び医療水準の向上を図るため、発達障がい児医療研究資金を新たに貸し付けることに伴い、当該資金の返還に係る債務の免除について定める。</p> <p>(2) 特例児童扶養資金の償還の完了に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 発達障がい児医療研究資金の返還に係る債務の免除の条件および範囲は、次のとおりとする。</p>									
由及び概要	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">免除の条件</th> <th style="text-align: center;">免除の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">ア 県立総合療育センター、県立鳥取療育園又は県立中部療育園において発達障害児に対する診療の業務に従事する医師（任期の定めのない常勤の医師であって、当該医師の職への採用に伴い新たに県内に住所を有することとなったものに限る。）となった日から起算して3年以上その業務に従事したとき。</td> <td style="padding: 5px;">債務の全部</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">イ アの業務に従事する期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因して精神若しくは身体に著しい障害を受けたためその業務に従事することができなくなったとき。</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">ウ イに該当する場合を除き、死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため医師の業務に従事することができなくなったとき。</td> <td style="padding: 5px;">債務の全部又は一部</td> </tr> </tbody> </table>		免除の条件	免除の範囲	ア 県立総合療育センター、県立鳥取療育園又は県立中部療育園において発達障害児に対する診療の業務に従事する医師（任期の定めのない常勤の医師であって、当該医師の職への採用に伴い新たに県内に住所を有することとなったものに限る。）となった日から起算して3年以上その業務に従事したとき。	債務の全部	イ アの業務に従事する期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因して精神若しくは身体に著しい障害を受けたためその業務に従事することができなくなったとき。		ウ イに該当する場合を除き、死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため医師の業務に従事することができなくなったとき。	債務の全部又は一部
免除の条件	免除の範囲									
ア 県立総合療育センター、県立鳥取療育園又は県立中部療育園において発達障害児に対する診療の業務に従事する医師（任期の定めのない常勤の医師であって、当該医師の職への採用に伴い新たに県内に住所を有することとなったものに限る。）となった日から起算して3年以上その業務に従事したとき。	債務の全部									
イ アの業務に従事する期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因して精神若しくは身体に著しい障害を受けたためその業務に従事することができなくなったとき。										
ウ イに該当する場合を除き、死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため医師の業務に従事することができなくなったとき。	債務の全部又は一部									
	<p>(2) 特例児童扶養資金の返還に係る債務の免除に関する規定を削る。</p> <p>(3) 施行期日等 施行期日は、令和7年4月1日とする。</p>									

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例（昭和44年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後			改正前						
<p>知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。</p>			<p>知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。</p>						
貸付金の種類	免除の条件	免除の範囲	貸付金の種類	免除の条件	免除の範囲				
略			略						
			<table border="1"> <tr> <td>特例 児童 扶養 資金</td> <td> 児童扶養手当法施行令及び母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令（平成14年政令第207号）附則第4条第1項に規定する特例児童扶養資金 </td> <td> 1 借受者の貸付金を償還すべき日（以下この項において「償還日」という。）の属する年の前年（償還日の属する月が1月から7月までである場合にあっては、償還日の属する年の前々年）の所得が児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第2条の4第1項に規定する額未満であるとき。 </td> <td>債務の一部</td> </tr> </table>	特例 児童 扶養 資金	児童扶養手当法施行令及び母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令（平成14年政令第207号）附則第4条第1項に規定する特例児童扶養資金	1 借受者の貸付金を償還すべき日（以下この項において「償還日」という。）の属する年の前年（償還日の属する月が1月から7月までである場合にあっては、償還日の属する年の前々年）の所得が児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第2条の4第1項に規定する額未満であるとき。	債務の一部		
特例 児童 扶養 資金	児童扶養手当法施行令及び母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令（平成14年政令第207号）附則第4条第1項に規定する特例児童扶養資金	1 借受者の貸付金を償還すべき日（以下この項において「償還日」という。）の属する年の前年（償還日の属する月が1月から7月までである場合にあっては、償還日の属する年の前々年）の所得が児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第2条の4第1項に規定する額未満であるとき。	債務の一部						

						2 借受者が死亡したとき、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため貸付金を償還することができなくなったと認められるとき。
発達障がい児医療研究資金	県内における発達障害児（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害児をいう。以下同じ。）に対する医療体制の充実及び医療水準の向上を図るため、鳥取県立総合療育センター、鳥取県立鳥取療育園又は鳥取県立中部療育園において発達障害児に対する診療の業務に従事する医師（任期の定めのない常勤の医師であって、当該医師の職への採用	1 県立療育機関の常勤医師となった日から起算して3年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事がその都度定める期間）以上その業務に従事したとき。 2 前号に規定する業務に従事する期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因して精神若しくは身体に著しい障害を受けたためその業務に従事することができなくなったとき。	債務の全部			

<p>に伴い新たに 県内に住所を 有することと なったものに 限る。以下 「県立療育機 関の常勤医 師」とい う。)であっ て発達障害児 に対する医療 に係る研究を 行うものに対 して貸し付け る資金</p>	<p>3 前号に該当 する場合を除 き、死亡し、 又は精神若し くは身体に著 しい障害を受 けたため医師 の業務に従事 することがで きなくなった とき。</p>	<p>債務の 全部又 は一部</p>		<p>略</p>			
<p>略</p>				<p>略</p>			
<p>備考 1～6 略</p>				<p>備考 1～5 略</p>			

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

<p>条例名等</p>	<p>鳥取県青少年健全育成条例の一部を改正する条例</p>
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提出理由 青少年が SNS やインターネットを通じて犯罪やいじめ・誹謗中傷に巻き込まれ、又は生成 AI により当該青少年の容貌の画像情報を悪用して児童ポルノ等が作成される被害が発生していることに鑑み、青少年を被害者にも加害者にもさせないため、闇バイト等に関する情報を有害情報と定め、当該情報の閲覧又は視聴を防止する措置を講ずることを保護者の努力義務とするとともに、賭博の定義を明確化してオンラインカジノを利用する機会の提供を禁止し、並びに児童ポルノ等の定義を明確化して児童ポルノ等の作成、製造及び提供を禁止すること等により、青少年の健全な育成環境の形成を図るため、所要の改正を行う。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) この条例の規制の対象となる賭博に、オンラインカジノが含まれることを明記する。</p> <p>(2) この条例の規制の対象となる児童ポルノ等に、生成 AI 等を利用して青少年の容貌の画像情報を加工して作成した姿態(当該青少年の容貌を忠実に描写したものであると認識できる姿態に限る。)を描写した情報を記録した電磁的記録等が含まれることを明記する。</p> <p>(3) 何人も、児童ポルノ等の作成若しくは製造又は提供(県内に居住する等の青少年の容貌の画像情報を加工して作成した姿態に係る児童ポルノ等について本県の区域外で行われる作成若しくは製造又は提供を含む。)をしてはならないものとする。</p> <p>(4) 何人も、青少年が、賭博(オンラインカジノを含む。)、暴行、窃盗、強盗、詐欺、盗品譲受け等の犯罪行為等を行い、又はこれらの行為が青少年に対して行われることを知って、インターネットによりこれらの機会を提供してはならないものとする。</p> <p>(5) 保護者、学校関係者及び関係団体は、その監護又は指導する青少年が SNS を利用するに当たり、個人情報の漏えい、いじめ、誹謗中傷、性的な被害等により、当該青少年が心身ともに健やかに成長し、その個人としての尊厳を重んぜられることを妨げられないよう、SNS の適切な利用方法を習得させることその他の必要な教育及び保護に努めなければならないものとする。</p> <p>(6) 保護者は、その監護する青少年の年齢及びインターネットを適切に活用する能力の状況に応じ、次に掲げる事項について、当該青少年の権利を尊重しつつ、ペアレンタルコントロールを適切に行うよう努めなければならないものとする。 ア いわゆる闇バイトを募集する広告その他の犯罪の実行者を募集する情報の閲覧及び視聴を防止すること。 イ SNS アプリについて保護者が同意したものに限り、利用できるようにすること</p> <p>(7) 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、青少年が使用するスマートフォンに係る契約締結等に当たっては、当該青少年の保護者等に対し、秘匿性を有する SNS アプリであって犯罪行為に係る連絡手段として用いられる場合があるもののインストールをペアレンタルコントロールにより制限する方法を説明するとともに、その内容を記載した書面等を交付等しなければならないものとする。</p> <p>(8) 県は、この条例の実施について、青少年等からの相談に対応するための体制を整備するとともに、関係者に対し必要な周知及び啓発を行うものとする。</p> <p>(9) その他所要の規定の整備を行う。</p> <p>(10) 施行期日等 ア 施行期日は、令和 7 年 4 月 1 日とする。 イ 所要の経過措置を講ずる。 ウ 鳥取県住民基本台帳法施行条例について、所要の規定の整備を行う。</p>

鳥取県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

鳥取県青少年健全育成条例（昭和55年鳥取県条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(県の責務) 第3条 略</p> <p><u>2 県は、この条例の実施について青少年等からの相談に対応するための体制を整備するとともに、関係者に対し必要な周知及び啓発を行う。</u></p> <p>(定義) 第10条 略 2～5 略</p> <p><u>6 この章以下において「電磁的記録」とは、電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。</u></p> <p><u>7 この章以下において「SNSアプリ」とは、ソーシャルネットワークワーキングサービス（登録された利用者同士が交流できるウェブサイト上の会員制サービスをいう。以下「SNS」という。）を利用するためのソフトウェアをいう。</u></p> <p><u>8 この章以下において「賭博」とは、刑法（明治40年法律第45号）に規定する賭博（インターネットを利用して行われるものを含む。）をいう。</u></p> <p><u>9 この章以下において「児童ポルノ等」とは、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）第2条第3項に規定する児童ポルノ又は同法第7条第2項に規定する電磁的記録その他の記録をいい、生成AIその他の情報処理に関する技術を利用し、青少年の容貌の画像情報を加工して作成した姿態（当該青少年の容貌を忠実に描写したものであると認識できる姿態に限る。）を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録及びその記録媒体を含む。</u></p>	<p>(県の責務) 第3条 略</p> <p>(定義) 第10条 略 2～5 略</p>
<p>(安全にインターネットを利用できる環境の整備) 第12条の2 保護者は、その監護する青少年がインターネットにおいて流通する情報を適切に取捨選択して利用し、及び適切にインターネットによる情報発信を行う能力（以下「インターネットを適切に活用する能力」という。）を習得するよう努めるとともに、当該青少年の年齢及びインターネットを適切に活用する能力の状況に応じ、<u>当該青少年の権利を尊</u></p>	<p>(安全にインターネットを利用できる環境の整備) 第12条の2 保護者は、その監護する青少年がインターネットにおいて流通する情報を適切に取捨選択して利用し、及び適切にインターネットによる情報発信を行う能力（以下「インターネットを適切に活用する能力」という。）を習得するよう努めるとともに、当該青少年の年齢及びインターネットを適切に活用する能力の状況に応じ、<u>ペアレンタルコントロ</u></p>

重しつ、ペアレンタルコントロール（青少年のインターネットの利用を管理するためにその保護者が次に掲げる措置をとることをいう。以下同じ。）を適切に行うよう努めなければならない。

(1) 略

(2) 保護者が同意した機能（SNSアプリの機能を含む。）に限り、インターネットを利用できるようにすること。

(3) 青少年有害情報フィルタリングソフトウェア（青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号。以下「インターネット環境整備法」という。）第2条第9項に規定する青少年有害情報フィルタリングソフトウェアであって規則で定める基準を満たすものをいう。以下同じ。）を利用して、次に掲げる情報（以下「有害情報」という。）の閲覧又は視聴を防止すること。

ア 略

イ 賭博、窃盗、強盗、詐欺、盗品譲受け等その他の犯罪又は刑罰法令に触れる行為を直接的かつ明示的に請け負い、仲介し、又は誘引する情報

ウ いわゆる闇バイトを募集する広告その他の犯罪の実行者を募集する情報

(4) 略

2～7 略

（安全かつ安心してSNSを利用できる環境の整備）

第12条の3 保護者、学校関係者及び関係団体は、その監護又は指導する青少年がSNSを利用するに当たり、個人情報の漏えい、いじめ、誹謗中傷、性的な被害等により、当該青少年が心身ともに健やかに成長し、その個人としての尊厳が重んぜられることを妨げられないよう、SNSの適切な利用方法を習得させることその他の必要な教育及び保護に努めなければならない。

（インターネットに接続する機能を有する機器の販売事業者の義務等）

第12条の4 インターネットに接続する機能を有するゲーム機その他の機器の販売を業とする者は、当該機器を購入する者に対し、当該機器においてインターネットの利用が可能なことその他規則で定める事項を説明するとともに、その内容を記載した書面又は当該事項に係る電磁的記録を交付し、又は提供しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、こ

ール（青少年のインターネットの利用を管理するためにその保護者が次に掲げる措置をとることをいう。）を適切に行うよう努めなければならない。

(1) 略

(2) 保護者が同意した機能に限り、インターネットを利用できるようにすること。

(3) 青少年有害情報フィルタリングソフトウェア（青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号。以下「インターネット環境整備法」という。）第2条第9項に規定する青少年有害情報フィルタリングソフトウェアであって規則で定める基準を満たすものをいう。以下同じ。）を利用して、次に掲げる情報（以下「有害情報」という。）の閲覧又は視聴を防止すること。

ア 略

イ 犯罪又は刑罰法令に触れる行為を直接的かつ明示的に請け負い、仲介し、又は誘引する情報

(4) 略

2～7 略

（インターネットに接続する機能を有する機器の販売事業者の義務等）

第12条の3 インターネットに接続する機能を有するゲーム機その他の機器の販売を業とする者は、当該機器を購入する者に対し、当該機器においてインターネットの利用が可能なことその他規則で定める事項を説明するとともに、その内容を記載した書面を交付しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

の限りでない。

(1)～(3) 略

2 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等（インターネット環境整備法第13条第1項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者等をいう。以下同じ。）は、青少年が使用する携帯電話端末等（インターネット環境整備法第2条第7項に規定する携帯電話端末等をいう。）において携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をするに当たっては、当該青少年又はその保護者に対し、秘匿性を有するSNSアプリであって犯罪行為に係る連絡手段として用いられる場合があるもののインストールをペアレンタルコントロールにより制限する方法その他規則で定める事項を説明するとともに、その内容を記載した書面又は当該事項に係る電磁的記録を交付し、又は提供しなければならない。

3 保護者は、その監護する青少年が就労しており、青少年有害情報フィルタリングサービス（インターネット環境整備法第2条第10項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスをいう。以下同じ。）を利用すること又は青少年有害情報フィルタリング有効化措置（インターネット環境整備法第16条に規定する青少年有害情報フィルタリング有効化措置をいう。）を講ずることによって当該青少年の業務に著しい支障を生ずることその他の規則で定める正当な理由がある場合に限り、正当な理由その他規則で定める事項を記載した書面又は当該事項に係る電磁的記録により、インターネット環境整備法第15条ただし書又は第16条ただし書の申出をすることができる。

4～9 略

（図書類又は玩具刃物類の自動販売機等の設置の届出等）

第12条の5 略

（自動販売機等管理者の設置）

第12条の6 略

（自動販売機による利用カードの販売の届出）

第17条の3 略

2 略

3 第12条の5第3項から第7項までの規定は、前2

(1)～(3) 略

2 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等（インターネット環境整備法第13条第1項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者等をいう。以下同じ。）は、青少年が使用する携帯電話端末等（インターネット環境整備法第2条第7項に規定する携帯電話端末等をいう。）において携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をするに当たっては、当該青少年又はその保護者に対し、インターネット環境整備法第14条各号に掲げる事項その他規則で定める事項を説明するとともに、その内容を記載した書面を交付しなければならない。

3 保護者は、その監護する青少年が就労しており、青少年有害情報フィルタリングサービス（インターネット環境整備法第2条第10項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスをいう。以下同じ。）を利用すること又は青少年有害情報フィルタリング有効化措置（インターネット環境整備法第16条に規定する青少年有害情報フィルタリング有効化措置をいう。）を講ずることによって当該青少年の業務に著しい支障を生ずることその他の規則で定める正当な理由がある場合に限り、正当な理由その他規則で定める事項を記載した書面又は当該事項に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）により、インターネット環境整備法第15条ただし書又は第16条ただし書の申出をすることができる。

4～9 略

（図書類又は玩具刃物類の自動販売機等の設置の届出等）

第12条の4 略

（自動販売機等管理者の設置）

第12条の5 略

（自動販売機による利用カードの販売の届出）

第17条の3 略

2 略

3 第12条の4第3項から第7項までの規定は、前2

<p>項の規定による届出をした者について準用する。</p> <p>(児童ポルノ等の提供の求めの禁止)</p> <p>第18条の2 何人も、正当な理由がなく、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めてはならない。</p> <p><u>(児童ポルノ等の作成、製造及び提供の禁止)</u></p> <p>第18条の3 何人も、児童ポルノ等の作成又は製造(県内に居住し、又は県内に通学若しくは通勤する青少年の容貌の画像情報を加工して作成した姿態に係る児童ポルノ等について本県の区域外で行われる作成又は製造を含む。)をしてはならない。</p> <p>2 何人も、SNSの利用その他の手段により児童ポルノ等の提供(県内に居住し、又は県内に通学若しくは通勤する青少年の容貌の画像情報を加工して作成した姿態に係る児童ポルノ等について本県の区域外で行われる提供を含む。)をしてはならない。</p> <p>(場所の提供等の禁止)</p> <p>第19条 何人も、次に掲げる行為を青少年が行い、又はこれらの行為が青少年に対して行われることを知って、場所を提供し、若しくはインターネットにより機会を提供し、又はこれらの行為を周旋してはならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 賭博、暴行、窃盗、強盗、詐欺、盗品譲受け等その他の犯罪又は刑罰法令に触れる行為</p> <p>(3)～(9) 略</p> <p>第26条 略</p> <p>2～7 略</p> <p>8 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金又は科料に処する。</p> <p>(1) 第12条の5第1項若しくは第2項又は第17条の3第1項若しくは第2項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をして自動販売機等を設置した者</p> <p>(2) 第12条の5第4項(第17条の3第3項において準用する場合を含む。)の規定による表示をせず、又は虚偽の表示をして自動販売機等を設置した者</p>	<p>項の規定による届出をした者について準用する。</p> <p>(児童ポルノ等の提供の求めの禁止)</p> <p>第18条の2 何人も、正当な理由がなく、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等(児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号)第2条第3項に規定する児童ポルノ又は同法第7条第2項に規定する電磁的記録その他の記録をいう。)の提供を求めてはならない。</p> <p>(場所の提供等の禁止)</p> <p>第19条 何人も、次に掲げる行為を青少年が行い、又はこれらの行為が青少年に対して行われることを知って、場所を提供し、又はこれらの行為を周旋してはならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 賭博又は暴行</p> <p>(3)～(9) 略</p> <p>第26条 略</p> <p>2～7 略</p> <p>8 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金又は科料に処する。</p> <p>(1) 第12条の4第1項若しくは第2項又は第17条の3第1項若しくは第2項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をして自動販売機等を設置した者</p> <p>(2) 第12条の4第4項(第17条の3第3項において準用する場合を含む。)の規定による表示をせず、又は虚偽の表示をして自動販売機等を設置した者</p>
--	---

(3) 略 9 略	(3) 略 9 略
--------------	--------------

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 鳥取県青少年健全育成条例第26条第3項及び同項の違反行為に係る第27条の規定の適用については、改正後の鳥取県青少年健全育成条例第19条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例による。

(鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部改正)

3 鳥取県住民基本台帳法施行条例（平成14年鳥取県条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(本人確認情報及び附票本人確認情報を利用することができる事務)</p> <p>第2条 法第30条の15第1項第2号及び第30条の44の6第1項第2号に規定する条例で定める事務は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(17) 略</p> <p>(18) 鳥取県青少年健全育成条例（昭和55年鳥取県条例第34号）による同条例第12条の5第1項若しくは第2項又は同条例第17条の3第1項若しくは第2項の届出に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>(19) 略</p>	<p>(本人確認情報及び附票本人確認情報を利用することができる事務)</p> <p>第2条 法第30条の15第1項第2号及び第30条の44の6第1項第2号に規定する条例で定める事務は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(17) 略</p> <p>(18) 鳥取県青少年健全育成条例（昭和55年鳥取県条例第34号）による同条例第12条の4第1項若しくは第2項又は同条例第17条の3第1項若しくは第2項の届出に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>(19) 略</p>

長期継続契約の締結状況について

[新規契約]

番号	契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	契約金額 円	契約期間	設置場所等
1	中部総合事務所	物品 保守	ノートパソコン	1台	鳥取市商栄町221番地1 株式会社愛進堂	409,838	令和7年1月17日 ～令和11年1月31日	鳥取県倉吉児童相談所